

住民一般の文化程度は低く、衛生思想が未発達であるため、政府の懸命なる努力にも拘らず、年々流行病の蔓延の絶えることがない。殊にコレラ患者は甚だ多く、一九二六年にはコレラ患者は二萬人を突破してゐる。然し近年、衛生施設の進歩、衛生思想の普及の結果、流行病の発生及び蔓延を著しく減少の傾向にある。

C 宗教 人種によりそれぞれ宗教を異にする。安南人の官吏階級たる知識階級は古くから支那の影響を受け、一般に儒教の感化が濃厚であり、道教の影響も強い。然し一般の安南人は死者尊敬の風が盛にして、また自然崇拜の念強く、殊に虎の崇拜は最も廣く行はれてゐる。カムボジア人はシナム人と同様に佛教が主であつて、男子は學校卒業後は三ヶ月間僧侶となつて修行しなければならぬ風習がある。またバラモン教も未だ一部上流人士の間に残つてゐる。その他、タイ族は主として佛教を信仰し、マレー人は回教を信仰してゐる。フランス領有後、この地方にキリスト教が盛に傳道され、フランス官憲の保護の下に現在相當の勢力を持つてゐる。

D 教育 公立學校と私立學校あり、教育制度は本國フランスにおけると同様である。土着人のための學校は一九三二年には五、〇三〇の小學校あり、その生徒數三一九、七九二人、教師數九、〇五三人に上る。また七年制高等學校は四校あり、うち一校は男子の學校にして、その生徒數四、八九四人、三校は女學校にして、その生徒數三四三名に上る。高等教育機關にはハノイ印度支那大學 (Indo-Chinese University of Hanoi) が一九一九年に設立され、一九三二年には四五五名の印度支那學生が存在してゐる。また醫藥學校は一九二三年に設立され、現在の在學生は一一四名に達する。

その差は僅かに四度を出ない。雨量はシンガポールの年平均約三二五糎に及ばないが、サイゴンでは一八〇糎に達し、主として夏季の季節風のもたらす所である。

(2) 安南地方に至れば海岸にして高地のため温度は餘程低下し、冬雨型の氣候である。即ち冬の季節風が南支那海の温濕を運んでこの地方に多量の雨を降らしてゐる。例へばユエにおいては、五月の平均気温二五度に上り、一月には一九度位にまで低下し、雨は夏よりも一月、一月に多く、年平均雨量二五〇糎に達する。

(3) トンキン地方は夏の季節風は南々東より來り、雨期を齎らす。ハノイの雨期は五月乃至一〇月で、七月に最も多く、ハイフオンの年雨量は一六二糎に達する。ハノイにおいては最も暑い五月の平均気温は二九度、最も寒い一二月のそれは一六度にして、奥地の冬は更に低温にして、平均一三度臺に下る。

地方別面積・人口

地方別	面積(平方哩)	人口	一平方哩の人口	調査年度
交趾支那	26,475	4,473,576	168	1932
トンキン	40,530	3,503,870	295	1933
安南	39,758	5,119,801	129	1932
カムボジア	67,550	2,806,000	41	1931
ラオス	89,320	974,875	10	1932

(4) トンキンの高地及びラオスは印度内地の氣候に甚だ類似し、海岸低地に近き山地は氣候温和となつてゐる。

E 風俗

安南人は一般に代赭色の綿布の細い筒袖の上衣に、男はズボンを着け、女は紺を着けて、各原色染の帯を前結びにしてその兩端を長く垂れてゐる。婦人は髪を束髪のやうに結び、青色の綿布で鉢巻のやうに包む。上流婦人は顔を美しい絹布の綾織で覆ふ。また安南婦人はよく檳榔子に石灰を混ぜたものを咬んでゐる。これは清涼と歯牙の保健のための風習であり、従つて婦人の口中は常に眞赤に染つてゐる。

また佛領印度支那の奥地に住むモイ族 (Moi) はインドネシア系に屬する人種にして、剽悍悍猛な特徴である。彼等の間には妙な奇習が行はれ、山林、沼澤、瀑布、大樹には妖精が棲むものと信じ、また墓には魁奇な形をした丈餘の木彫の柱を卒塔婆のやうに立て列ねる。これは日本上代の埴輪に類似の思想から出發したものである。

V 自然

A 位置 佛領印度支那は所謂印度支那半島の東半を南北に長く占め、北端は北回歸線から南端は北緯八度のカムボジア岬に、西は東經百度から東は東經百九度の間に横がつてゐる地域にして、北は支那の雲南、廣西、廣東の三省に接し、西はシナム、ビルマに境し、東より南は南支那海に面してゐる。

B 地勢 雲南山系の延長が南下してトンキンの高地、ラオスの山地の大部分を構成してゐる。これ等の山地は高原性で、起伏著しからず、主として北西より南東の方向に並走する數列の山脈を成し、各山脈の間には同じ方向の裂谷があり、これ等を分つてゐる。西邊ラオスの奥地にはヒマラヤの新成山系の南下せる山脈が

D 面積・人口 佛領印度支那の總面積は約二八五、〇〇〇平方哩、一九三一年におけるその總人口は二一、六五二、〇〇〇人にして、人口密度は一平方哩に付き、平均七五人である。その地方別による面積・人口は別表の如し。

E 住民 佛領印度支那の人口は、前述の如く、二千一百万を突破し、而かもその人種は極めて雑多である。その先住民族にして現存せるものはネグリト族に屬するモイ人 (Moi) 及びカス人 (Khas) にして、外来諸族に壓迫せられて奥地の山岳森林地帯に原始的生活を営んでゐる。西方より侵入し來つたのはヒンズー族に屬するクメル人 (Khmer)、マレー人、シナム人の祖先たるタイ族 (Thai) 及び安南人 (Annamites) である。これ等のうち、タイ族及び安南人が最も有力にして、漸次海岸より奥地に侵入し、現在印度支那の主民族を形成してゐる。

現在に於ては、タイ族はラオス地方に占居し、クメル族は往年の支配者にして驚くべき文化の發達を示した民族なるも、現在振はず、カムボジアの地に居住する。安南人は安南海岸地方、北はトンキン、南の交趾支那の平野に占居し、その數最も多く、全人口の三分の一を占めてゐる。

以上の印度支那土着民族の外に、一七世紀以來新に侵入し來つたものに支那人が居る。彼等は土着人の怠惰に乗じて、殆んど全國の商權をその掌中に收めてゐる。その他、ヨーロッパ人は殆んどフランス人によつて占められ、一九三一年の國勢調査によれば、四三、八三九人(軍隊を除く)に上つてゐる。

VI 交趾支那 (Cochin-China) A 歴史・政治

交趾支那は一八六二年、安南王によりフランスへ割讓され、爾來、フランス政府の直轄植民地として首府サイゴン駐在のフランス總督によつて統治されたが、一九〇二年に至り、總督府はトンキン地方のハノイに遷さる。交趾支那は知事 (Leutenant-Gouverneur) により統治され、行政上二十一州に區劃さる。またサイゴン (Saigon)、ホーチン (Cholon)、カンチ (Canton)、ベトナム (Baikien) ラングア (Langkai) の諸都市には市制施行され、「サイゴン・ホーチン地方」(Région Saigon-Cholon) と稱せられる新行政区劃が設けられてゐる。交趾支那には植民地會議 (Colonial Council) があり、十二名のフランス人、十二名の土着人より構成さる。また交趾支那は本國議會に一名の下院議員を送り、佛領印度支那全體の利益を代表せしめてゐる。また、一九三二年における交趾支那の地方豫算案は歳入歳出ともに一五、五五〇、〇〇〇ピアストルである。

B 經濟

【産業】 耕地は全面積五、七二〇、九三五ヘクタールのうち、二、三九〇、五七〇(一九三二年度)に上る。最大産物は米にして、一九三二年度における水田二、一〇六、二八二ヘクタール、米産額二、〇一九、〇六七メートル噸に上る。即ち米田は全耕作面積の八割以上を占めてゐる。その他、玉蜀黍、豆類、甘藷、落花生、棉花、ゴム、甘蔗、煙草、コーヒー、椰子、檳榔子、胡椒、オレンジ、バナナ、等を産する。一九三二年における家畜類は、馬一一、九六一頭、水牛四三九、九八一頭、豚五七九、七〇〇頭、羊

蟬居してゐる。東邊は安南山脈が北西より南東に向け海岸に並走して弧狀に隆起して、所謂脊梁山脈を成してゐる。

この地方の平野は何れも山脈或は高原の末端が海に沈んで出來た灣や入江に、河川の運搬し來つた堆積物で埋め立てた沖積平野や三角洲であり、概して低平にして沼澤に富んでゐる。即ち半島を縦走して南下するメコン河は印度支那の大動脈にして、カンボジア平野と交趾支那平野を養ひ、殊にその流域には大三角洲地帯を發達せしめてゐる。また北端を東流するソンコイ河はトンキン平野を形成し、また大三角洲を作つてゐる。

またこの地方の海岸線は概して屈曲に富んでゐる。シナム灣に面する海岸は内地の高原が直ちに海に逼つてメナム (Mekong)、コム・ボン (Kompong) の出入を示してゐる。またその最南端カムウ岬 (Kamau) から交趾支那の北海岸のサン・ジャック岬 (St. Jacques) に至る間は比較的平坦な海岸地形を示し、その間メコン河の三角洲地帯が多少の出入を示してゐるに過ぎない。それより以北の安南の海岸は所謂「鐵の濱」(Côte de Fer) と呼ばれ、山脚直ちに海に没し斷崖絶壁多く、屈曲にも富む。トンキン地方の海岸は平坦なる濱となつて、圓弧を描いてトンキン灣を形成してゐる。

C 氣候

佛領印度支那は北緯二八度より一〇度附近に達し、全土熱帯圏内にあり、氣候は概して高温であるが、海岸地帯と内地高原とにより、また南北により各地の氣候に可成りの變化があり、次の四地域に分けることが出来る。(1) 北緯一二度以南、カムボジア及び交趾支那の地域で氣候は殆んど赤道型、年平均攝氏二七度、サイゴンにおける最も暑い一二月の平均気温二五度、最も暑い五月の平均気温二九度、

及び山羊五、〇九〇頭を数へる。河川及び沿岸の漁業は極めて盛に行はれてゐる。水産額は年々百五十萬フランに達する。その他、工業としては製米業が盛である。サイゴン及びコーロン地方には五五の製米工場あり、一日の平均製米量は三、七〇五噸に及ぶ。その他、これ等の都市に製材工場八、石炭工場六、ワニス工場一がある。

【貿易】 商業は殆んどヨーロッパ人と支那人の手に獨占されてゐるが、約一萬八千の安南人が小商人として活躍してゐる。一九三二年度の輸出額は八一、〇二四、〇〇〇フラン、輸入額は五五、三二八、〇〇〇フラン、差引輸出超過額は二五、八、七四三、〇〇〇フランの多きに上る。輸出品のうち最も重要なものは米にして、その他のものは別表の如し。

一九三二年主要輸出品 (單位メートル噸)

Table with 2 columns: 品名 (Commodity) and 数量 (Quantity). Items include 米 (Rice), 乾魚及魚油 (Dried fish and fish oil), 脂肪及魚油 (Fat and fish oil), 胡椒 (Pepper), 棉花 (Cotton), 椰 (Coconut), 糖 (Sugar).

C 自然 【地形】 佛領印度支那の最南部を占め、メコン下流の大三角洲地帯に位し、平野に富み、土地肥沃にして佛領印度支那の米産の中心地を爲す。

【面積・人口】 交趾支那の面積は二六、四七六平方哩、一九三二年度における總人口は四、四七三、五七六人、その人口密度は一平方哩に付き一六八人である。その住民の主なるものは安南人、カムボジア人、シナム人、支那人等、フランス人は一八、三八二人、その他のヨーロッパ人は六四七人(約三千名の軍人を除く)に上る。

VII トンキン(Tonking)

A 歴史・政治 フランスの植民地である。一八八二年の佛安戦争の時、フランス軍はハノイを占領し、超えて一八八五年の天津條約によつて支那の承認の下にその保護領とした。然し安南王は形式的には大守を派遣してトンキン地方を統治してゐたが、一八九七年七月、安南王はトンキンの大守制度を廢止して、その代りにフランスの駐劄官廳の創設に同意した。

トンキン地方は知事(Lieutenant-Gouverneur)によつて統治される。一八九七年以來、保護領としてではなく、植民地としてフランス政府の支配下にある。地方は二三州と四軍政區に分けらる。この地方の一九三二年度豫算案は歳入出ともに一、七七八、一七一、〇〇〇フランに上る。【首府】 ハノイ(Hanoi)、トンキン地方政廳の所在地であると同時に、佛領印度支那の總督府の所在地である。立派な近代的城市にして、一九三三年の人口は、一、二七、四〇〇人になる。うちフランス人は五、〇〇〇人を含む。

B 經濟 【産業】 ソンコイ河流域の平野で農業が盛に行はれてゐる。その主産物は米にして、一九三二年度の産額は一、七九七、二六四噸に上る。その他、玉蜀黍、葛、砂糖、コーヒー、茶、煙草、種々な果實類が産する。生絲の年産額も相當の額に上る。その多くはこの住民によつて繰られ、その残額は輸出する。また奥の山地は各種の礦物に富み、炭山も多く年産額百萬噸を越える。その他、石灰・炭酸亜鉛、錫の産が多い。【外國貿易】 一九三二年度における輸入は三六、三二六、〇〇〇フラン、同じく輸出は一八、〇四五、〇〇〇フランにして、著しい入超過がある。北部、中部、及び南部安南には鹽の産が多い。

C 自然

【地形】 今日の安南の地は佛領印度支那の西部海岸に沿つて北より南に細長く延びてゐる沿岸地帯を占めてゐる。この地方は雲南山系に屬する安南山脈が海岸に沿つて南下してゐるため、平野は極めて少く、北部と南部とに多少平地が開けてゐるに過ぎず、その多くは山脚直ちに海に没して岬角の懸崖をなす所謂「鐵の嶺」(Côte de Fer)を爲してゐる。

【面積・人口】 その面積は約三九、七五八平方哩、一九三二年における人口は五、一一九、八〇一人、人口密度は一平方哩に付き一二九人になる。住民の大部分は安南人にして、海岸地方及び都市に多く居住する。モイ人(Moi)は内部山地に部落を作つて住み、その数は五九一、七〇五人(一九三二年)に達する。その他、ヨーロッパ人二、八五四人、支那人九、八七八人、日本人二四二人がある。

K カムボジア(Cambodia)

A 歴史・政治 カムボジア王國は中世の初期を極盛時代とし、その範圍は遙に廣く現在のシナムにまで及び、高度の文化を有してゐた。然しその後國勢は衰へ、一八六三年フランスの保護下に立ち、一八六七年シナムにより正式に承認されて現在に至る。

現國王シソワヌモニウォン(Sisowathmonivong)は一九二七年八月八日、父王シソワヌ(Sisowath)の後を繼ぎ、一九二八年七月二日即位せり。國王はフランスの駐劄官長(Résident)を示し、輸出額は輸入額の半分にも足りない有様である。主要輸入品は金屬器具、機械、絲及び織物、酒類にして、主要輸出品は米、玉蜀黍等である。また主なる貿易港はハイホン(Haiphong)である。

C 自然 【地形】 佛領印度支那の最北部にあたる地方で、北は支那の雲南省に、西はラオス、南は安南に境し、東方は開いてトンキン灣に臨んでゐる。國の中央をソンコイ河が貫通して、下流に至つて三角洲發達してトンキン平野を形成し、その南東方の海岸近くにはバラセル群島散在して、附近一帯に珊瑚礁が著しく發達す。また奥地は南支那に連なる山地によつて掩はれ、その高きものは二千米に達する。

【面積・人口】 その面積は四〇、五三〇平方哩、一九三三年における人口は八、五〇三、八七〇人にして、人口密度は一平方哩に付き二九五人の多きに達し、印度支那において最も人口稠密な地方である。住民の多くは安南人にして支那人が之に強ぐ。またフランス人は一〇、八八五人に上る。

II 安南(Annam)

A 歴史・政治 一七八七年に始まつたフランスの安南干渉は、一八八四年六月六日の保護條約調印、一八八六年二月二三日の首都ニエ(Hue)における同條約批准により、終局し、フランスの安南に對する保護は確立された。

現國王バオ・ダイ(Bao-Dai)は一九二六年一月八日、安南王位に就く。國王は、フランス駐劄官長(Résidents-Gouverneur)の代表するフランスの意志に基き、内閣の補助を受けて、政治を行ふ。一九二六年國會の創設を見る。内閣は内務、大藏、典禮、工務、文部、陸軍、及び司法

【首府】 フナム・パン(Phnom-Penh)、「トント」サブ河(Tont Sap)とメコン河(Mekong)との分岐點にあり、人口九萬六千人。【經濟】 一九三二年度の同國の豫算案は歳入歳出ともに七、九四二、〇〇〇ピアストルである。うち七二八、〇〇〇ピアストルは皇室費である。

【産業】 土地は概して肥沃なるも、勞働力不足と氣候不良のため、未だその一部のみしか耕作されるに至つてない。カムボジアの主産物は米にして、一度クーロンに運ばれ、そこで製米されて、サイゴンより輸出される。その他、主なる産物は煙草、絹綿、棉花、胡椒、玉蜀黍、棕櫚糖、ゴム、生絲等である。胡椒は特にカムボット地方(Kampot)に多く、一九三二年度の輸出高は三、一〇〇メートル噸に上つてゐる。玉蜀黍の栽培も盛で、その年産額は七萬噸と概算せられ、その全額は輸出される。牛の飼養は古くより行はれてゐた産業にして、特にフナム・ベンとマニラに至る地方で盛んである。

その他、土人の家内工業として、絹織物、綿織物、陶器製造、筵製造等が古くより盛んである。首府フナム・ベンには紡績工場一、生絲工場一、多くの製米工場がある。農村に富む森林地帯は全國で一千萬エーカーに上ると云はれてゐる。鐵産は豊富にして、特に隣に富むも、未だ廣く採掘されるに至つてゐない。また漁業はトレンザブ湖で盛に行はれ、土人の主産業の一つである。メコン河の氾濫は西部カムボジア中央に大湖を作る。乾燥期にはこの湖水は漸次減水し、この地方に無数の池を殘す。これ等の池には魚類極めて豊富にして、鹽

の七省に分る。各省にはフランスの事務官が置かれ、その干與を受ける。地方政治區劃としては州が設けられ、フランスの州長が置かれ、直接土人行政の衝に當らざるも、下級官廳を監督する。即ち、その下に府(Phu)又は縣(Huyen)と稱せらるる行政區劃あり、それぞれ土着人官吏たる府知事(Phu-Phu)、縣知事(Phu-Huyen)が置かれ、直接に土人行政に當つてゐる。これ等の土人官吏は直接に國王により任命せられるも、フランスの干渉を受ける。

【首府】 ニエ(Hue)又は Mang-Ca と呼ばる、人口三一、八八五人(一九三一年)。

B 經濟 【財政】 トーラン(Touran)及びクイ・ノン(Qui-Nhon)の二港は外國貿易のために開放され、その關稅收入はフランスに讓渡さる。一九三三年における安南の豫算案は歳入歳出ともに八、九八九、三五〇ピアストルに上る。

【産業】 農業を以つて主要産業とし、その他、林業、鑛業が行はれてゐる。農業のうちで米を第一とする。パンラン河(Platanang)を利用して約一萬エーカーに上る地域が灌漑され、また同様な灌漑工事が中部安南の各地に行はれてゐる。その他、主要な農作物は棉花、玉蜀黍、穀物、檳榔子、桑、肉桂、煙草、砂糖、キンマ、マニオク、竹、良質木材、白豆、荳蔻、コーヒー、染料、及び藥草等である。また生絲も盛に作られてゐる。安南には約八十萬四千頭の家畜が飼養される。就中、牛の飼養が盛である。

鑛業はクアンナム州(Quang-Nam)において銅、亜鉛、金を産する。これ等の鑛山は安南人によつて採掘されてゐる。タンホア(Thanh-Hoa)より約九料のところに赤鐵鑛の重要な鑛山があり、またノンソン(Nongson)には炭山が

漬及び燻製に適す。
【外国貿易】一九三一年度における輸入は一七、五〇〇、〇〇〇ピアートル、輸出は二三、五〇〇、〇〇〇ピアートルにして、出超額は六百萬ピアートルに上る。主要輸入品は鹽、酒類、織物、化学品、葉巻、鐵、阿片。主要輸出品は米、鹽魚、胡椒、玉蜀黍、棉花、烟草、魚油、棕櫚糖、ステックラック、絹綿、木材、樹脂、皮革牛等である。

カムボジアはシアン湾にケップ(Kep)及びレンラム(Ram)の二海港あり、シアン汽船會社の船によつてバンコック、或はサイゴンと連絡してゐるが、共に小港にして、貿易の多くはパノム・ベンに通ずる河蒸汽によりサイゴンに運ばれ、そこで海外に積み出される。

遺跡 カムボジアは印度支那近隣における最古の王國であり、その民族たるクメル人(Khmer)は古くより特別に文化的素養の高い民族であつた。その文化は多く印度に負ふところが多いが、一方また支那に負ふことも見逃し得ない事實である。シアン及びシアアのそれと非常に類似の點が多いが、この兩者のいづれもその建國も文化もカムボジアよりは新しく、寧ろカムボジアの影響を受けてゐるといふべきである。

カムボジアの壯大なる遺跡は西部地方にあり、殊にアンコール(Angkor)の廢墟が最も有名である。これ等の廢墟は長い間、シアン領域の草深き森林中に埋もれて全然世人から忘れられてゐたものであつた。その後、一八五八—一八六一年の間におけるフランス人ミューオーの探検によつて發見され、その研究を名目としてこの地方をシアンより割讓せしめた程である。

D 自然 【地形】カムボジアは南に交趾支那、東に安南、北にラオス及びシアム、西に

シアムを控へ、西南はシアム灣に臨んでゐる。その中央をメコン河が貫流し、カムボジアの平原を養ひ、南下して交趾支那に這入る。而して東部には安南山脈が蟠居し、西部には半沙漠性のカムボジア地塊が横はり、またカムボジア平野の西部はトンレガプ湖等の沼澤地帯で、僅かに漁業が行はれるが、殆んど不生産地域で、農耕地はメコン河畔の一地帯に過ぎない。

X ラオス(Laos)

A 歴史・政治 この地方は嘗て獨立の國家を組織してゐたが、一八九三年、フランスによつてシアムより奪取され、その後二分されて今日に至る。即ちルアン・プラーン王國(Luang Phrang)はラオスの北部地方にあり、その一部を占めてゐる。同國の首府は同名のルアン・プラーンにあり、國王はフランスのフランス駐劄官長(Resident-Gouverneur)の輔佐の下に國政を執る。またルアン・プラーン王國に屬せざるラオス地方はフランス駐劄官吏の統治下に置かれてゐる。

B 經濟 【財政】一九三三年度の地方豫算は歳入歳出ともに三、七四四、一〇〇ピアートルである。

【産業】平地乏しけれども、土地は肥沃にして米の産出が多い。米の平均産額は約三十五萬

噸に及ぶ。その他、主要産物は棉花、藍、烟草、果物、チーク材である。このチーク材はメコン河に流してサイゴンに運ばれる。鑛産には金、錫、鉛、寶石類が發見され、三のフランス人の支配する數會社の手にすべてそれ等の探掘權が歸してゐる。

【交通】メコン河を通してラオスに這入ることが出来る。メコン河は途中クイン(Không)の堰によつて水速を緩められる。又ヴィン(Vinh)とタケック(Thanhkiet)間、クアン・トック(Quang Tri)とサウナケット(Savannakiet)間に二の新道路がある。またメコン河に沿つて走る新道路はタケックをバクセ(Basse)に結び、そこよりサイゴンに通ずる。四哩の長さの鐵道がコロン内地に敷設され、それによつて河蒸汽はメコン上流に連絡せられてゐる。またモーター船がヴェンティアム(Vientiane)、首府ルアン・プラーン、及びオエイ・サイ(Haet-Sai)の間を往復し、この地方の重要な交通機關を形成してゐる。

C 自然 【地形】佛領印度支那の西部を占め、安南と背を合せ北より南へ細長く延びた地帯にして、大雪山脈が縦走し、殆んど全部が高原に掩はれてゐる。これ等の廣大な高原山地は、或は森林地帯を形成し、或は灌木地帯となつてゐる、その大部は今日未だ人跡未踏の地帯である。

【面積・人口】その面積は八九、三二〇平方哩、一九三二年における人口は九七、四八七五人にして、人口密度は一平方哩に付き僅か一〇人に過ぎない。斯くの如く人口密度の極めても、人跡稀な地方が如何に多いか小なるを見てわかる。

人口は一八三、五五五人(一九三一年)に上る。うちボンヂシエリーの市の人口は四三、四九九人である。

同市には綿絲工場が三あり、織機一、三三五、紡錘七二、〇六七、従業員八、二四五人を數ふ。また植物油製造の小工場もある。附近には米、落花生等を産す。

III カリカル(Karikal) インド半島の東岸コロマンデル海岸に沿ひ、ボンヂシエリーの南方百餘の地點にあり、カウヰリ河の三角洲上に立つ。行政上六自治市に分れ、ボンヂシエリー政廳の管下に屬す。その面積は一六三平方哩、一九三一年度におけるその人口は合計五七、九一四人である。同名の港市は人口一七、五五八人を擁し、米穀の大取引地である。

IV シャンデルナゴル(Chanderanagar) ガンジス河の一支流フーグリー河の沿岸、カルカッタ市の北々西二六の地點にある。行政上一自治市を成し、ボンヂシエリー政廳の管下に屬す。面積は約九平方哩にして、一九三一年度におけるその人口は二七、二六二人に達する。同市には黄麻工場が一つある。

またシャンデルナゴルとは白檀樹(Santal-wood)を意味する。

V マヘ(Mahé) インド半島の西岸、カリコ市の北々西六一の地點にあり、マラバル海岸の小港である。行政上一自治市を形成し、ボンヂシエリー政廳の管下に屬す。一九三一年度におけるその人口は二、四三〇人を數へる。

VI ヤナオン(Yanon) インド半島の東岸、ゴタヴァリ河の三角地帯を占めてゐる一小海港である。行政上一自治市を爲し、ボンヂシエリー政廳の管下にある。一九三一年度におけるその人口は僅か五、二四九人に過ぎない。

佛領インド諸領
英 French India,
獨 Französisch-Indiens
佛 Possessions Françaises
dans l'Inde.

I 概説 【歴史】インドにおけるフランス領土の最も主要なものはボンヂシエリーである。同地は一六七四年佛領となり、一度一六九三年にオランダ人に奪はれたるも、再び一六九九年に至りフランス人によつて奪還する。然るに一七六一年、同地はイギリスの手に歸し、一七六五年フランスは再び之を奪還した。越えて一七七八年再度イギリスの手に歸し、一七八五年三度フランス之を奪還し、一七九三年に至り又イギリスの手に歸したるも、一八一四年、遂にまたフランスの手に回復された。更に一八一四年及び一八一五年の條約により、インドにおけるフランス領土は確定され、ボンヂシエリー(Pondichery)、カリカル(Karikal)、シャンデルナホル(Chanderanagar)、マヘ(Mahé)、ヤナオン(Yanon)の五植民地と定められ、ボンヂシエリー駐在の知事によつて統治され、今日に至つてゐる。

【政治】これ等の佛領インド植民地はボンヂシエリー駐在の知事によつて統治される。またこれ等の植民地は本國議會に兩院議員一名づつを送つて、その利益を代表せしめてゐる。また佛領インドは行政上一七自治市に分けらる。即ちボンヂシエリーは八自治市に、カリカルは六自治市に分けられ、シャンデルナゴル、マヘ、ヤナオンの三市はそれぞれ一自治市を構成してゐる。各自治市は市會を持ち、統治する。

地方別人口
(1931年現在)

Table with 2 columns: 植民地別 (Colonies) and 人口 (Population). Rows include Pondichery (183,555), Karaikal (57,914), Chandernagore (27,252), Mahe (12,430), Yanam (5,249), and Total (286,410).

【教育】同植民地における教育機關は、一九三二年度において、小學校六二校、専門學校五校、すべて官立にして、教師三〇七人、生徒一二、〇九九人を數ふ。

【財政】一九三三年度の植民地政廳の豫算は歳入三、〇四九、五八五ルビー、歳出二、七六三、九九ルビーである。

【産業】またその主要産物は米、マニョク、落花生等である。その他、畜産は盛んで、一九三二年末において、牛六六、〇四五頭、羊三四、八三〇頭、山羊三一、〇一二頭を數へる。

【外國貿易】その貿易はボンヂシエリー、カリカル、マヘ、及びヤナオンの四港で行はれ、一九三二年においては、輸入は總計八五、六三七、〇〇〇フラン、輸出は總計一三四、九七一、〇〇〇フランに達し、著しい出超額を示してゐる。また同年度におけるこれ等の四港の出入船は二七二隻に達する。

II ボンヂシエリー(Pondichery) 印度半島の東岸コロマンデル海岸、マドラスの南々西一三四の地點にある。同地は行政上八自治市に分けられる。同名の市街地は一運河を境としてヨーロッパ人と土人町とに分る。ヨーロッパ人町には佛領インド政廳及び諸學校がある。佛領ボンヂシエリーの總面積は二九一平方哩、

ペルシア 立憲君主國

英 Persia (Iran), 獨 Persien, 佛 Perse

I 歴史概観

一、ペルシア帝國の建設 ペルシアは、もとペルシア灣岸に臨むペルシス (Persia) を本據としてイラン人種の建てた國である。その人民は初め北方のメジア王國に服屬してゐたが、紀元前六世紀キュロス王に至つて大いに國勢を張り、メジアを倒し、小アジアのリジア、新バビロニアを討平し、フェニキヤ、シリアを併吞し、東北はカスピ海の東南に住むバルタウを征し、東南はインダス河流域までも領土を伸ばし、小アジア沿岸のギリシア植民地までもを支配下に置いて、こゝにペルシア帝國の基礎を築き、その子カンビュセスの時にはエジプトを征服し、次に王位についたダリウス王(前五二一—四八五)に至つて、その領土は益々擴大し、東はインダス河より西はギリシアの北方トラキア、マケドニアに及び、東北はシグトを越えてヤクスアルテス河畔に至り、西南はものとエジプトを包括して、ヨーロッパ、アジア、アフリカ三大陸に跨る空前の大帝國を形成した。

二、ペルシア文化の繁榮 こゝにおいてペルシア文化は、その國運と共に最高潮に達し、東西文化の交流を見るに至つたが、ついで必然的にギリシア諸都市との衝突起り、ダリウス王の第一回第二回に及びギリシア遠征も遂に不成功に終り、この頃より次第に國運傾き、國內も反亂し、エジプトは獨立し、小アジアの屬州知事等の反亂もあり、次第に衰へたが、遂にアレキサンダー(前三五六—三二三)起るに及んでペルシア帝國は亡ぶに至つた。

三、各王朝の興亡 其の後いくばくもなくアレキサンダー大王も没し、その後は彼の大阪圖も諸將の間に分割されて四分五裂の形であつたが、舊ペルシア領の大部分はセレウクス家の有に歸し、その後は幾多の王朝の盛衰あり、ローマ帝國華かなりし頃には、その支配を受け、遂か下つて二三世紀には蒙古軍の襲來を受けてイル汗國の一部となり、續いてチムールによつて併合され、チムール没後ムガール帝國の支配下にあり、一六世紀の初めイスマイルなるもの兵を擧げて獨立し、一王朝を立て、以後も、トルコ、アフガニスタン、ロシア等との勢力關係によつて幾多の王朝の廢立あり、一七九四年アガムハメット國內を統一してカジャール朝を起すに至つた。

四、列國の侵略 元來ペルシアの地は、トルコ、アフガニスタンなどと共に、ヨーロッパとアジアの中間地帯にあるため、近代に至つては常にヨーロッパ列強の侵略に會ひ、特にロシア及びイギリスの干渉甚だしく、一九〇七年英露の協商の結果、遂にペルシアは三分されて、北部はロシア、南部はイギリスの勢力範圍となり、その中間は中立地帯となつた。その間國內には暴動絶えず、ムザッフェル・エフシンの王の一九〇六年憲法制定の事などあつたが、動亂おさまらず、次いで世界大戦勃發するや、ペルシアは中立を守つたが、實際上は英露兩軍のために占領され、ロシア革命によつてロシア軍隊の撤退を見た後は、完全にイギリス軍の侵略を蒙り、一九一九年の條約においては、ペルシアの財政及び軍事の實権はイギリスの手に歸してゐた。

五、新ペルシア帝國建設 國內の革命運動は次第に進み、二一年にはイギリスとの前條約は破棄され、ロシアとの條約を結ぶにさえ到り、コサック出身の士官リザ汗は、ペルシア民族統と獨立を標榜して起ち、軍隊の力を以つて遂に一九二一年二月政權を把握し、二五年カジャール朝を廢して自ら王位につき、パールレイ朝を開いた。

II 皇室

皇帝——リザ・カン・パールレイ (Riza Khan Tahlevi, Shah of Persia) 一九二五年一月一日正式にペルシア皇帝となり、翌二六年四月二五日、國王戴冠式舉行せらる。一九二五年一月三日、「國民の幸福の名において」國民議會によりペルシア皇帝サルタン・アバーター (Sultan Ahmad) 退位を強制せられ、遂にハリに亡命し、こゝにカジャール朝 (Kajar Dynasty) 亡び、その結果、同年一月三日、國民議會は一兵卒より身を起し國民の信望を一身に擔へる時の首相リザ汗を國王に推戴に決し、一六日新皇帝の即位を見、現在に至る。皇太子——シャール・モハメッド・リザ (Shahpur Mohammed Riza) 皇帝リザ汗の長子、一九二六年二月二五日、ペルシア皇太子 (Valiabd) たるべきこと宣下さる。

III 政治

A 政治機構 一九〇五年ロシア革命後、之れに刺戟されてペルシアに民主革命が起り、一九〇六年八月五日ペルシア憲法制定さる。同年直ちに一院制たる國民議會 (Majlis) を設立し、立法機關となし、一九〇六年に至るまでのペルシア政治形態はペルシア皇帝が聖典コーランの教義に則つて政權を掌握し、絶対的専制君主となり、神の顯現體として民衆に臨み、豪奢な生活に耽り苛政苛求甚しく、政治を顧みざる結果一九〇五年、ペルシア國民代議制度を要求し、國王は一九〇六年遂に國民議會の設立を許し、國民議會は一九〇六年一月より一九〇八年六月まで開會し、その間新憲法を制定し、同憲法は一九〇六年一月三日國王の裁可をうく。尙、ペルシア政府は國粹主義を以つて遂にペルシア曆元日にあたる一九三五年三月二一日より正式に國名を「イラン帝國」と改め、外人の付した而も一地方の呼稱に過ぎない「ペルシア」なる國名を廢止するに至る。

B 行政 現内閣は一九三三年九月一七日組閣されたもので、各關係の顔觸は次の如し。

- 首相 フネロ (Mirza Mahmud Ali Khan Ferozghi)
外相 カシム (Mirza Seyyid Bagher Khan Kazeni)
内相 シヤム (Mirza Mahmud Khan Jam)
蔵相 タウナル (Mirza Ali Akbar Khan Dawar)
土木相 トムヌ (Mirza Ali Khan Mansur)
法相 サーム (Mirza Seyyed Muhsen Khan Sadr)
文相 クトブ (Mirza Ali Asghar Khan)

- 選相 テクナト (Muhammad Ali Teknat)
交通相 マーワン (Mirza Ali Akbar Khan Bahmani)
農工相 マキヤット (Mirza Kuli Khan Bayat)
陸相 マサッマ (Jafar Kuli Khan Asaad)
C 立法 立法權は一院制の國民議會 (Majlis) に屬す。國民議會は任期二三年を有する定員一三六名の議員よりなる。【現議會】尙ペルシアの現議會は一九三二年の總選舉にかへり、正副議長は次の如し。議長—Mirza Hussein Khan Dalgar 副議長—Mohand Harhem Mirza Afsar Melahi Khan Davar

D 司法 ペルシア司法制度はフランス司法制度を模範としたもので、フランス法學者を聘し、民法、商法に亘る法典編纂を試み現行法はフランス法に基礎付けられたものである。首相テハラン (Teheran) には大審院あり、テハラン、タブリーズ (Tabriz)、メシヘド (Meshed) シラツ (Shiraz)、ケルマシヤ (Kermanshah) イスバハ (Isfahan) アラツ (Ahvaz) には控訴院あり、村及び小都市には治安裁判所、大都市には高級裁判所あり、裁判所は司法大臣によりて管轄される。ペルシアのすべての都市には警備長官がある。新民法・刑法・商法はフランス法、スウイス法によつたものである。

E 地方行政 全國を二六州に分ち、各州はワライ (Wali) と稱する總督及びハーキム (Hakim) と稱する知事によつて支配せられ、總督及び知事は中央政府に對して直接責任を有し、且つ各町村はカトキエーダ (Kalkada) と稱する首長を有し、首長は知事によつて任命さ

れる以外に、時としては一般公民の選舉によつて任命される。遊牧酋長は一般にイルカニ (Ikhand) イルベキ (Ibegi) ワライ (Wali) シルター (Sirdar) シェイク (Sheikh) と呼ばれる。之等遊牧酋長はペルシア中央政府の納稅徵集の折衝に當ることを主たる仕事とす。市は又自治權を與へられ、市長は中央政府によつて任命される。

市町村會選舉は一九〇七年の改正選舉法により普通選舉による形式において一般國民に與へられた投票權によつて行使されることになつてゐるが、しかし實際においては未だ制限選舉たるを免れ得ない現状にある。

F 政黨 ペルシアには現在政黨は存在せず、國民議會 (National Assembly) は議長ダーダガル (Dadgar) 副議長アッサル (Asar) 及びダドヴァル (Dadvar) によつて指導せられ、舉國一黨主義を標榜してゐる。

G 外交 ペルシアはその地理的位置より元來、英露兩國の勢力範圍たる地位に、耐え得ざる苦痛を凌んでゐた。といふのはロシアは汎スラヴイズム (Pan Slavism) と南下政策手段としての印度洋制海權のため必然的にペルシアを必要とし、之れに對するにイギリスはアジア最大の植民地印度をロシアより脅かされる懸念と對アジア政策の見地から印度、ペルシア等西南アジア諸國の統一の連絡を必要とし、英露はペルシアにおいてその利害の一致を見ず、遂に一九〇七年英露條約の結果、兩國各々その勢力範圍を定め、北部はロシア、南部はイギリスの勢力範圍となりペルシアは全く英露の跳梁に委せらるゝに至つた。その後ロマノフ廢朝となりソヴェート社會主義共和國は革命後の國內政治に没頭し、ペルシアを顧みる餘裕なく、イギリス又ペルシアにおける米、伊、獨、佛等諸國の

經濟的進出に阻まれその獨占的地位の後退を餘儀なくされ、一九二七年以後、ペルシアはロシア、アフガニスタンと不侵略條約、和親條約を結び、イギリスは首府テヘランに公使館を置き、その他全國主要都市バスク、ビブルス、トロット、バガレイ、マレットに商務官、領事館等を派遣し、その精緻極まるる調査はペルシアの邊境及びその所ありといふ。一九二八年英波兩國の間に通商條約締結され治外法權の撤廢となり獨立國の形態を具備するに至つた。

對日關係は遠く印度支那經由による日波文化の交渉に初まる。その後明治一三年外相井上馨視察團をペルシアに派遣、大正一二年ペルシア視察團の日本訪問、テヘランにおける日本外務書記官出張所設置、昭和四年三月日波通商條約締結、同年八月日本公使館開設となり日波關係愈々親密の度を加へつゝある。

その後、ペルシアは米・佛・伊・白・土・和、チエッコ・モロバキアと修好關係を結んでゐる。

H 國防 【陸軍】ペルシアの陸軍は主として對外國關係(ロシア)よりは、國內に居住するダルト族の反亂防禦に備へるため組織されてゐる。

陸軍兵力は凡そ八〇、〇〇〇人、又憲兵(Infantry)は八、〇〇〇人あり道路監視、武裝警察隊を組織す。首府テヘランには一四、〇〇〇人からなる中央守備隊あり。アゼルバイジャン(Azerbaijan)には二師團あり、タブリヅ(Tabriz)、アセー(Penzh)には各々一師團あり。メシヘド(Meshed)にも一師團あり、それは次の六獨立旅團(Independent Brigades)に即ちセネ(Seneh)、クラーバク(Kurramabad)、アローワン(Ahwaz)、シマ(Shiraz)、ケルマン(Kerman)、クローミン(Kiwasht)に分る。五獨立聯隊(Independent Regiment)は

アステラバッド(Asterabad)、グムバットイカブス(Gumbadikabus)、イスマファン(Isfahan)、ケルマンシャー(Kermanshah)、レシハト(Resht)にある。陸軍は最近再組織され一、〇〇〇、〇〇〇ポンド(一萬ポンド)でチエッコ・モロバキアより軍需品を購入す。一九二四年の兵役法(Conscription Act)は近來更に強化され、ある民族地を除いては兵役の必要人員を増してゐる。

III 經濟

A 財政 歳入のうち重要なものを擧ぐれば、關稅收入、英・波石油會社特許權使用料、砂糖及び茶の專賣、土地稅、道路稅である。課稅は主として間接稅であつて、其の負擔は労働者階級が最も重い。

最近の關稅收入

(單位ポンド)

年 度	收 入
1929年3月—1930年3月	2,119,917
1930年3月—1931年3月	1,964,740
1931年6月—1932年6月	1,406,977

註 ペルシアの會計年度は現在では6月21日に始まり翌年6月20日に終る

用料、砂糖及び茶の專賣稅及び道路稅の一部を除く。歳出五〇六、九〇四、四六〇リアル(鐵道及び道路に對する歳出を除く)。英波石油會社の特許權使用料はロンドンにて預金され國庫豫備金とされる。この豫備金は、會社との新協定によつて約四、〇〇〇、〇〇〇ポンドを僅かに超ゆる額に達し、最近鐵道財政の補助に用ひられる。一九三三年三月二〇日までに五七九、八四一、〇八八リアル(約六、九八六、〇三三ポンド)と稱され、この資金のうち四〇二、九六七、七八六リアル(四、八五五、〇三三ポンド)は鐵道敷設のための歳出とされ、一七六、八七三、三〇二リアル(一、一三一、〇〇〇ポンド)を剩すことにされてゐる。

【外債】ペルシアの外債は、一九三三年八月十四日において一九一〇の公債あり、その元金一、二五〇、〇〇〇ポンド、未拂金一、〇六九、三九七ポンド一、一〇〇ポンド、未拂金一、〇六九、三九七ポンド一、一〇〇ポンドである。大戦中並に大戰直後における對イギリス負擔は二百萬ポンドであるが、未だ公債にされてゐない。

なほ同年同日におけるペルシアの流動債券は總計六、六六一、四二八リアルである。

B 資本 國內の金融機關は殆んどすべて外國資本の支配下にあり、産業部門においてもその統制權を握るものは外國資本、特にイギリス資本であり、その代表的なものはアングロ・ペルシア石油會社である。

C 金融 ペルシア帝國銀行、創立一八八九年、Julius de Reuter 男爵がペルシア國立銀行設立の特權を獲て法人組織で建て、現在テヘラン(Tehran)に本店あり、その他主要都市に支店を持つ。最近紙幣發行權をペルシア政府に讓渡した。イラン銀行、テヘランにあり、以前は Banque de Perte de Perse と云ひ、ロシア

の銀行であつたが、一九二一年三月ソヴェエト政府はその諸權利と共にペルシア政府に讓渡し、前記の如く名稱が變ると共に大藏省に屬することとなつた。オートマン銀行はテヘラン、ハヤタン(Hamadan)、ケルマンシャー(Kermanshah)に支店を持つ。最近ロシア人がソヴェエト政府の後援によつて一銀行を設立し、北部及び南部地方にその支店がある。政府の質屋が一九二七年一月設立され、又國立銀行といふのが一九二八年九月設立された。一九二九年以來主要地方都市に支店を設けてゐる。その他にパールヴィ銀行(Bank-i-Palevi)が北部諸都市に支店を持ち、國立銀行の農業部は一九三三年三月、該部の資本を持つて別に銀行を建てた。

金融界は全く外人の手にあり、特にイギリス人がその主權を握つてゐる。ペルシア人には非常に不利な立場にあるが、近年金融機關を自國人の手に收めるためにドイツ人の指導を得て國立銀行を組織して、着々その效をおさめてゐる。

D 貨幣 ペルシアは金本位で、その單位はリアル(rial)と云ひ、〇・〇七三三三三三二グラムを含む。一〇〇リアルをパールヴィイ(yahlevi)と云ひ、リアルは又一〇〇ディナル(dinar)に當る。

しかしながら今日では金本位は實際には停止され、一九三二年三月一日に通過した法律によつて、經濟が常態に復するまでは兌換できないことになつてゐる。

實際に流通してゐる貨幣の單位は、これ又リアル(rial)と云ふが、銀四・一四グラムを含みクラン(kran)と等價である。クランは今日では廢棄されてゐるが、まだ引上げられず流通してゐる。

E 度量衡 ペルシアにおいても最近漸次メ

ートル法が用ひられるに至り、一九二九年二月の閣議において同年三月二日より正式にメートル法が採用されることとなつた。然し現在實際にトルコにおいて使用されてゐる度量衡は次の如くである。

【重量の單位】ペルシア舊來の重量の單位たるミスカル(Miskal)は七一・六グレインにして一ミスカル二四ナクホド(Nakhod)一ナクホド(二・九六グレイン)四カナンダム(Gandam)二・七四グレインである。また七ミスカル一シル(Shr)四シル一バットマン(Batman)とする。而して多くの物品は大概バットマン(或は man と云ふ)の重量において賣買せられる。最も一般的に用ひられてゐるマンは次の如し。

- マン・イ・タブリヅツ (Man-i-Tabriz) 八アバシ (Abasi) 六四〇ミスカル 六・五四六四ポンド
- マン・イ・ノウ・アバシ (Man-i-Noh Abasi) 九アバシ 七二〇ミスカル 七・三〇ポンド
- マン・イ・コーネ (Man-i-Kohne) 一〇〇〇ミスカル 一〇・一四ポンド
- マン・イ・シャー (Man-i-Shah) 二タブリヅツ・マン 一二・二八〇ミスカル 一二・九八ポンド
- マン・イ・レイ (Man-i-Ray) 四タブリヅツ・マン 二・五六〇ミスカル 二五・九六ポンド
- マン・イ・バンダー・アバシ (Man-i-Bandar Abbas) 八四〇ミスカル 八・五二ポンド
- マン・イ・ハシム (Man-i-Hashem) 七二〇ミスカル 一六・八〇ポンド

尙穀物、石炭等はカーヴァー (Karvar) なる單位によつて賣買せられる。即ち一カーヴァー

一〇〇タブリヅツ・マン 六五四・六四ポンドとする。而して三〇・一〇カーヴァーは殆んど短噸に等しい。

【尺度の單位】また尺度の單位はザー(zar)即ちガズ(gaz)である。現在このスタンダードは數種用ひられてゐる。即ちその最もよく用ひられてゐるものは四〇・九五インチのものである。その他アゼルバイジャン(Azerbaijan)において用ひられてゐるものは四四・〇九インチである。理論的に云へば一ファルサク (farsakh) 六・〇〇ザー(一ザー 四四・〇九インチ) 三・八七マイルである。また或る計算によれば、一ザー 四四・〇九インチとして、一ファルサク 六・〇〇ザー 四・一七マイルになる。概説すれば、一ファルサクは南部ペルシアでは約三・五マイルにして、北部ペルシアにおいては約四哩とする。また主要道路はキロ・メートルで里標が付けられてゐる。

【土地測定の單位】また土地測定の單位としてはジエリッブ(jerib)が用ひられ、一ジエリッブは一、〇〇〇乃至一、〇六六平方ザー(一ザー 四〇・九五インチ)にして、一、二九四乃至一、三七九平方ヤードである。

F 産業 ペルシアは油、羊毛、獸皮、麻酔藥、果實、コム、米、棉、小麦等を産し、織物業にも特に注意が拂はれてゐる。一九三一年一三二年における生産額の農業局における概算を單位噸にて示せば次の通りである。米二八〇、〇〇〇、棉二五、〇〇〇、煙草一〇、〇〇〇、乾葡萄四〇、〇〇〇、小麦一、一五〇、〇〇〇。クイラサン(Khorasan)の羊毛は有名である。各種のペルシア絨毯はすべて手工業である。産業の中心地はタブリヅツ(Tabriz)、ハヤタン(Hamadan)サルタナバッド(Saltanabad)ケルマン(Kerman)である。

ペルシアにおける礦物埋藏量は相當にあるが、鐵業としては未だ發達してゐない。その中には鐵、石炭、銅、鉛、マンガ、大理石、礫砂、ニッケル、コバルトなどがある。石油業のみは非常な成功をもつて發展しつつある。ニシヤブール(Nishapur)のトルコ玉の採掘は最も原始的な方法で行はれてはゐるが、相當な収益を擧げてゐる。鐵の酸化物及び岩鹽がペルシア灣に産する。

英・波石油會社は南部ペルシアの廣大な土地の採掘権を持つてゐるが、その産出高は、一九三一年五、七五〇、〇〇〇噸、一九三二年六、五〇〇、〇〇〇噸である。

G 國內商業 かつて商業はこの國の名物バザールによつてのみ行はれてゐた。今日ではバザール内に小賣業、問屋業、貿易業の關係者全部が集合して奮まれた状態から脱して、バザール外に商店が實現したが、未だバザールの取引が盛んである。首府テヘランのバザールの如き、周圍約一哩、土塀をめぐらし、圓天井を以て蔽ひ、開口二間程度に區劃された數千の大中小商店、問屋、貿易業者から雜市場、銀行まで存在してゐる。

最近の輸出入額

(單位ポンド)

年 度	輸 入		輸 出	
	1925-27	1927-28	1928-29	1929-30
1925-27	16,189,300	22,716,049	16,450,193	21,517,164
1927-28	17,069,851	31,596,960	15,859,534	27,152,363
1928-29	12,784,363	23,088,643	7,887,102	20,459,320
1930-31				
1931-32				

註 ペルシア大藏省の統計による。(1)
一九三一年六月より一九三二年六月に至る

II 外國貿易

一九三一年二月二五日政府は外國貿易の獨占を確立し、政府の許可制をもつて行ふことになつた。貿易の中心地はタブリーズ(Tabriz)、テヘラン(Tehran)、ハーゲン(Ha-hagen)、メッシュド(Meshed)、イスファーン(Isfahan)である。

【主要輸出入品】 ペルシアの外國貿易における主要輸出入品は綿織物を大宗とし、一九三一年一三二年の如きは輸入總額の約三分の一を占め、最近他の輸入品が激減を示してゐるのに綿織物のみは著しい増加を示してゐることは注目する現象である。その他、砂糖、機械類、茶、鐵油及び脂、自動車、木綿絲等がその主要なる輸入品にして、その他、各種雜貨、羊毛及び毛織物等が多く輸入される。また輸出品においては石油が最大にして、輸出總額の約三分の二を占める。ペルシアの國民經濟は石油によつて維持されてゐると云つても過言でない。その他、絨毯、果物、阿片、米、棉花、羊毛、トラガカンス護膜、羊皮、絹織物、家畜等を主たる輸出品とする。

【主要國別貿易】 ペルシアの外國貿易において支配的地位を占めるものは輸出入ともに、政治的にも大勢力を有するイギリスとソヴェートの兩國である。別表に見られる如く、例へば一九三一年一三二年度においては、イギリスはペルシアの輸入貿易の約三割、輸出貿易の約四割を占めてゐる。また同年度におけるソヴェートはペルシアの輸入貿易の約四割、輸出貿易の約一分五割を占めてゐる。その他ペルシアの輸入貿易において主たる地位を占めてゐるものは獨、米、日、伊、白、佛等なるも、蘇、英に比較すれば著しい下位にある。またその輸出貿易において主たるものは佛、獨、米、イラク、白、伊、日等とする。

主要輸出入品

輸 入 品	1930-31 (單位100クラ)		輸 出 品	1931-32 (單位100リアル)	
	1930-31	1931-32		1930-31	1931-32
綿 織 物	142,820	231,204	石 油	1,005,190	1,017,948
砂 糖	104,917	73,435	絨 毯	124,715	188,475
機 械 其 他	88,078	33,599	果 物	57,851	117,990
茶	65,713	38,332	阿 片	49,180	20,907
鐵 油 及 び 脂	45,101	52,460	米	32,011	33,265
自動車及び部分品	35,012	45,530	棉 花	31,252	108,451
綿 絲	19,109	32,729	羊 毛 (原 料)	23,264	25,339
小間物及び縫製道具	18,474	15,104	トラガカンス護膜	16,176	35,509
羊毛及び毛織物	11,775	10,971	羊 皮	10,573	17,230
計 (其他を含む)	810,529	669,220	計 (其他を含む)	1,463,819	1,735,973

註 貨幣單位は63.40クラ=1ポンド、84.85リアル=1ポンドとする。

主要國別貿易額

國 名	ペルシアの輸入		ペルシアの輸出	
	1930-31 (單位100クラ)	1931-32 (單位100リアル)	1930-31 (單位100クラ)	1931-32 (單位100リアル)
イギリス	368,621	204,622	653,005	671,757
ベルギー	23,317	16,052	35,253	49,323
フランス	27,185	14,860	91,477	165,736
ドイツ	56,777	44,463	75,991	104,223
イタリア	3,885	2,070	30,244	70,433
日本	22,410	18,013	52,056	45,720
オランダ	9,762	24,883	31,735	5,970
ソヴェート	19,171	4,927	4,001	3,590
トルコ	234,242	273,982	158,927	266,883
アメリカ	1,393	284	22,522	33,493
	25,091	44,129	66,265	79,715

I 交通

【道路】 首府テヘランを中心として自動車運輸の可能な主要道路は目下九本ある。(一)テヘランよりカスピ海(パーレヴィイ港 Pahlevi)に至る(Kasvin 及び Resht 経由)。(二)テヘランよりタブリーズ(Tabriz)に至る。(三)テヘランよりバグダッド(Baghdad)に至る(Kasvin, Hamadan, Kermanshah 経由)。(四)テヘランよりバスマ(Basa)に至る(Sulaimanabad, Burujird, Kurrumabad, Dizful Ahwaz, Moh-

ammedh 経由)。(五)テヘランよりバクシエア(Bushire)に至る(Isfahan 及び Shiraz 経由)。(六)テヘランよりバンダー・アバズ(Bander Abbas)に至る(Isfahan 及び Kerman 経由)。(七)テヘランよりメッシュド(Meshed)に至る。(八)テヘランよりカスピ海(バンダー・イ・ガズ Bander-i-Gaz)に至る(Babol 経由)。(九)テヘランよりザクダン(Zahedan)及びクヘルタ(Qehta)に至る(Meshed 経由)。(十)及び Kerman 経由のもの(二條あり)。尚ほ、次々道路が數本ある。一九三二年にはロワズン(Rowanduz)經由タブリーズ(Tabriz)・メッシュド(Meshed)を連絡する道路が開通した。目下建設中のものにテヘランよりケレキ(Kereki)を経てカスピ海のカラズ(Karaz)に至るものがあるが、近く完成する見込で、この道路はテヘランよりカスピ海に至る最短路で、一四〇哩である。なほ、タブリーズ・ロワズン間(Tabriz-Rowanduz)及びバクダッド(Baghdad)よりアゼルバイジャン(Azerbaijan)地方へ通ずる道路も建設中である。

【鐵道】 全長四六七哩、Tabriz-Julfa 間八五哩、Sohan-Sharfehneh 間三〇哩、Mirjawa-Zahedan 間一〇四哩、Teheran-Shah Akbul Azim 間五哩、Bander Shalpur-Salahabad 間一五六哩、Alahad-Bandar Shah 間八〇哩。最後の二線はその南北兩極端を連絡するため目下工事中である。

【船舶】 一九三一年六月二三日より一九三二年六月二日までにペルシア各港へ入港せる汽船は總計六、〇一八、一七八噸にして、一九三二年六月二日に終る一年間の各港出入船舶数は一四、一一七隻を上る。

主要港は、バンダー・アバズ(Bander Abbas)、バンダー・モハンマド(Mohammerah)、バンディヤン(Band-

ire)、バンダー・シヤブール(Bander Shapur) (以上ペルシア灣)、アスタラ(Astara)、パハラビ(Pahlavi)、メッシュド(Meshed-i-Shir)、バンダー・グズ(Bander Guez)、バンダー・シヤ(Bandar Shah) (以上カスピ海)。

ウルク湖(Urmiah)にはシヤラフクハネー(Sharafkhaneh)よりトルメンクハネー(Goln-ankhaneh)へ通ふ汽船五、一五あり、毎週三回荷物及び旅客を乗せて通ふ。カラム河(Karum)よりモハンマド(Mohammerah)よりアワズ(Ahwaz)に至る間にメソポタミア・ペルシア會社(Mesopotamia Persia)の不定期の貨物船あり、又土着農民が日々モーターボートで旅客・商人を運び、アワズで輕舟に乗り換へれば、シシュター(Shushtar)近くのシヤリリ(Shah-ili)まで達することが出来る。

J 通信 電信線九、五八八哩あり、その電信線延長一六、二六五哩。一八六三年以來のイギリス・ペルシア間の諸協定によつて、インド政府は自國の局員を用ひて電信局を經營してゐたが、一九三一年三月までにおける線は、(一)インド・ヨーロッパ電信部の Teheran-Kum-Kashan-Isfahan-Shiraz-Bushire 間を經つてファオ(Fao)、カラチ(Karachi)に至る線、この線は六六九哩あり、その電信線延長二、二九二哩、局數七。(二)中央ペルシア電信、テヘランより Kashan-Yezd-Kerman-Bam 間を經つてメルチスタンの國境に至り、それよりインドに至る線、一、四六七哩あり、その電信線延長は四、一八三哩、局數一〇。インド・ヨーロッパ電信會社はテヘランよりタブリーズを經つてジュルファ(Julfa)に至り、そこよりヨーロッパへ連絡する組織を持つてゐる。一九二九年における電報數、國內七三五、七三七通、國外一〇四、五五九通。

インド・ヨーロッパ電信會社はそのインド・ヨ

1 ロッパ電信部と共に一九三二年二月二八日に
ベルシアに回収され、爾後ベルシア電信管理
局の直接管理下に入ることとなつたが、Jack
から Gwandar に近きインド國境間は「帝國萬國
通信會社」の手にある。

無電は Teheran, Tauris, Meshed, Kernans-
hab, Pahlevi, Kernan, Mohammedah, Shiraz に
架設されてゐる。テヘランの無電は、Tiflis 及
び Beyrout を經由してヨーロッパと連結されて
ゐる。

【電話】一九三二年、政府は「無名ベルシア
電信會社」(Société Anonyme des Téléphones
Persans) から電話組織を百萬トマン (Toman)
で買取り、目下政府の管理下に編入してゐる。

【郵便】一九二九年國內郵便取扱数、封書
六、一九九、八〇〇通、葉書二五、七〇〇通、國
外、封書一、五八、四〇〇通及び葉書二二、六
〇〇通受取、封書一、一九七、四〇〇通及び葉書
一、二四、二〇〇通發送。

V 社會

A 社會構造 ベルシアは他の回教徒國と同
じく長く宗教的な階級組織からなる封建的な社
會構造の中に生きて来た。住民の大部分は農業
に従事してゐるのであるが、その耕作に役立つ
全土地の九四%以上が三千人の地主、宗教團體
及び種族の酋長の手に收められて、農民が所有
する土地は三・五%を超えない状態にあり、し
かも課税は殆んど間接税であるために、労働者
階級は非常に重い負擔を受けてゐる。

一方、永く宗教的封建的社會構造内に生きて
来た一般民衆たる回教徒は、日常の行爲すら僧
侶の指導命令に絶対服従することに馴らされて
來てゐるため、今日尙僧侶の勢力は新興ベル

シア爲政者の嚆となつてゐる。

B 民族運動 絶えずヨーロッパ列強の侵入
特にロシア、イギリスの勢力の侵入を受けて來
たベルシアは、排外的な思想を國民に植えつけ
ると同時に、民族獨立の意識に燃えてゐるが、
レザ汗のベルシア獨立運動はその最も大きな現
はれであり、今日獨立は保つてゐるが、イギリ
スの政治的、經濟的束縛からは未だ全くは脱す
ることの出来ない状態にあるため、民族運動は
益々盛んであり、同時に、トルコ大統領ケマル・
パシア等の唱へる全回教國の大同團結の聲は、
益々この運動に拍車をかけてゐる形である。

C 階級運動 この國は隣りにソヴェート・
ロシアをひかえ、一方に絶えずイギリス帝國主
義の壓迫を受けてゐるために、階級運動は可成
り進んでゐる。ベルシア労働者階級の特徴は、
彼等が經濟的闘争ばかりでなく政治的闘争の訓
練を経て來てゐることである。なぜなら彼等の
進出に對しては、常に帝國主義ブルジョアジ
と祖國のブルジョアジとの合同勢力が狂奔し
てゐるからである。例へば一九二九年に起つた
アングロ・ベルシア石油會社の一萬の労働者の
争議の如きがそれであつて、當時争議は經濟的
要求から起つて、遂に政治的な要求に移つてゐ
る。またこの階級運動は、一方に民族の獨立運
動と相交錯して發展して行つてゐる。

VI 文化

A 宗教 住民の約七五〇萬人はシア派
(Shia) の回教徒であり、八五〇、〇〇〇人はス
ニー派 (Sunni) の回教徒、一〇〇、〇〇〇人が拜
火教徒 (Zar) 四〇、〇〇〇人がユダヤ教徒、五
〇、〇〇〇人がアルメニア教徒 (Armenian)、三
〇、〇〇〇人がネストリウス教徒 (Nestorian)、
その他に多數のバハイ教徒 (Bahai) があり、又

1. サラセン帝國時代

サラセン文化は二、
三世紀にはメソポタミア系とベルシア系とに分
化す。ベルシアは最初メソポタミア藝術様式に
導かれ、更にサラセン朝以來の傳統をこの中に復
活した。モンゴル朝時代にはミニアチュールの
遺品がある。一四世紀末のチケール王朝も時に
は支那畫の影響が頗る濃厚となつた。一六世紀
初に名畫工ベザデが黄金時代を現出する。
この傾向は王朝滅亡後はサマルカンド方面に
移り、ベザデはまたサファヴィル王朝(一五〇
二年に仕へて更に繊美なる技巧を表現す。代表
作に「ボスターン・ドウ・サーザ」「チムール史」等
が傑然として卓出してゐる。一七世紀前半には
リザ・アッパビの天才的繪畫を遺した。なほ
一時にミニアチュールの様式が發達し、幾何文
様、アラベスク・動植物模様等が非常に精巧に
裝飾化されて今日に及んでゐる。

2. 建築

a, 古代ベルシアの建築 その根源
をアッシリアの様式に發し日乾煉瓦と石材を主
要なるものとし、壁表には浮彫が施され、直線的
形式が意匠化され、多くの人頭牛體、蘭花文様
等を表出した。なほイラン地方には森林地帯が
あつたので木造建築が發達して木造様式の太い
なる發達を示した。石柱には伏蓮狀の柱礎と渦
卷狀の柱頭とを有してゐる。ベルセポリスの宮
殿は非常に大なる規模を有し、アッシリア風を
一層美しく裝飾化せるものである。なほベル
シア獨特の製陶術により各種の色彩をもつて自
由なる釉瓦の浮彫を施す。現存する建築は王宮、
墳墓が主。キルス王都バサルカデー(前五六〇)
ダリウス王都ベルセポリス(前五二一)クセルク
セス王都ササ(前五四八)等の遺跡がある。
b, サラセン朝時代 この時代にはシリア、パ
ルチヤのグレコ・ロマン系統と古代ベルシア建
築の綜合により、また東ローマ帝國の建築形式

若干のキリスト教徒がある。

B 教育 最近教育は長足の進歩を見た。
宗教的であつた舊い教育組織は實際に完全な變
化を見、今日では土着民の教師の手で相當な教
育を授け得るまでに至つてゐるが、これらの教
師は外國で學んで來た人達である。尤も回教寺
院内には昔ながらの純粹な宗教學校が今尚存在
し、又、古くからマクタブ (Maktab) と稱さ
れてゐるものも今日多數にあるが、これは幼少
の兒童に初歩の讀み書きを教へる町の學校であ
る。

一九三二年における之等あらゆる學校の總數
は三、六四二と計算され、生徒數は一八二、〇〇
〇人である。政府は官立諸學校の全豫算を支給
し、公立、私立及び外國人の學校にも補助金を
與へてゐる。宗教學校は寄附金によつて經營さ
れる。

外人の學校にはアメリカ、フランス、ドイツ、
ソヴェート等の諸學校があり、それぞれ母國か
らの資金によつて經營されてゐるが、目下ベル
シア人は外人の小學校に入學を許されてゐな
い。

C 藝術 【美術】 ベルシア美術は近年の
發掘によつて王朝以前にも非常に發達した美術
の存在してゐたのが發見せられた。王朝以前を
二期に分つ。

a, プロト・エラム美術 スサ地方にあつて
陶器が主なるものである。紀元前三千年に遡る
ものであり、墳墓の埋葬物であり、それは鳥類、
動物、人間の形態が圖案として描かれてゐる。
すべて抽象的な裝飾畫となる。これらは寧ろパ
ビロニア、アッシリア美術の一派である如く推
定される。
b, ルリス・タン美術 ベルシアの西方の古墳
から發掘された青銅の小工藝品が主である。ア

1 クタンの形姿が模倣化され、空想的な神格が多
く刻印されてゐる。此年代は約紀元前二千年頃
に遡り得るものであり青銅時代の作品である。
c, アケメネス王朝時代 王朝時代に宮殿
衛てなほ繪畫の遺品はない。石の大彫刻が宮殿
城壁等に浮彫されてゐる。ダリウス一世の戰勝
記念碑の浮彫は特に傑作である。なほ獅子像、
ペルセポリスの「百柱の廣間」等にある彫刻は新
パピロン王朝の藝術の影響の下にある。多くの
マツダの神像が巖山に彫られてゐる。なほヒッ
タイトよりアッシリアを経てベルシアに傳はつ
た丸彫にはクセルクセス宮殿の玄關に巨大な人
首牛體の守護神が彫出されてゐる。
金工もまた大いに發達し、紀元前五世紀には
ウイクトア・アルバート美術館にある如き精美
豪華な耳飾品が作られた。五世紀後半以後には
イオニア風の影響があり「グレコ・ベルシア
式」と呼ばれる。
d, バルチャ時代 ヘレニズムの藝術様式を
模せるもので、藝術性は類廢的のものでありミ
トラ女神が美しく人間の表現されてゐる特色
を有す。
e, ササン朝時代 三世紀頃の宮殿には壁面
が繪畫で裝飾されて、摩尼教の始祖アーニーが
名畫工と云はれてゐるがその遺品は存在しな
い。後、支那西域に入り、キシルの藝術としてペ
ルシアの風貌を示してゐる。六世紀にはソヴェ
ート政府所藏の青銅騎馬像を殘存してゐる。王
朝末期にはナク・イ・ボスターンの巖面のコスロエ
ス二世の狩獵圖は工藝化された美麗なる技巧を
示す。三―四世紀のカメオには精巧なる銀皿等
を殘す。なほ五―七世紀のものは歐洲の美術館
が多くの遺品を所藏してゐる。極東にもこの文
様形式は傳來し、法隆寺の四天王紋旗の文様は
その一種である。

の影響もかなり大であつた。ササン建築は悉く、
廢址であり、多くの宮殿建築で、拜火教の大拜
殿を構築す。熱度高きためにその遮熱の様式を
主とす。石及び煉瓦により柱は多く用ひず、壁
面にはラバート・アンモンの宮殿に見る如く唐
草その他の模様を裝飾化す。古代ベルシアの軸
瓦をも用ひてゐる。上方は自然に伸びた楕圓狀
亂體の天蓋を有す。この球蓋がササン建築の最
も特有なる形式である。チグラネス宮殿、セル
ピスターン宮殿、フイルザバート宮殿、クテシフ
オン宮殿、マレタ宮殿、等の壯大なる宮殿建築
の廢址を殘してゐる。
c, サラセン帝國時代 六四一年以後の建築
様式であり混合サラセン式とも云ふ。この細部
は古代ベルシアの傳統を生かし、その多様な色
調に富む陶磁器の煉瓦をもつて美しく壁面を飾
つてゐる特色を有してゐる。イスパファンの回
教寺はその代表的なるものである。
【文學】 a, 古代文學 古代ベルシア文學は
楔形文字による刻文とゾロアスターの教典「ア
ヴェスタ」に代表される。アヴェスタは古代ア
リアン及びイラン民族の傳統及び思想、文
化の綜合的な信仰文獻であり以後のイラン文
化の根本的原理である。光と暗の對立、アフラ・
マツダに對する信仰は拜火教として長く後代に
傳承せらる。またアケメネス朝の征服記念碑、
ベヒスツームのダリウス王の碑文は古代ベル
シア語の楔形刻文である。永くそれは釋讀され
なかつたが近年になりてローリンソン H. Raw-
linson 等によつて解讀されるに至つた。
b, 中世紀文學 アルサシッド朝、特にササ
ン朝のパーラウイ語によつて書かれたものが
多く「アヴェスタ」の註解、或はこの譯譯が殘存
してゐる。主なるものとしては「ディーンカル
ド」(Dinkard)、「フンターマシ」(Ferdowsi)

shun)「ミノール」(Minokhrad)、「アール
ダ・ウイラーフ・ナーマク」(Arda Viraf Namak)
等がある。この他にも通俗文學で「パーラ
ウイ」語で書かれたものが残存して、それがア
ラビア語に翻譯されたことがあった。

近世文學 普通ベルシア文學と云はれる
ものであり回教化された文字である。第七世紀
のアラブの回教徒の侵入はそれ以前の文化を全
く一新し、言語もまたセム語に代へられ、「コー
ラン」(Quran)がそのまゝにベルシア全國を風
靡す。文學はかくて舊來のベルシア語との調和
による宮廷文學として現れた。アラビアのカ
シデ調よりベルシアのガゼル調が発達し、四行
詩ルバイイー(Rubai'i)が特に大なる展開を示
す。詩人としてアブ・シヌクル(Abu Shukur)
「アールフイー」(Marufi)、「シヤーム」(Abul
Hasan Shahid)等があり、特に詩人ルーダキ
ー(Rudaki)の幽言なる詩は絶唱に値する。彼に
よつて印度の「カリラ」と「ディムナ」物語は韻文
調に翻譯されインド文學との接觸により一層ベ
ルシア文學は發達した。次にベルシア文學の黃
金時代は「イルドラーシー」(Abul Kasim Mansur
Firdosi)が「シャーナーメ」(Shahnameh)を創作し
た。これは各國民文學を最高度に發展せしめ、今日
たことは階級の間を愛誦せらるゝを見る。當時
の詩の集成は「ルガチ・フルス」(Lughati-
Furs)の中に表現された。

が強調せられ、悲戀の情調に甘陶せしめる。一九
世紀に入つてはカーアニー(Qadiri)の大詩人を
出す。なほ宗教的哲學家にオマル・イブン・
ハヤーム(Omar Ibn Khayyam)は數學、天
文學の研究功績あると共に四行詩ルバイイーを
完成し世界各國に愛誦せられるのを見る。一三
世紀にはジュラル・ウディン・ルーミー(Jalal-
ud-din Rumi)が最も哲學的な形而上詩を創作す。
なほ物語的長詩はニザミー(Nizami)の「ラ
イラー」と「シヌマーン」の代表作があり、また成吉
思汗に關する一大叙事詩も作成された。

【小説】 古代には殆んどその發達を見ず近代
ヨーロッパの影響の下に漸くそれが創作せらる
に至つた。ベルシアは全く詩人の國であり、こ
のために散文藝術は國人にも詩より遙か下級の
文學と見なし、僅かに通俗的な物語があるのみ
である。併しそれにも拘らず、幻想に富む詩的
物語がかなり多く作られて今日に及んでゐる。
ドイッ、及びイギリス文學にもかなり影響刺戟
を與へたものがある。

【演劇】 ベルシアには純粹の演劇は發達せ
ず、すべて宗教的儀式的に外ならない。近代フラ
ンス文學からの翻譯による演劇を上演すること
によつて僅かに近代演劇の出發を見せた。ムハ
ラム月の一日間になされる愛離劇はすべて宗
教的なるものであり、シリア教の呪術的演劇で
ある。なほ現代にはかなり時事問題に關する諷
刺的な狂言の喜劇を上演することがあり、寧ろ
レヴューへの傾向を示してゐる。

【新聞】 ベルシアの新聞はその議會及び
政黨と同様に殆んど完全に政府の影響下にあり、
如何なる理由に基くとも政府の施政に對して
攻撃するが如きこと殆んどなく、何等政治的
色彩を持たないの特徵とする。次の如く全國
において九紙を數へ、うち八紙まで首府テヘラ

言語はインド系統とアラブ系統の言葉合せ、
獨白のベルシア語を作つてゐる。

Ⅶ 自然

A 位置 アジアの西部にあるイラン高
原の西部を占め、北は中央アジアと裏海及びコ
ーカサスに接し、西はトルコ、イラク兩國に隣
り、南はオーストラリア、オーストラリア及びベ
ルシア灣に面し、土地は菱形をなし、北緯二五度
乃至三九度四分、東經六三度半乃至四四度五
分にある。

B 地理 ベルシアの中心部は高さ九〇〇
—一、五〇〇米に及ぶ廣漠たる卓狀地で、殊に東
部はアフガニスタン及びペルチスタンに續く
臺地で、廣漠たる沙漠をなし、北に大鹽沙漠
(Great Salt Desert)、その南東にルト沙漠(Lut
Desert)、南部にサンデー沙漠(Sandy Desert)
などがある。卓狀地の内部も、その東部を除け
ば三方は高い山脈にかこまれてゐる。縁邊山脈
のうちでは北部カスピ海に近く聳えるエルブル
ス山脈が最も高いが、沿岸には山地から流され
る沖積土によつて豐饒な海岸平野をなしてゐ
る。これに反して南部の縁邊山脈は一般に海に
接近して走り、海岸平野は多く發達してゐな
い。

陸地の廣大なるに拘らず河川は大なるものな
く、多くは内陸流域に屬し、只西部及び南部の
ものゝみが海に注ぐ。カスピ海に注ぐものはア
ラス河(Aras)、セフイド・ルト河(Sefid Rud)、
ガルガン河(Gorgan)、アトルク河(Atrek)な
どあり、ベルシア灣に注ぐものゝうち最も大な
るものはカルン河(Karun)で、ベルシア灣頭の
豐饒な平野を流れてゐる。
ベルシアには三〇餘の鹹湖があるが、何れも
内陸受水で出口を持たない。最も大きいのは國

の西北端にあるウルミア湖(Urmia)で、十數
個の河川が流入し附近には米作が行はれるが、
湖は鹽分が強く魚類は棲息しない。

C 地 質 ベルシアはアルプス・ヒマラヤ
褶曲帯に屬し、殊に縁邊山脈は著しく褶曲し、
その核心部には片麻岩、花崗岩の如き古い岩石
を含んでゐる。臺地には第三紀及び白堊紀の水
層又は僅かに褶曲した砂岩、石灰岩、チーク
の地層がある。北西部には火山岩が多く、沙漠
は砂や其他の長層で覆はれて一般に基盤が露は
れない。尙ベルシアの地層には到る處に石油が
發見される。

D 氣候 ベルシア内部の氣候は非常に特
有なもので、これをイラン型の氣候と稱せられ
る。暖帯の高い海拔にある内陸盆地の氣候であ
る。冬季は非常に寒く、一月の平均温度は氷點
を僅かに越すに過ぎず、零下一八度以下に降る
こともある。夏季は日射が強くテヘランの七月平
均気温は二九度で、最高四三度に達することも
ある。

降水量は一年三三〇耗—三五〇耗を示し、こ
れも殆んど冬季にのみ降るが、冬季においても
天氣は晴朗であり、降水は主として雪として
降るのであつて、山地に多く、従つて平原は降
水量が少なく内陸地帯の河も、年中水を有する
ものは少く、大抵鹹濕地に尻無河となつて消失
し、冬季はこの鹹濕地が凍結し、夏季は堪えら
れぬ酷暑と共に沙漠の形を取る。エルブス山脈
の北側、カスピ海に面する地帯はイラン型の氣
候と異り、冬季カスピ海に起る低氣壓の影響を
受けて、降水量も多く氣候も良好である。

E 面積・人口 ベルシアの面積は約六二
八、〇〇〇平方哩、人口約一、〇〇〇萬人と見積
られてゐるが、この數は推測にしか過ぎない。全
領土の大部分は住民なく、平均一平方哩約一六

人と稱される。この國には約三〇〇萬人の遊牧
民あり、そのうちアラビア人二六〇、〇〇〇人
トルコ人七二〇、〇〇〇人、クルジスタン人
(Kurd)及びレク人(Lek)六七五、〇〇〇人、
バルチスタン人(Baluch)及びシプシー(Shi-
pshi)二〇七、〇〇〇人、ルーレン人(Lur)二三四、
〇〇〇人と稱されてゐる。

F 都市 首府はテヘラン(Tehran)で、
その附近をも合はせて人口三三五〇、〇〇〇人あ
り、その他の都市としては、タブラヰツ(Tabriz)
人口一八〇、〇〇〇人、イスマファン(Isfahan)
人口一〇〇、〇〇〇人、メセド(Meshed)八五、
〇〇〇人、レシト(Rashid)人口八〇、〇〇〇人、
ケルマン(Kerman)三〇、〇〇〇人、ケルマン
シャー(Kermanshah)人口四〇、〇〇〇人、シ
ラーズ(Siraz)人口三五、〇〇〇人、ヘズド(Hezd)
三〇、〇〇〇人、バーフルン(Hafsh)人口
三〇、〇〇〇人、ハマダン(Hamadani)人口三
〇、〇〇〇人、カズウィン(Kazvin)人口三〇、
〇〇〇人、カム(Kum)人口二五、〇〇〇人、サ
ルタナバド(Saltanabad)人口二〇、〇〇〇人、
カジャン(Kashan)人口一五、〇〇〇人、ムハ
メラ(Muhammerah)人口三〇、〇〇〇人、ア
ーワズ(Ahwaz)人口三〇、〇〇〇人、アバダン
(Abadan)人口四〇、〇〇〇人。

30

葡領インド諸領

英 Portuguese India
葡 Portugais-Indien
荷 Indie Portugaise

I 概説 インドにおけるポルトガルの領
土はゴア(Goa)、「ダマン」(Daman)、「ダイウ島」(Diu)

の三植民地より成る。これ等の植民地の總面積は三、七八三平方方呎(一、四六〇平方哩)にして、一九三一年における總人口は五六九、一八七人である。

同植民地はゴア駐在のポルトガル總督によつて統治さる。首府はゴアのパンナン市(Panaji)にして、一名ノヴァ・ゴア(Nova-Goa)とも稱せらる。同植民地におけるポルトガルの陸軍勢力は將校四名、下士卒一、三九一名より成る。また一九三一年のゴアその他の歳入概算は六、九九一、二八一ルピーである。一九三〇—三一年度において、小學校は九〇校、中學校は三校、その他、醫學校及び師範學校が各校づつを數へる。

貿易は主として通過貿易である。一九三一年度の海陸による輸入は五六、三六二、二二七ルピー、同じく輸出は四、六六八、一七五ルピーである。主要輸出品は椰子、魚類(鮮魚及び鹽魚)、香料、鹽、コブラ等である。

【現總督】 ロベス將軍 (General Gravenor Lopes)

【總督府所在地】 パンナン(Panaji)、ゴアにあり、別名ニュー・ゴア(New Goa; Nova-Goa)と呼ばれる。

II ゴア (Goa) インド半島の西岸、マンドナ河の三角洲上の舊都市ゴアを中心とする附近一帯の面積約千四百平方哩に上る地域がポルトガル領ゴアである。そもそもゴア(現在の首府ニュー・ゴア)に對してオールド・ゴアと稱せらるるは、一五〇一年、ポルトガルのインド總督アルブケルクによつて占領され、爾來數世紀間ポルトガルの東洋經營の根據地として重要な役割を演じ、一時人口二十萬を擁し、繁榮を誇つてゐたが、その後ポルトガルの勢力失墜と共に漸時衰亡し、總督府もパンナン(ニュー・ゴア)

に遷され、今日では昔日の面影は全然無く人口僅かに二千人に満たず、全く荒廢してゐる。葡領ゴアは概して地味豊饒にして、農業が盛に行はれる。その主産物は米、香料、コブラ、ココナツト、胡椒、檳榔子等である。また製鹽業盛にして、五〇一の製鹽所あり、その従業員一、九六八名に上り、その年産額は約一萬二千二百噸に及ぶ。一九〇六年、モルムガオ(Mormugao)附近に豊富なるマンガン鑛が発見され、今日、六會社の手で二一のマンガン鑛坑が盛に採掘されてゐる。また同地方の貿易は主として通過貿易にして、盛に行はれてゐる。

III ダマン (Daman) インド半島の西岸、ポムベイ州のカムベール灣の東岸に面する面積二一平方方呎に達する一地带である。ダマン市はもと一五三一年ポルトガル人によつて攻撃破壊された後、土人が直ちに同市を再建したるも、一五五八年に至り再びポルトガル人によつて占領されたのである。爾來、同市はその附近の地を合し、ポルトガルの植民地としてゴア總督の管下に置かれて今日に至つたものである。

同植民地は行政上、二區より成り、その一はダマンの港市で、面積五七平方方呎、人口約三萬二千を擁し、古くからの商業都市である。また現在、漁業の中心地を爲してゐる。その二はダマン市の南東に隣接せるナガル・ハヅリ(Nagar-Havli)であつて、面積一五五平方方呎あり、煙草の栽培が盛にして、チーク材の美しい森林が發達してゐる。また米及び小麦も多く産出する。

IV デイウ島 (Diu) カムベール灣の西岸の南端、殆んどダマンの對稱點にあり、且つカチャワル半島の南端に位する小島である。一五二五年以來ポルトガル領となり、ゴア總督の管下に屬す。その面積は僅か五平方方呎、人口一萬四千も産し、水牛の飼養も甚だ多い。鑛産には石油、金、錫等がある。

外國貿易は輸出超過貿易であつて、一九三一年度の輸入は八五九、六九七バタカ、同じく輸出は二、〇九〇、七七八バタカに上る。その主要なる輸出品はコーヒー、白檀、白檀根、コブラ、臘等である。

【首府】 デイリー (Dili)、ティモール島の中部、北岸にあり、同島唯一の貿易港である。

(一九三一年)に過ぎず、その多くはデイウと呼ぶ港市に集る。同港は嘗てポルトガルの東洋貿易華かなりし頃は相當繁榮せるも、現在は非常に衰へてゐる。

31

葡領チモール

英・獨・佛 Timor

ティモール島はマライ群島の小スンダ列島中の最大島にして、同列島の東部に位し、西南から東北に向つて細長く、島内には二列の並行山脈が島軸に従つて走り、山岳重疊してゐる。同島は一八五九年四月の條約(一八六〇年八月一八日批准)によつて、ポルトガル領とオランダ領とに二分され、その後、更に一九〇四年一月一日の協定(一九〇八年批准)によつて領土の交換行はれ東經一二五度以東をポルトガル領、以西をオランダ領と定められ、且つアムベノ地方(Territory of Ambeno)がポルトガル領となつた。従つて現在のポルトガル領はティモール島の東南部及びアムベノ地方と、隣島のプロ・カムピン島(Pulo Campinar)及びプロ・ショコ島(Pulo Tiko)の諸島とあつて、その總面積は七、三〇〇平方哩、一九三一年の人口は四七四、三六三人にして、人口密度は一平方哩に付き六四人に過ぎない。

同地方は嘗つては行政上マカオに屬してゐたが、一八九六年以來、事實上、獨立の植民地となり、それが一九二六年に正式に確立された。従つて、現在同地方は本國政府任命の知事によつて統治せられる。一九三一年—三二年度の同地

り構成さる。但し土木事業長官は特別任命により現在行政會議に列席せるものである。

【總督】 ウィリアム・ピール卿 (Sir William Peel)、一八三〇年二月任命。

【植民地長官】 サーズン (Sir W. T. Southon)

【首府】 ヴィクトリア市 (Victoria)、香港島の北岸にあり、九龍に對す。香港の市區にして、人口約三八萬に達する。

B 立法 ホンコンの立法機關には立法會議 (Legislative Council) が設けられてゐる。該會議は同じく總督によつて主宰せられ、駐屯軍司令官、植民地長官、検事長、支那人關係事務長官、財務官、土木事業長官、警察總監 (Inspector-General of Police)、港務長 (Harbour Master)、醫療事務長官 (Director of Medical and Sanitary Services) 官吏に非ざるもの八名より構成さる。

これ等のうち土木事業長官、警察總監、港務長、醫療事務長官の四名は特別任命により現在立法會議に列席せるものである。また官吏に非ざる議員の八名のうち、六名(うち三名は支那人を以つて任命)はイギリス皇帝の任命により、一名は商業會議所、他の一名は治安判事の任命にかゝる。

C 司法 最高法院 (Supreme Court)、即

決裁判所 (Court of Summary Jurisdiction)、控訴院 (Appel Court) があり、その他、三警察裁判所及び一海事裁判所が設けらる。

一九三二年において刑事犯によりヴィクトリア監獄に收容されてゐるものは二、二七九人(前

年者は二、八一二)に上る。また同植民地の警察力は一、三三三(一九三三年度)を數へ、うち

ヨーロッパ人二四九名、インド人七二六名、支那人一、一五九名である。

D 防備 一九三二年度における陸軍費は

32

香

港

英

領

英・獨・佛 Hong Kong

方の概算歳入は一、三三〇、七七八エスクド(Guano = 2 shillings) 同じく歳出は一、三〇九、五三二エスクドに上る。陸軍の兵力は三三二人(うち二二二人は土人)を下らない。

住民はメラネシア族及びマレー人を主とし、支那人、アラビア人も甚だ多い。産業は農業が主であつて、鑛産物の埋藏量も少くない。農産物は玉蜀黍、米、甘蔗、コーヒ、胡椒、コブラ等を産し、香木、パンノ木等

I 歴史概観

香港は嘗ては紅香爐山と呼ばれた一寒村に過ぎなかつたが、阿片戰爭の結果、一八四一年一月イギリスに讓渡されたものである。この割譲は翌年八月の南京條約 (The Treaty of Nanking) によつて正式に支那政府により確認された。越えて一八四三年四月五日に、この地を王領植民地 (Crown Colony) とする旨のイギリス皇帝の特許狀が發布された。爾來、イギリス政府はその經營に苦心し、各種の文化的、産業的施設を爲し、世界的大港市にまで發展せしめるに成功した。斯くて香港はイギリス東洋貿易の一大根據地として、東洋の最大貿易港の一つとして、世界貿易界に樞要なる地歩を確保しつゝ、今日に至る。

これより先き、イギリスは一八六〇年北京條約により對岸の九龍半島の約三平方哩の地を獲

II 政治

A 政治機構

香港は所謂「王領植民地」(The Crown Colony of Hong Kong) といひ、イギリス皇帝任命の總督 (Governor) の統轄下にあり。行政權は總督にあり、行政會議 (Executive Council) によつて補佐せらる。この行政會議は駐屯軍司令官、植民地長官 (Colonial Secretary)、検事長 (Attorney-General)、支那人關係事務長官 (Secretary for Chinese Affairs)、財務官 (Treasurer)、土木事業長官 (Director of Public Works) 及び他の三名の官吏に非ざるものによ

六、六七九、五〇一ドルにして、歳出の二割以上を占めてゐる。同地の義勇防備隊 (Volunteer Defence Corps) は一砲兵中隊、一工兵中隊、一装甲中隊、二機關銃中隊、一歩兵中隊より成り、駐屯軍司令官 (General Officer Commanding the Troops) の指揮下にある。

III 經濟

A 財政

Table with 4 columns: Year (年度), Income (歳入), Expenditure (歳出), Difference (差額). Data for years 1929, 1930, 1931, 1932.

最近の歳入歳出額 (單位ドル)
歳入の財源は主として土地税、特許料、採石料、酒、煙草、ガソリン税、及びアヘン專賣等である。

【公債】 ホンコン政廳の公債は一八八七年及び一九〇六年の土木事業公債三、四一、八〇〇ポンド、一九〇七年の土木事業公債五、〇〇〇ポンド、一九二七年の土木事業公債五、〇〇〇ポンドである。一九三二年一月末現在これ等の負債に對する資産の超過は一二、八四七、〇六二ポンドに上る。

B 金融

この地方におけるイギリス銀行

機關は香港に本店を有する香港・上海銀行 (Hong Kong and Shanghai Banking Corporation)、印・支特許銀行 (Chartered Bank of India, Australia, and China)、イ・中・商業銀行 (Mercantile Bank of India, Ltd.)、ユー・ア・インド・オー銀行 (P. & O. Banking Corporation, Ltd.) 等である。銀行券發行は前記の香港上海銀行、印・支・支特許銀行、インド商業銀行によつて爲され、その流通紙幣は一九三二年末には一五三、六一一、六〇五ドルに達する。その他、數種の支那銀行及び外國銀行がある。

C 貨幣

この地方の通貨は銀行發行の紙幣及びイギリス、香港、メキシコのドル銀貨、その他、數種の補助貨幣より成る。イギリス・ドル貨 (British dollar) は純度九〇〇の銀四一六グレイン、メキシコ・ドル貨は純度九〇二・七の銀四一七・七四グレインである。

補助貨幣は五〇セント銀貨 (純度八〇〇の銀八〇〇の銀三八・八一グレイン)、一〇セント銀貨 (純度八〇〇の銀四一・九〇グレイン)、五セント銀貨 (純度八〇〇の銀二〇・九五グレイン)、一セント銅貨 (銅合金一一・五七五グレイン) である。一九三一年一月一日發行の一セント新銅貨は六二・五グレインである。

D 度量衡

ホンコンにおいて一般に用ひる度量衡は支那の度量衡である。その他、イギリスの度量衡も全植民地において廣く用ひられてゐる。それぞれの度量衡に就いては中華民國及びイギリスのその項を参照せよ。

E 産業

ホンコン植民地の主要産業は工業及び漁業である。農業も行はれてゐるが土地が狭小なため取り上げて云ふべき程のものはない。然し工業は殆んどすべて香港島のウイクトリア市を中心とする一帯の地に行はれてゐる。

が、工業地帯としては同島が多山地なるため上海或は漢口の如く發達せず、また最近の日本工業の著しい躍進によつて非常な打撃を被つてゐる。然し尙、製糖、造船及び船舶修理、ロイヤル製造、錫精鍊、煙草製造、セメント工業、編物工業等が盛んである。また漁業は深海漁業盛んにして、特に新領域において重要である。また牡蠣の養殖も行はれてゐる。

F 外國貿易

香港は仲繼貿易地にして、從つて自由貿易港である。香港の貿易は主としてイギリス、インド、海峽植民地、オーストラリア、アメリカ合衆國、支那、蘭領東インド、日本、インド支那、シヤム等と行はる。香港は通過貿易を主とし、原則として無關稅であるが、酒類、煙草、ガソリンは例外とする。然し、オッタワ會議協定に基いて、從價二〇%の登錄料が英國製以外の自動車に對して課せられる。この特惠關稅は英國製ブランドイニまで擴張せられた。

主要貿易品は砂糖、穀粉、米、棉花、綿絲、綿製品、毛織製品、絹絲、大麻、革、錫、ウルフラム鐵礦、軟鋼鐵、石油、油脂類、漢藥、肥料、魚類及び海産物、茶、石炭、セメント、鍊乳、燐寸等である。

G 交通

鐵道はウイクトリア市の對岸の九龍と廣東の間に敷設され、イギリス領域に二哩、支那に八九哩ある。一九三二年度におけるイギリス領域のもの、収入は一、二九五、七八九ドルにして、その運轉經營費は九六二、三七七ドルである。また九龍とウイクトリア市との間には渡船或は聯絡船あり、その交通は頗る便利である。その他、ウイクトリア市内には九・二五の電氣軌道あり、またケーブル・カーあり、山地の公園地帯に結ばる。

香港は東洋屈指の貿易港であるため、船舶の出入は頗る盛である。一九三一年度に外國貿易

のため出入港せる船舶は五一、八〇一隻 (ジャンク二一、六二一隻、六〇噸以下の汽船七、二一一隻を含む) に上り、その總噸數は四一、九三三、七四八噸である。

III 社會・文化

香港は嘗つて數個の漁民の家屋を見るに過ぎなかつた程の一寒村であつたが、阿片戰爭の結果イギリスの領有に歸し、以來既に約一世紀間イギリスの極東侵略政策の前進根據地として異常な努力と巨額の投資の結果、現在世界有數の大港市を形成し、政治上、經濟上、軍事上大英帝國の極東殊に支那制覇の根據地となつてゐる。香港王領植民地及び租借地を合して、その總人口は軍人を除いて八四萬にして、うち九九%まで支那人によつて占められてゐる。これ等の人口の約半数近くは香港の市區たるウイクトリア市に集中されてゐる。即ちウイクトリア市は人口三九萬を數へ、純然たるイギリス式の近代都市街にして、港灣の設備、道路、公園等、間然するところない迄に完備し、南支における經濟的、文化的中心地を爲してゐる。

【教育】 義務教育制度は施行されてはゐないが、すべての學校は政府の監督下に置かれ、一定標準の課程を授けるを要する。官立イギリス

人學校は四校 (うち一校は中學校) あり、その通學生徒は四三〇人 (一九三二年度) に上る。官立支那人學校は一五校 (うち二校は女子、他はすべて男子) あり、その通學生徒は三、五三九名に上る。その他インド人學校が一校あり、その生徒數は一五七人 (一九三二年度) である。その他、政府の補助を受くる學校多數あり、香港王領植民地における各種學校の生徒總數は七一、二二三人 (一九三二年度) に上る。また一九三二年度における香港政廳の教育費は一、四〇四、八〇九ドルである。

V 自然

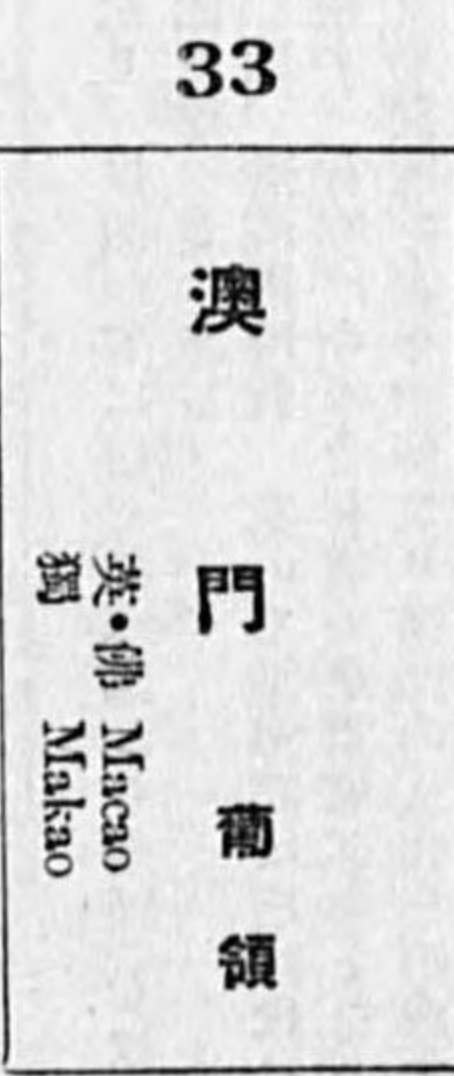
香港は支那廣東省の南部にある廣東灣の東門にあたる一小島で、廣東を去る南方約九〇哩の地點にある同島は東西に長く約一哩、その幅二哩乃至三哩にして、面積三二平方哩を越え、リムーン水道 (Lymoon Pass) を隔て、九龍半島に對してゐる。

【香港王領植民地】 (Crown Colony of Hong Kong) はこの香港島の外に、一八六〇年割讓の九龍半島の南部三平方哩の地、また一八九八年租借の約三五六平方哩に及ぶ「新領域」 (New Territories) を含んでゐる。これ等の地方はすべて細長い半島か島嶼であつて、多く丘陵地帯であつて、河川の如きも非常に少く、また平野に乏しい。然し海岸線はよく發達して、從つて割合に漁業を盛ならしめてゐる。

【面積・人口】 香港王領植民地は各島嶼、及び租借地を合して約三九一平方哩にして、人口は

一九三一年の國勢調査によれば八四〇、四七三人 (軍隊を除く) である。そのうち支那人が大部分で八二一、一〇四人を占め、その他の人種は全體で一九、三六九人に過ぎない。

一九三二年度における新領域を除ける出生者は一三、五九七人、死亡者は一九、八二九人にして、人口自然減少は約六千人に上る。その上、同年の支那人入國者は五五、六三九人、出國者は二二、三九六人にして、差引支那人住民は約十三萬の減少である。これを見ても香港王領植民地の人口は近年著しい人口減少を示してゐる。また新領域の面積は三五六平方哩、その人口は約九四、〇〇〇人である。從つて人口の大部分はウイクトリア市を中心とする香港島及び九龍市區に集中してゐる譯けてゐる。



I 歴史 この地は明の嘉靖年間マカオ方面に海賊の横行甚だしく、明國はポルトガルの援助を得てその討伐に成功し、その報酬として一五五七年同地にポルトガル人の居住を許した。その後、ポルトガル人はこの地を根據地として、東洋の貿易を獨占し、マカオの繁榮目覺ましく、一七世紀の中葉まで續く。この間、ポルトガル人は居住許可の取消を恐れて年々多額の獻金を爲してゐたが、一八四九年に至り時のポルトガル總督はこの獻金を支拂はず、一八八七年に至り修好條約を締結して支那政府をしてこの地をポルトガルに割讓せしめた。その後、マ

カオは香港の物興とポルトガルの衰微とにつれて次第に昔の面影を失ひ、今や政治的にも、経済的にも、文化的にも殆んどその存在の意義を失つてゐる。

II 政治 マカオはポルトガル本國政府直轄の獨立植民地にして、本國政府任命の知事によつて統治さる。また市部は二區に分けられ、一區には支那人、他の一區にはポルトガル人を始め各國人が住居し、行政上、各々區長によつて統治さる。駐屯軍の勢力は將校三〇名、兵卒八五四名より成る。

III 經濟 一九三二—三三年度のマカオ政廳の歳入概算は五、二五四、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇 (Patacas 2 shilling) 歳出概算は五、二二二、四一三、〇〇〇、〇〇〇 である。その主要財源は賭博税や阿片專賣である。

貿易は昔日の觀はなく、通過貿易が主で、多く支那人の手に歸してゐる。一九三〇年における輸入は二〇、五七一、四九七、〇〇〇、輸出は一、〇一四、七八二、〇〇〇、通過貿易は、同地には日、英、蘭の汽船の定期航路が寄航してゐる。

IV 社會・文化 マカオは一五五七年のポルトガル人の來航以來、その極東根據地として支那の外國貿易の中心地として目覺ましい發展を遂げ、西歐文化の直接の影響の下に繁榮を誇つてゐた。然るにその後香港の勃興と共にその繁榮を奪はれ、その過去の面影を失ひ、今日では公許賭博場として、或は敗北軍閥の避難地として、また或は夏季の避暑地として、その餘喘を保つてゐるに過ぎない。

なほマカオ(澳門)は詳しくはCidade do Saio Nome de Dios do Macau(神聖なる名の都市マカオ港)と呼ばれ、または阿瑪港(Amacan)とも云ひ、略して媽港とも云ふ。日本では古くは天川

と呼んだこともあつた。
V 自然 南支那廣東省の入江である廣東灣の西門、英領香港に對比せるところにあり、澳門島の南端なる小半島と、附近のタイバ(Tai-pa)及びコロアヌ(Coluan)の二小島と共にポルトガルの領土である。

34

滿

洲

國

立憲君主國

英 Manchuria(Manchukuo), 獨 Mandchurie, 帝 Mandchourie.

I 歴史概観

一、古代史 滿洲は既に三千年の歴史を經、も現在の吉林、黑龍江省地方に、東に肅慎(一名、息慎とも記さる)西に濊貊の兩民族割據す。肅慎が滿洲族の祖であり、寧波縣古塔、依蘭縣三姓附近を根據地とす。その後肅慎の末裔の挹婁、濊貊の後なる扶餘は北部滿洲に蟠居し、南伐すること屢々、これがため支那本國はその脅威を受く。

二、高句麗時代 高句麗は滿洲に始めて建設せられし強大なる獨立國であり、現在の奉天省邊に據つて、東明王朱蒙の時益々盛んとなり遼東の漢の勢力を驅逐す。後年の高麗で朝鮮を三分す。なほ扶餘は吉林省よりロシアの一部にまで及び、挹婁は未開の松花江南部に住す。その他鮮卑族あつて五胡十六國の時には支那中原に進む。

三、靺鞨時代 靺鞨は晉から南北朝に互り北滿の地方に勢力を有す。この種族は七種に分る。その中、松花江流域を占むる粟末部から渤海國

【面積・人口】 その面積は附近の村落を加へて二八平方浬、人口は、一九二七年の國勢調査によれば、一五七、一七五人に上る。全住民の約九割までが支那人にしてその數一五二、七三八人、ポルトガル人は三、八四六八、その他、五九一人である。

起り、黑龍江省に居た黒水部から金國(女眞)が國を建つるに至る。

四、渤海國時代 次いで渤海國は唐時代に雄飛す。首都は今の吉林省の東京城が主となる。支那制度を布き、かなり高度の文化を形成す。日本とも使者の交換をなす。

五、契丹(遼)・女眞(金)時代 渤海國を滅ぼしたものが契丹で、その發祥地は興安分西分省の巴林、後國號を遼と定め、勢力は遠く中央アジアにも及ぶ。この遼を亡ぼせるものは、女眞族であり、國を金と號す。都を哈爾濱の東方白城に奠む。

六、元時代 元の太宗六年の時代に至り、金は蒙古族のために滅ぼさる。元時代においては滿洲に遼陽行省を置き、その下に路、府、州、縣を設く。

七、明時代 明の領土は南滿洲の開原以南で、今の遼陽に都指揮使司を置き、それ以外の地方には幾多の部族が割據し、明はこれを衛と稱し、部酋を衛長として册封す。かくて滿洲は、明、滿洲族、蒙古族の鼎立を示す。

八、清時代 清の太祖は、奉天省新賓縣管下の老城赫圖阿拉にあつた建州衛の部酋であつた。その愛親覺羅氏が滿洲諸族を統一し、東蒙古と結び、國號を後金と稱し、太宗に到つて清と定む。世祖以後、奉天を盛京留都とし、こゝに五部を置き、三省に分つ。一六五七年奉天府を設け政治の中心とす。順治・康熙の二代には漢民族の滿洲移殖を企て、その社會的發展を實現す。かくて封禁制度が解かれ、人口は滿洲族百萬人中に多くの漢の軍兵が參集す。

九、ロシアの侵入 一七世紀に至りロシアの東方政策は漸く滿洲との接觸を示すを見る。遂に一六八九年康熙二八年に紛争を生じ、尼布楚條約即ちネルチンスク條約によつて滿洲西北の境界が決定す。次で一八五八年の愛琿條約によつて黑龍江の左岸を露領と定め、烏蘇里江の東、海までを露清の共有とし、更に一八六〇年の北京條約には烏蘇里以東をもロシアに讓る。次で明治二十七年の日清戰爭の結果、下關條約により遼東半島問題が起つたが、一八九六年、ロシアは支那から東支鐵道の布設權、同一年、一八九八年旅順大連を租借す。かくて明治三十七八年の日露戰爭は、日本に對し南滿洲に於ける關東州の租借、南滿洲鐵道並びに附隨權益の獲得を見る。

一〇、日本の進出 日露戰爭はロシアの侵略に對する自衛權の行使であり、この結果、光緒三十一年には滿洲善後條約を締結す。清國政府はロシアが日露條約により日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾すと定む。かくて光緒三十三年南滿洲鐵道株式會社を設立す。なほ關東州の施政及び南滿洲鐵道の業務監督のために關東都督府を置き、別に關東軍司令部を設く。これ以後一躍、日本の開發指導の下に文化進歩、重要な經濟領域たるに至る。

一、民國以後 清朝の統制は約三百年、宣統四年に退位、政體を中華民國の共和制に定む。民國の制度はまた滿洲に設けられ、民國三年(大正三年)將軍、巡按使を置き、同五年、將軍は督軍、巡按使は省長となる。この年綠林の軍は督軍、巡按使となり、東三省巡閱使に任ぜられ、軍民兩政を掌握し中央政權に野心を持つ。

民國一二年、張作霖は直隸派に對する軍を起して利あらず、奉天に歸り、三省の自治獨立を宣言す。同一年、再び關内に侵入、直軍の副將馮玉祥の内應により、吳佩孚は南京に亡命。中央政府は一時段祺瑞の臨時執政府を組織す。民國一四年、張は馮と相對立し、奉天軍の郭松齡は馮と結び奉天に進軍、翌一五年、遂に張自ら北京に入り中華民國大元帥となり、同一年、現國民政府の北伐と共に張は北京を退く。同六月その歸奉の途次、奉天城外皇姑屯に於いて鐵路下の爆彈のため、搭乗せる列車破壊されて臣吳俊陞と共に爆死す。

二、滿洲事變の勃發 作霖の死後嗣子、張學良父の後を繼ぎ、民意を無視し國民黨、南京政府と結び、自ら北平に進出、陸海空軍副司令となり、經濟は極度の混亂を示し、怨嗟の聲大いに滿ち、反學良運動が全民衆に起り、遂に昭和六年六月二十七日、中村震太郎大尉の虐殺により「滿洲事變」の勃發を見、こゝに大同元年、滿洲國建國までの日本との複雑な交渉を見るに至る。
三、建國工作の進捗 民國二〇年(昭和六年)九月一八日滿洲事變勃發し、張學良一派の軍閥官位は忽ち關内に遁走、日本軍の敏活賢明なる處置は一般民衆の安途と政治經濟の恢復に努め、九月二四日奉天地方自治維持會組織、民族自決主義を掲げ、更に十一月一〇日、于沖漢

を主とする自治指導部を奉天に設く。更に袁金鎧を委員長とする地方維持委員會は東北四省に自治制を確立す。一月二十五日には打虎山に日本軍大いに支那軍を破る。その日國際聯盟理事會は決議草案を日本外務省に通じ撤兵を要求す。一方關東軍は愈々遼西の匪賊討伐のために行動を始むると共に、昭和七年一月一四日には聯盟の支那調査員決定しリットン卿が委員長となる。この時上海に排日激化し一月二十八日には共同租界に戒嚴令布かれ日支問題愈々紛糾す。

四、滿洲國の建設 四國の情勢紛糾の如きにも拘らず、昭和七年二月一八日には滿蒙新國家建設のため奉天政府内に東北行政委員會を組織し獨立宣言を發表、同二五日、國號を滿洲國と定め、民意主義と執政、新五色旗、大同の年號、首都長春を定め、更に大同元年三月一日に新國家宣言を發布す。八日に溥儀は執政に任じ、首腦部を決定してこれを各列國に通告す。

一五、聯盟調查團の渡滿 斯くて四月に至りリットンを長とする聯盟調查團一行滿洲に來り、本庄司令官、鄭總理、執政との會見行はる。九月一五日に、武藤全權は滿洲國承認の日滿議定書の調印を了る。次に一九三二年一月二日附にて大部の調査報告書がリットン卿によつて發表さる。これに對し日本政府は修正意見書を作成し一月二六日ジュネーブに送達せしむ。國際聯盟總會はこれにより幾多の波瀾を生じ十九ヶ國委員會に附託、遂に二月二四日、松岡代表は、滿洲國承認の強力なる主張に對する反對案が、賛成四ヶ國、反對日本一、棄權シヤム一の不承認案可決せらるゝと同時に代表部引揚げに決定す。
一六、帝政實施 越えて大同三年三月一日(一九三四年)に遂に天意を奉じて溥儀執政は帝

位に上り、康徳に改元し、こゝに滿洲帝國は王道思想の原理に即して嚴然と成立するに至る。これと同時に滿洲國新皇帝は日本皇室並に國民に對し從來の援助を感謝し、同三月十九日國務總理鄭孝胥を日本に修聘特使として派遣し、これに對して日本は六月二日秩父宮殿下が右答禮の意味にて渡滿され、一九三六年の國際非常時局を控へて、兩國の親善關係は一段と強固にせらる。

II 皇室

皇帝 溥儀、光緒三十一年(一九〇五年)清の光緒帝の皇弟にあたる醇親王の王子として御誕生、光緒三十四年一月御年三歳にして清朝二代の皇帝として即位、一九〇九年を以て宣統元年と改元、醇親王攝政の下に萬機を總裁す。越えて宣統三年一月武昌に革命起り、翌四年三月宣統帝は治世三年にして退位し、清朝は治政一二代二六八年にして廢朝となる。この時、民國政府は皇帝の稱號、君禮待遇、紫禁城居住、年金四百萬元の規定を以てす。民國十一年一月一日、皇帝は一七歳にして前清直隸北道道臺榮源の女鴻秋姫を迎へて妃とす。民國十三年第二奉天直戰の秋、馮玉祥の北京クーデターにおいて紫禁城よりの退去を迫られ、天津日本租界に遷る。斯くて天津の假寓に生活せられること七年にして、一九三二年(大同元年)三月一日、皇祖愛親覺羅顯祥の地滿洲に滿洲國の成立と共に執政となり、更に一九三四年三月一日、帝制の實施と同時に滿洲帝國皇帝の位に即き、年號を康徳と改め、今日に至る。新皇帝は康徳三年三月一日、新京の南部、順天廣場において登極の儀を施行せらるゝにあたり、文武百官を始め廣く三千萬國民に對し、次の如き即位詔書を發せらる。

【即位詔書】

奉天承運ノ皇帝詔シテ曰ク我國基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年天意ノ愛民ニ原ツキ友邦ノ仗義ニ頼リ其始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナカリシニ日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス衆咎ヲ犯シテ辭セス事ハ解懸ニ等シク功ハ援溺ニ同シ朕親躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ流亡漸ク集マリ其謳歌ヲ興シ兵氣潜銷シ化シテ日月ト爲ル夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル位ヲ正サンコトヲ願フシ詢謀僉ナ同シ敢テ天命ヲ敬承セザランヤ其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康徳元年トナシ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ世雖未タ艾キス何ソ敢テ苟安セン有ラヌル守國ノ遺圖經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一ニ其舊ノ如シ國中ノ人民種族各異ナルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス此言ヲ諭エサル曷日ノ如キ有リ朕方命ヲ替ルコトナカレ咸ヲシサ聞知セシム

御名御覽
康徳元年三月一日
國務總理大臣、各部大臣

宮内府 康徳元年三月一日、帝制實施と共に執政府は廢止され、新に宮内府が設置されるに至つた。宮内府は皇帝に直屬し、政務以外の皇帝側近の事務を掌る。宮内府の長官は宮内府大臣で、皇帝の旨を奉じて宮内府一切の事務を管理し、その責に任じ、主管の事務に關しては宮内府令を發する權限を有してゐる。宮内府には大臣の下に、總務處、内務處、近侍處、掌禮處、警衛處が置かれてゐる。
【宮内府大臣】 沈熙麟

【尙書府大臣】 郭宗熙、滿洲國帝制實施と共に康徳元年三月一日新たに尙書府大臣として特任さる。

【宮内府次官】 入江貫一
帝室審議會官制 康徳元年三月一日帝制實施と同時に發布されたる臨時帝室制度審議會官制全文は次の如し

- 第一條 臨時帝室制度審議會は宮廷府府中令の管理に關しその諮問に應じ帝室の重要な制度を調査審議す
- 第二條 臨時帝室制度審議會は會長一人、委員五人以内を以てこれを組織す特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得
- 第三條 會長は宮廷府府中令の奏請によりこれを勅命す
- 委員及び臨時委員は高等官及び學識經驗ある者のうちより宮廷府府中令の奏請により宮廷府においてこれを命す、委員中本官ある者の外はこれを應任官を以て待遇す
- 第四條 會長は會務を總理す會長事故あるときは宮廷府府中令の指名する委員その職務を代理す
- 第五條 臨時帝室制度審議會に左の職員を置く
 - 幹事若干名(内二人を專任とし應任官とす)書記若干名(内四人を專任とし委任官とす)
 - 第六條 幹事は宮廷府府中令の奏請により宮廷府においてこれを命す
 - 幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す
 - 第七條 書記は宮廷府においてこれを命す書記は上司の命を承け庶務に従事す
- 附則
本官制は康徳元年三月一日よりこれを施行す。

III 政治

1. 滿洲國の國家體制 一九三二年三月一日布告の建國宣言により、新國家「滿洲國」生れ、政治は民主主義により、元首を執政と呼び、國旗は五色旗と定め、年號を「大同」と稱し、首都を長春に移して之を新京と呼び、憲法制定に至る。

A 政治機構

參議府 滿洲國成立と同時に設置され、功勞ある元老や學者を集めて皇帝の最高諮問機關とするもので、日本の國の樞密院に相當す。康徳元年三月一日の發布の政府組織法によつて參議府は左記の事項に關して、皇帝の諮問あるを俟つてその意見を提出すべきものとする。

參議府 參議府は參議を以て之を組織す第一五條 參議府は左の事項に關し皇帝の諮問を承けて其の意見を上奏す

- 一、法律、教令、軍令、及び豫算
 - 二、外國條約及び重要涉外案件
 - 三、各部間の主管權限の爭議
 - 四、豫算外支出
 - 五、その他、重要な國務
- 以上の如く參議府の權限は頗る廣範にして、現參議府を構成する參議は九名にして、日本側より三名の參議が特任されてゐる。現參議府の議長及び各參議は次の如し。
- 【參議府議長】 張景惠
- 【參議】 袁金鎧、貴福、筑紫熊七、田邊治通、增淵、矢田七太郎、寶熙、胡嗣瑗。
- 國都 新京、大同元年三月一日(一九三二年)の滿洲國成立と同時に、南北滿洲中央樞要の地を占める長春は首都と定められ、新京と改稱せらる。斯くて新京は新興滿洲國の發展と共にその首都として大發展を遂げ、國都建設計畫の進捗と共に新興都市としてその面目を一段と更新し、現在人口約一二六、〇〇〇人を包擁したる一大都市となるに至つた。

2. 帝制の實施 更に一九三四年三月一日執政皇帝の位に就き、年號を「康徳」と改め、臨時憲法發布され、こゝに「滿洲帝國」成立す。即ちこの臨時憲法は一九三四年二月二十八日公布され、三月一日より施行された組織法にして、法律勅令によらず上諭文を付し欽定の形式をとつてゐる。これは一九三五年三月欽定憲法發布までの滿洲帝國臨時憲法を意味するものであるが、この組織法の重點は、(一)統治權の確立、(二)皇帝尊嚴の不可侵、(三)國務大職輔弼の責任を瞭かにせる點、(四)立法院改設までの法律事項、豫算その他に關する暫定的便法、(五)帝制實施前の滿洲國法令の有效を明確になしたる點などである。

- 第六條 皇帝は法律に依り法院をして司法權を行使しむ
- 第七條 皇帝は公共の安寧福利を維持増進し又は法律を執行する爲め命令を發布し又は發布せしむ但し命令を以て法律を變更せしむることを得ず
- 第八條 皇帝は公安を維持し又は非常の災害を防護する爲め立法院を召集することを得ざる場合に於ては參議府に諮詢し法律と同一の效力ある勅令を發布することを得但し此の勅令は次の會期に於て立法院に報告すべし
- 第九條 皇帝は官制を定め官吏を任免し及其の俸給を定む但し本法又は法律に依り特に定めたるものはこの限に在らず
- 第一〇條 皇帝は戰を宣し和を媾し及條約を締結す
- 第一一條 皇帝は陸海軍を統率す
- 第一二條 皇帝は勳章其の他の榮典を授與す
- 第一三條 皇帝は大赦特赦減刑及び復權を命ず

第一八條 凡て法律豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は立法院の翼賛を経ることを要す

第一九條 立法院は國務に關し國務院に建議することを要す

第二〇條 立法院は人民の請願を受理することを得

第二一條 立法院は皇帝毎年之を召集す當會の會期は一箇月とす但し必要ある場合は皇帝之を延長することを得

第二二條 立法院は總議員三分の一以上出席するに非ざれば開會することを不得

第二三條 立法院の議事は出席議員の過半数を以て之を決す可同數なるときは議長の決する所に依る

第二四條 立法院の會議は之を公開す但し國務院の要求又は立法院の決議に依り秘密會とすることを得

第二五條 立法院の議決せる法律豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は皇帝之を裁可し公布施行せしむ、立法院法律案豫算案又は豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件を否決せるときは理由を示して之を再議に付しなほ改めざるときは參議院に諮りて其の可否を決す

第二六條 立法院議員は院内に於ける言論及表決に關し院外に於て責任を負ふことなし

第四章 國務院

第二七條 國務院は諸般の行政を掌理す

第二八條 國務院は民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法及文教の各部を以て之を組織す

第二九條 國務院に國務總理大臣及各部大臣を置く、各部大臣は主管事務に付其の責任を負ふ

第三〇條 國務總理大臣及各部大臣は何時たりとも立法院會議に出席し及發言することを得但し表決に關する事項は之を得ず

第三一條 國務に關する詔書、勅書、法律及勅令には國務總理大臣及主管各部大臣之に副署す

第五章 法院

第三二條 法院は法律に依り民事及刑事の訴訟を審判す但し行政訴訟其の他の特別訴訟に關しては法律を以て別に之を定む

第三三條 法院の構成及法官の資格は法律を以て之を定む

第三四條 法官は獨立して其の職務を行ふ

第三五條 法官は刑事又は懲戒の裁判に依るの外其の職を免ぜらるることなし又其の意に反して停職轉官轉所及減俸せらるることなし

第三六條 法院の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得

第六章 監察院

第三七條 監察院は監察及審計を行ふ、監察院の組織及職務に關しては法律を以て別に之を定む

第三八條 監察院に監察官及審計官を置く

第三九條 監察官及審計官は刑事裁判若くは懲戒處分に依るの外其の職を免ぜらるることなし又其の意に反して停職轉官及減俸せらるることなし

附則

第四〇條 本法は康德元年三月一日より之を施行す

第四一條 皇帝は當分の間參議院の諮詢を経る法律と同一の効力を有する勅令を發布し

豫算を定め及豫算外國庫の負擔と爲るべき契約を爲すことを得

第四二條 教令院令其の他何等の名稱を用ひたるに拘はらず從前の法令は總て仍ほ其の効力を有す

4. 新帝國の國家體制 以上の組織法において見られる如く滿洲國は皇帝の下に、中央には國務、立法、監察の三院と參議院が設けられ、地方は五省、一特別區に別たれ、省には省政府を置き其長官を首府と云ひ、各省政府の下には多くの縣政府を置き地方を治める

これを要するに滿洲國皇帝は三千萬民衆の總意によつて帝位に就き、滿洲國を統治する元首にして、立法院の翼賛を得て立法權を行使し、國務院を統督して行政權を行使し、法律により法院をして司法權を掌らしめると同時に、陸海空軍をも統率するものである。また皇帝は重要國務を發表し、官署及び側定の事項處理を監督す。前掲の臨時憲法による皇帝の大權は次の如し。

一、宣戰、媾和、及び條約締結の權

二、官制の制定、官吏の任免並にその俸給の決定

三、大赦、特赦、減刑、及び復權

四、法律の執行及び命令の發布

五、緊急勅令の發布

六、法律案及び豫算案の裁可

5. 日滿議定書 大同元年三月一日(一九三二年)、滿洲國は建國宣言を發布、三月九日溥儀執政は正式に滿洲國元首に就任、同時に中央官制の實施、三月一〇日國務總理鄭孝胥以下各閣員の任命行はる。斯くて新政府成立以來、國務院各部の整理充實、地方官制の施行、各省長官制の任命等により民政の暢達を圖り、國家財政の確立、稅務監督署官制稅捐局官制の施行

(七月二日)、貨幣制度の確立(六月二日)、中央銀行の整備開業(七月一日)等國家財政と金融の圓滑を計り、緊急を要する諸鐵道の敷設、交通機關の統制等實績を擧げ來ると共に、一方張學良時代封建軍閥の暗黒政治は一掃されて、國內の治安は反滿軍閥の影を没すると共に完全な維持せられ、斯くて滿洲國は名實共に獨立國家としての態様を整備するに至つた。こゝにおいて日本帝國における滿洲國承認の氣運は一段と進み、また同時に對外交總長赴日、日本政府に對し承認促進の事あり、日本政府は臨時議會に於て滿場一致を以て滿洲國承認決議案を通過し、日本朝野の輿論また之を贊し、茲に日本政府は正式に滿洲國承認を決定し、同年八月八日武藤信義大將を關東軍司令官兼駐滿特命全權大使として派遣し、九月一日滿洲國代表鄭孝胥との間に議定書の調印を了するに至つたのである。即ち大同元年九月一日午前九時十分、執政府に於て、滿洲國總理鄭孝胥と日本帝國特命全權大使武藤信義の調印せる日滿議定書は次の如くである。

【日滿議定書】

日本國ハ滿洲國カ其ノ住民ノ意志ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ 滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限リ之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ 日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシテ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲メ左ノ如ク協定セリ。

(一)滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本臣民カ從來ノ日支間ノ條約協定其

ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ

(二)日本國及滿洲國ハ締結國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締結國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキト駐屯スルニ之ヲ爲ス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生スヘシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本本文ト漢文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月一日即チ大同元年九月一日

日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤信義

滿洲國國務總理 鄭孝胥

B 行政

1. 國務院 行政權は皇帝に直屬し、皇帝は國務院を統督して行政權を行使する。即ち國務院は皇帝の旨を奉じ、諸般の行政を掌理するものにして、日本の内閣に相當する。その官制によれば國務總理大臣は、民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法、文教の八部大臣を指揮監督し、國家行政の機務を掌理し、其の責に任ず。國務總理大臣は、部内の機密、人事、主計及び需要を直宰する。國務院内には總務廳を置き、その他、國務院に直屬する機關としては法制局、統計處、興安總署、國都建設局を設置してゐる。

【總務廳】總務廳長は日本の内閣書記官長にあたり、國務院總理の命を受けて政府部内の機密、人事、主計、需要、及び情報に關する事務

を處理し、長官の下に秘書官、理事官、事務官、屬官、次長等の職制を設けてゐる。總務廳には秘書處、人事處、主計處、需用處、情報處、及び恩賞處の六處を置き、各處には處長を置いてゐる。

秘書處—は機密、法律、教令、軍令、教書及び院令の公布官印の管守公文書の收發刊行物の發行、會計及び庶務を管掌する。

人事處—官吏の任免、進退及び處分、官吏の規律及び賞罰、官吏の給與及び待遇、議員の選任を管掌する。

主計處—總括的豫算及び總括的決算、特別會計の豫算及び決算、國庫の計畫及び運用、國庫金收支の管理、收支科目等の諸項を管掌する。

需用處—警備、用度等の諸項を管掌する。

情報處—情報の蒐集、翻譯及び通譯等の諸項を管掌する。

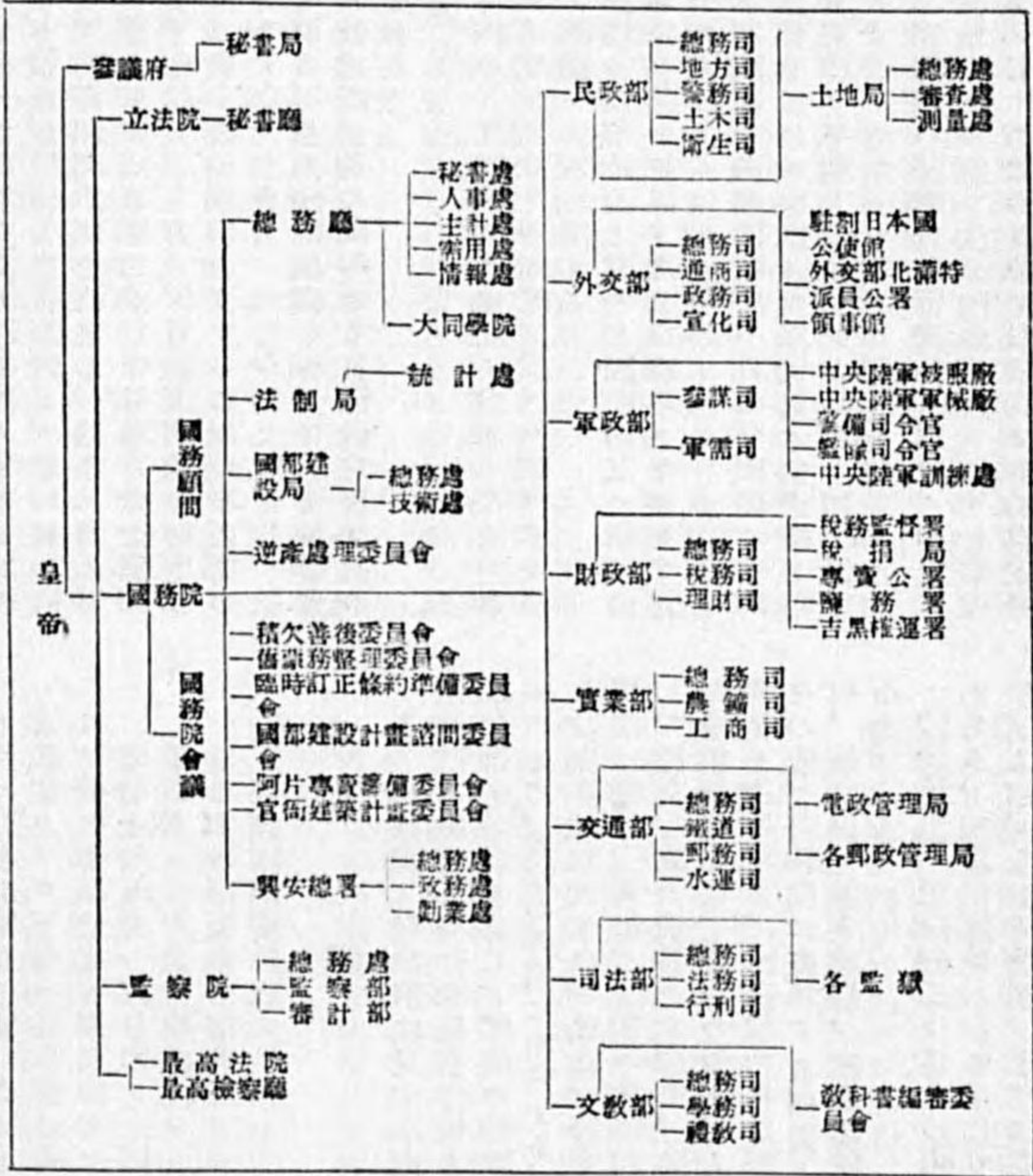
恩賞處—帝政實施にあつて新たに設けられたもので、勳章、記章及び褒章並にその他の榮典に關する事項を管掌する。

【法制局】法制局は國務院に直屬し、法律案、教令案、軍令案及び院令案の起草並びに審査の事を司る。而して法制局長は國務院會議に出席す。

【統計處】統計處は法制局に附置せられ、各官署の統計及び統計調査の統制を圖り、並に國勢の基本たる各種統計に關しては自ら之を調査集行を爲す。

【興安總署】興安總署は國務院に直屬し、興安省に關する一般行政を管掌す。總長は原則として各部總長に對立し、省内の行政事項に關し職權又は特別の委任に依り局令を發し、興安各分省長の命令又は處分が成規に違ひ公益を害し或は權限を越ゆるものありと認むるときは之を取消し又は停止することを得る。總長は又其の

中央行政機關組織一覽



主管事務に付法律、教令、院令の制定、廢止及び改正の必要ありと認むるときは案を具して國務總理に提出す。

各部組織 前述の如く日本の内閣に相當する國務總理大臣の下に、日本の各省に相當する民政部、外交部、軍政部、財政部、實業部、交通部、司法部、文教部の八部に分けられ、各部大臣の下にそれぞれ主管事項を執行する。

國務總理大臣が主宰し、各部大臣、總務局長、法制局長、興安總長、署長官、費政局長、若くはその代理者をもつて組織され、法律、教令、軍令及び豫算、外國條約及び重要涉外案件、各部間の主管權限の爭議、豫算外の支出其他、重要な國務を審議する。

事項を掌り、稅務司は國稅の賦課徵收、稅務行政、關稅賦課徵收、關稅行政に關する事項を掌り、理財司は貨幣、金融統制、金融機關の監督、國債の事務及び地方債の監督、國有財産の管理に關する事項を管掌する。

國民思想に關する事項を掌理し、部内に總務、學務、禮教の三司を置く。總務司は機密、官印の管守及び文書、會計及び庶務、人事、調査及び統計に關する事項を掌り、學務司は學校教育、學校衛生、學藝、教科書の編纂及び審査に關する事項を掌り、禮教司は國民思想、社會教育、宗教、及び禮俗に關する事項を掌る。

康德元年三月一日帝制實施と同時に發布せる政府組織法によれば「皇帝は立法院の翼贊に依り立法權を行使す」、「凡て法律案及び豫算案は宜しく立法院の協贊を経ることを要す」とあるが、政府組織法上に明記してある皇帝に屬する特有權能事項及び戰時或は非常事態に際してはこの限りではない。その他の規定として「立法院が法律案或は豫算案を否決する時は、皇帝はその理由を具してこれを再議に付し、仍ほ改めざる時は參議府に諮詢して、その可否を裁決す」、立法院は「國務に關して國務院に建議することを得」、又「人民の請願を受理する事を得」、とある。立法院會議は皇帝によつて毎年召集され、常會の會期は一ヶ月であるが、必要なきときは皇帝によつて延期する事が出来る。尙ほ立法院は議員總數の三分の一以上が出席しなければ開會する事が出来ない。尙ほ立法院の議事は出席議員の半數を得て決定する。而して可否同數の時議長がこれを決定する。立法院會議は原則として公開であるが、時に國務院の要求或は立法院の決議によつて秘密會とする事が出来る。この規定がある。然しその組織法令の發布前に於てはその權能を發揮する事が出来ない。

等級別法院

(大同元年12月現在)

Table with 6 columns: 等級別, 奉天省, 吉林省, 黒龍江省, 東省特別區, 計. Rows include 高等法院, 分院, 地方法院, 高等法院附設地方廳, 地方法院附設地方廳, 司法公署, 兼理司法公署.

註 新京に最高法院を置く。

苦しむのは多くはこれに原因してゐた。法院の組織及び法官の資格は法律を以て別に規定されてゐる。然し新法發布前に於ては、一時國情に背反しない程度に於て従前の制度を採用する。即ち最高法院、高等法院、地方法院の三院制がこれである。政府組織法によれば、法官は刑事或は懲戒裁判によるほかこの職を免ぜられる事なく、又意志に反して停職、轉官及び減俸を受けることがない。

等級別檢察廳

(大同元年12月現在)

Table with 6 columns: 等級別, 奉天省, 吉林省, 黒龍江省, 東省特別區, 計. Rows include 高等檢察廳, 分院, 地方檢察廳, 高等檢察廳附設地方廳, 地方檢察廳附設地方廳, 司法公署, 兼理司法公署.

註 新京に最高檢察廳を置く。

【最高法院長】 林榮 2. 檢察廳 從來支那の司法制度に於ては、各級法院には凡て同一級の檢察處を附設してゐるが、滿洲國成立と共に各級の檢察處を總て檢察廳と改稱し、最高檢察廳及び地方檢察廳を置いてゐる。檢察官は刑事訴訟法及びその他の法令の定めるところに違ひ捜査處分を實行し、公訴を提起し、公訴を實行し、判決の實行を監視し、並に司法警察を管理するものである。民事その他公共の利益又は風教に關する事件に關しては、民事訴訟條例その他法令の定めるところに違ひ、訴訟當事人或は公益の代表者として特定の事項を實行する。檢察廳は法院に對し、獨立してその職務を執行する。而して檢察官は情況の如何を問はず、推事の審判に干渉し、審判

E 地方行政

事務を掌理し得ないものである。檢察廳の管轄區域は、法院の管轄區域と同じく、たゞ緊急の事情ある場合には管轄區域外において職務を執行し得る規定となつてゐる。

1. 地方行政機構の一大改革 帝制實施によつて面目を一新した滿洲國は更に地方制度を刷新して名實共に近代國家の體制を整ふることとなり、大同三年一月民政部に設置された臨時地方制度調査委員會において成案を得、法制局の審議決定の後、新法令の發布を見、康徳元年二月一日より實施さる。而して新制度の骨子は左の如くである。

完全な發展を期してゐる。 2. 新省の區劃 以上の如く行政區劃中興安省を除く滿洲帝國の新行政區劃を奉天、吉林、濱江、龍江、黒河、三河、開島、安東、錦州、熱河の一〇省に分轄し、新時代に適應した新地方行政はこゝに確立された。即ち新行政區劃たる一〇省の包含縣名は次の如し。

【奉天省】 省公署所在地を奉天とし、舊奉天省内二七縣(遼陽、遼中、本溪、撫順、瀋陽、鐵嶺、開原、新民、法庫、康平、海城、營口、蓋平、復、興、清原、西豐、昌圖、梨樹、雙山、遼源、海龍、輝南、金川、柳河、東豐、西安、舊吉林省内一縣(濛江)、合計二八縣より成る。

【吉林省】 省公署所在地を吉林とし、舊吉林省内一五縣(長春、雙陽、伊通、九台、德惠、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、額穆、敦化、樺甸、磐石)、舊奉天省内一縣(懷德)、合計一六縣より成る。

【濱江省】 省公署所在地をハルビンとし、舊吉林省内三縣(阿城、寶、雙城、榆樹、五常、珠河、葦河、延壽、東寧、寧安、穆稷、密山、虎林)、舊黒龍江省内一五縣(呼蘭、巴彥、本蘭、肇東、蘭西、綏化、東興、安達、青岡、望奎、慶城、鐵驪、綏楞、海倫、肇州)、合計二八縣より成る。

【龍江省】 省公署所在地を齊齊哈爾とし、舊黒龍江省内一八縣(龍江、泰來、泰康、景星、甘南、富祚、林甸、依安、訥河、克山、明水、克東、拜泉、德都、嫩江、龍鎮、通化、大寶、舊奉天省七縣(突泉、安廣、鎮東、開通、贛榆、洮南、洮安)、合計二五縣より成る。

【三江省】 省公署所在地をチャムスとし、舊吉林省内九縣(方正、依蘭、勃利、寶正、饒河、撫遠、同江、富錦、樺川)、舊黒龍江省五縣(通河、鳳山、湯原、蘿北、綏濱)、合計一四縣より成る。

【間島省】 省公署所在地を延吉とし、舊吉林省内四縣(延吉、汪精、和龍、琿春)、舊奉天省一縣(安圖)、合計五縣より成る。

【安東省】 省公署所在地を安東とし、舊奉天省内一縣(安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、通化、臨江、長白、撫松、輯安)より成る。

【錦州省】 省公署所在地を錦州とし、舊奉天省内一〇縣(錦、錦西、興城、綏中、義、北鎮、磐山、舌安、黑山、彰武)、舊熱河省三縣(朝陽、阜新、綏東)、合計一三縣より成る。

【熱河省】 省公署所在地を承德とし、舊熱河省内一二縣(承德、灤平、豐寧、隆化、平泉、凌源、青龍、薊城、赤峰、凌南、圍場、建平)より成る。

1933年三月一日滿洲國獨立するや、新外交部總長謝介石は獨立の宣言と共に之を日本を始め七ヶ國に通告し、列國の承認を求めた。日本は九月一五日に至り遂に滿洲國承認を斷行した。支那は之に對して、日本の滿洲國承認に反對の聲明をなした。其他の列國中ではソヴェトは當初より滿洲國に對して好意を寄せ其後領事交換を承認し、一九三二年九月一八日滿洲國最初の外國使臣として赴任したウラゴエスチエンスク領事及副領事吉津清氏一行に對し、滿洲國領事及び領事としてのパスポートを出し、事實上の承認をなした。尙滿洲國は同國外交部顧問として就任した米國人ブロンソン・リー氏を國際聯盟に派遣し、建國の必然性を列國に首肯せしむべく努めたが、三月二七日國際聯盟側は滿洲國承認を拒否した。その間滿洲國は、(一)郵政接收問題については、一九三二年三月二〇日政府は交通部總長丁鑑修の名を以て、三月一日滿洲國成立と共に郵政及び郵便業務は中華民國の管轄を離脱し、四月一日以降滿洲國政府において管理を開始する旨命令を發し、着々その實を擧げ、(二)關稅接收問題に對しても、一九三二年六月二七日關稅接收問題に對し、(三)熱河の討伐をなして治安を恢復し、一九三四年三月一日遂に溥儀執政皇帝の位に就き、こゝに滿洲帝國生れ、外交部は大臣謝介石の名を以て之を世界列強七十一ヶ國の各外務大臣宛に通告した。滿洲國における對外關係は専ら外交部之に當

り、本部に總務司、通商司、政務司、宣化司あり、別に哈爾濱に外交部北滿特派員公署を設け、北滿洲地方における赤系及び自系露人、日、英、米、獨等の居住外國人に關する對外交渉事務を處理せしめてゐる。一九三三年三月一日現在で、滿洲國が他國に設けてゐる領事館は、ソヴエトにおけるウラゴエスチエンスク及びチタの二ヶ所である。日本に對しては、一九三三年四月日本國駐在外交官官制を公布し、公使館を設置し、特命全權公使を駐劄せしめてゐる。現在の公使は丁士源である。(最近の滿洲國の外交關係に就いてはカレント・トピックス篇を参照)。

G 國防

滿洲帝國の陸海軍は、皇帝の統率するところであつて、之が統轄のため中央機關として軍政部があり、もつて陸海軍を指揮統督してゐる。陸軍側地方機關としては、奉天、吉林、黑龍江、熱河の各省に省警備司令部を設け、各々之を數警備地區に分ち、各地區に地區警備司令部を置き、別に興安省には東、北、南の各分省に警備司令部を置いてゐる。現在戰闘兵種は歩騎砲の三兵種で、戰略單位は歩兵旅、騎兵旅、混成旅の三種となつてゐるが、兵力總計は、歩兵十二旅七團十八營三隊、騎兵十七旅十二團三營二隊、砲兵四營二隊一連、總兵力約十二萬となつてゐる。

海軍は一九三二年三月、舊東北第三艦隊の利綏、江清、江平、利濟、江通をもつて皇帝に直隸する江防艦隊を編成し、艦隊司令部の下に指導處、參謀處、副官處、輪機處、軍醫處、軍需處あり、所有艦艇は別表の如し。滿洲國軍隊は統制ある編成の下に整備する必要があるにも拘らず、建國勿々にて事象種々に變

江防艦隊

Table with 4 columns: 艦名, 艦種, 噸數, 速(節). Rows include 和江, 利江, 濟通, 江平, 江清, 江通.

三月熱河省平定と共に、概ね第一期の目的を達成、遂次第二期として整備せる編成の下に訓練された眞の國軍を作成することに努力しつゝある。尙外敵に對しては日滿議定書により、日本軍と協同作戰の下に之に當ることになつてゐる。

H 政治の動勢

一、日本の在滿機構改革 三位一體を二位一體化せんとする在滿機構統一問題は、陸軍案、外務案、拓務案と三案對立し、殊に陸軍案と拓務案とは正面衝突する有様にて、一時岡田内閣の運命にもかゝるかの如き情勢を呈した。この間關東廳巡查或は拓務省全官吏の總辭職問題等も惹起し、波瀾に波瀾を重ねたるも、遂に陸軍案の採擇が關議を以つて決定され、第六六臨時議會において在滿機構改革に要する經費も可決され、愈々昭和九年末の一月二十六日に至り、官報號外を以つて公布即日實施さる。この新機構によれば日本内地における機關として首相の下に對滿事務局が創設され、在滿機關として駐滿事務局が創設され、駐滿全權大使の下に關東局が創設され、命令系統は著しく單純化され、嘗つての三位一體より、新しい二位一體となる。以下各機關に就いて簡単に各説する。

【對滿事務局】 内閣總理大臣直屬の機關で、

領事、領事等を置き、大使を輔佐して外交に關する事務を掌することは從來と同様である。【新機構首腦部】 なほ昭和九年末現在における日本の在滿新機構の重要地位を占めるものゝ氏名は左の如し。

- 總裁 林 銑十郎
次長 川越 文雄
在滿機構 (前大藏省銀行局長)
關東軍軍司令官兼全權大使 南 次郎
關東軍參謀長 陸軍中將 西尾 壽造
關東軍憲兵司令官兼關東局警務部長 陸軍少將 岩佐 祿郎
關東局總裁 貴族院議員 長岡隆一郎
關東局司政部長 日下 辰太
關東軍交通監督部長兼關東局監理部長 大村 卓一
關東州廳長官 (前關東廳警務局長) 大場 次郎

二、北鐵讓渡交渉の成立 北滿鐵道讓渡交渉は昭和八年六月二十六日より約一年七ヶ月間紛糾に、紛糾を重ね、日・滿・ソの國交上に幾多の重大なる危機を孕みつゝ、會談四〇回に及んで遂に昭和十一年一月二二日、東京において東郷・カズノフスキー第八次會談を以つて正式に協定の成立を見た。

【ロシアの極東侵略史】 そもそも北滿鐵道、即ち嘗つての東支鐵道(その以前は東清鐵道と呼ぶ)は過去四〇年の長い間ロシアの極東侵略政策の根幹をなして來た重要な鐵道である。ロシアが沿海州を領有することになつた露支北京條約が出来た頃から、ロシアは極東に鷲翼を

伸ばしだしてゐる。ウラジオに軍港を構築して、そのウラジオと露都セントペテルブルグを結ぶべく、シベリア鐵道を建設することとなり、シベリア鐵道の起工式が一八九一年に行はれた時は、帝政ロシアの皇太子ニコラス・アレキサンドロヴィチ殿下が、六千マイルの露都から台臨されて虹のやうな氣焔と極東制覇の大業を宣示した。斯くの如き歴史的背景をもつてゐる北滿鐵道はそのシベリア鐵道の三角形の二邊を底邊の最短距離にかへた鐵道であり、一八九六年ニコラス二世の戴冠式に特に支那から李鴻章の派遣を求めて、對日共同軍事同盟と支那領土を横斷する北滿鐵道一千マイルの敷設権を獲得して、遂にロシア極東制覇の本陣をなしたのである。

【ソ聯の成立とその極東政策】 然るにソ聯の成立と共にその極東政策は著しい變化を見、一九一九—二〇年のカラハン宣言に關する露支の露支・露奉兩協定(一九二四年)後におけるソ聯の北滿、鐵道に對する態度は概して強硬なりしも、その後滿洲國の成立、日本勢力の北進あり、これと同時に北滿における日ソ兩國の對立激化し、兩國國交上の不安が著しく増大せるため、遂にソヴエト・聯邦は日ソの衝突を避けて、北滿鐵道放棄に態度を決し、北滿より退却するの政策を取るに至つた。

【北鐵讓渡交渉の開始】 斯くて昭和八年六月二六日に至り、日・滿・ソ三國間に第一回正式會議が東京において開かれるに至つた。その席上ソ聯代表ユレニエフ大使の挨拶によるソヴエト側の眞意は次の如きものであつた。一、北鐵は帝政ロシアが侵略的、帝國主義的、目的を以て建設したもので、帝政時代の遺物で、ソ聯の政策と背馳する。二、ソ聯は一九二四年の露支・露奉兩協定に

その總裁は親任官を以つて充當され、初代總裁は陸相の兼任とする。次長は勅任で、總裁が次長のうち一人は陸軍武官を以つて充てる規定である。從つて初代總裁が陸相である關係上、次長は勅任文官とする。その下に事務局を置き、事務局中に若干の武官を入れる。別に事務局に關係各省の次官又は局長を以つて成る參與會議を置き、局務に參與せしめる。以上の如き組織を以つて事務局は關東州及び滿鐵付屬地に關する事務を一切掌るのみで、表面的には滿洲國關係の事項に關與せざる規定である。即ち、これ等の諸事項は嘗つて拓務省の所管事項に屬するたもので、その結果、拓務省を始め關係各省も對滿事務局を通して事務の接渉を爲すを必要とするに至る。

【駐滿全權大使】 外交事務に就いては外務大臣の監督を受けるが、その他、關東州及び滿鐵付屬地の事務に就いては首相の指揮を受けることとなつた。大使は關東軍司令官の兼任であつたことは従前と變化はなきも、關東局長が廢止された結果、その權限は在滿諸機關の一切に及ぶに至る。

【關東局總裁】 駐滿全權大使に直屬し、その下に官房の外、司政部長、警務部長、監理部を置き、各部に課長、事務官を置く。總裁は勅任にして關東軍參謀長が兼任し得る制度となつてゐるも初代は勅任文官とする。各部長は勅任で課長に一名の勅任官を置くことが許さる。うち警務部長のみは憲兵司令官兼任で、關東州巡查廳長に兼任する。關東局の下に關東州廳を置く。嘗つての關東廳の縮小されたもので、長官は勅任。官房、内務、警察兩部の外、各地民政署長を指揮監督する。尙關東局内の事務官中に若干名の武官が任命されることとなつてゐる。

【大使官參事官】 全權大使の下に參事官、總

よつて北鐵を商業企業とし、現在軍用的意義を失つてゐる。三、ソ聯が之を今日まで保有したのは、同鐵道がロシア國民の財産によつて建設されたといふ理由によるものに過ぎない。四、然るに同鐵道は今や日・滿・ソ三國の紛糾誘發の素因をもつに至つた。

以上の如くソヴエト側は北鐵讓渡において「故にこの紛糾を避け平和を維持するためにこれを賣却する」といふにあつた。これはまたリトヴィノフ外相が大田大使に與へた公文書にも明かにされてゐるが、さらに、より多くの理由が、(一)滿洲事變は滿洲における日本の百歩前進ソ聯の九〇パーセント退却を來したること、(二)急速なテンポを以て進歩したる滿洲國の鐵道網は、北鐵を無用の長物たらしめんとしてゐること、(三)且つこれが保有は日・滿・ソ三國關係を一層危殆に導く虞れがあることは、否み得ないところである。要するにソ聯の北鐵讓渡はソ聯が此現實の認識に率直であつた結果に外ならないと見ることが出来る。斯くて昭和八年六月二六日、ソ・滿兩國が日本外務省の斡旋で、北鐵讓渡に關する第一回會議を開き、同月二八日から實際交渉に入りしも、交渉は最初から波瀾重疊、曲折を極めた。而して開會劈頭の激論は北鐵所有權問題で、次は本格的な讓渡價格の論争に移る。

【所有權問題紛糾】 ソ聯は一八九六年「東清鐵道敷設及び經營に關する契約」第六條の「會社はその土地に對して絕對的排他的行政權を有す」との規定などを引用して、ソ聯に北鐵所有權ありと主張する。これに對して滿洲國側は、ソ聯は一九一九—二〇年のカラハン宣言によつて右所有權を拋棄したと、これを否定する。斯くて兩方共強く、相降らなかつたが「いづれに

せよ賣るのならば所有権の所在などどうでもよいではないか」との廣田外相の忠告よりなしたなどがあったので、この所有権論争をやめて、交渉は譲渡價格の協定に移ることになった。

【譲渡價格の紛糾】この譲渡價格の交渉が、また波瀾重疊を極めた。この價格はソ聯側から先づ二億五千萬ルーブル、即ち日本金換算六億二千五百萬圓を切り出したこれに對して滿洲國側は五千萬圓を主張した。その計算の根據はソ聯側は建設費を、滿洲國側は現在建設する場合における建設價格を、それぞれの基礎としてみた。即ちソ聯側の計算によれば、北鐵建設より一九三二年までのソ聯の投資額四億一千六百九十九萬金ルーブルを基本とし、これより鐵道の損壞並に同鐵道の經濟價値の低下を斟酌して二億五千萬金ルーブルと主張した。而もそのいひ値は、十二半對一だから、なかなか妥協は困難、その間、ソ聯は昭和九年三月五日一擧日本金二億圓と三分の二に値下げをなし、また滿洲國は四月二十六日一億圓まで値上げして、漸次歩み寄り、昭和九年九月二日に至り遂に一億七千萬圓（鐵道一億四千萬圓、ソ聯従業員退職手当三千萬圓）に手打ちが出来、こゝに北鐵譲渡交渉は一大進展を遂げるに至つた。

【協定の正式成立】この妥協成立によつて、滿洲國の大橋外交次長と星野財政部總務司長が急遽上京して活動を始め、今度こそ交渉は圓滿解決と見えたが、ソ聯側が前言を食むと同時に、それからそれへと新提案を出して来るので、交渉は足踏み状態、九月二日以来昭和十一年一月二日の協定成立に至るまでに廣田・ユレニエフ會見は一回、東郷歐亞局長とカズロフスキー代表との會見は八回行はれたが、三國代表の懸命の努力により、遂に協定成立を見る。即ち

昭和十一年一月二日午後七時から二日午前二時に及ぶ東郷・カズロフスキー第八會談を以て細目條件の全部に互る折衝を完全に終了、斯くて日・滿・ソ三ヶ國の國交調整に重要な意義を帯ぶる北鐵譲渡交渉は昭和八年六月二十六日の第一回日・滿・ソ三國折衝の開始以來、こゝに一年七ヶ月の日子を閲して漸くその成立を告げ而して協定案文起草のため日・滿・ソ三國委員を以て委員會に組織するに決し、案文調製の上、二月下旬東京において歴史的調印が行はれることとなつた。省れば北鐵交渉は昭和八年夏の第一回會談以來交渉實に四〇回の多きに及び、廣田・ユレニエフ會談によつて譲渡價格一億四千萬圓、退職資金三千萬圓、合計一億七千萬圓に交渉の基本的協定が成立したるも、その會商經過は滿・ソ中間會商四回、廣田・ユレニエフ會談二十二回、東郷・カズロフスキー會談第八回を経てこゝに最後の解決に到達したわけである。

【協定案大綱】以上の如く北滿鐵道譲渡に關する滿・ソ兩國の協定成立に基き、兩國は今後直に協定案文の作成に移るはずであるが、協定案の内容は左の通りである。
賣却の對象——北滿鐵道（舊東支鐵道）及び之れに付屬する一切の財産
一、（イ）鐵道總延長一、七二六キロ滿洲里—ポクラニチナヤ—新京間の本線、（ロ）二、五四四キロ九業務用線、（ハ）二、五六七キロ電信電話線並に給水設備。
一、鐵道に屬する機關車及び貨車。
一、その他各種工場、森林利権一切の財産。
譲渡價格——一億四千萬圓及びソ聯従業員退職資金約三千萬圓。
譲渡條件——右支拂は現金及び物資を以てなす、而して譲渡價格の三分の一は現金、三分の二は物資を以て支拂ふ、支拂期間は何れも

三ヶ年とす。
現金支拂方法——現金支拂は譲渡價格一億四千萬圓の三分の一にしてその期間は三ヶ年とす、但し現金支拂の半額は調印と同時に即時支拂となし殘額を三ヶ年支拂とす。
一、支拂の單位たる日本紙幣圓に對しては爲替相場の変動を顧慮し、スイス・フランに對し八パーセント及びこれ以上變動する場合はこれに應じて上下し圓比價を決定するとす。
一、即時支拂をなした殘額に對し一定期限内に購入契約をなす、但しソ聯は武器は買はぬことを言明した。
支拂保證——現金並に物資支拂に關しては滿洲國が完全に支拂を履行する事を日本政府が保證する、而して右の旨を公文書の形式によつて日本政府よりソ聯に通告する。
物資價格決定方法——物資價格に關する裁定は日本國一名、滿洲國一名、ソ聯二名より成る調停委員會で裁定、未決定の場合は日本商人扱ひは日本政府とソ聯政府、滿洲國人扱ひは滿洲國政府とソ聯政府の外交交渉に移す。

鐵道引繼及び他線連絡方法——
一、引繼財産——引繼財産の客體を明瞭ならしめるため最近の貸借對照表を作成することとしハルビンにて右作成中。
一、ソ聯が所有する財産——ソ聯總領事館、領事館員合宿所、在留ソ聯人のための圖書館の圖書、病院一、學校一校。
一、ウ・シ兩線驛との連絡——北鐵は滿洲里ポクラニチナヤ兩驛に於てソ聯のシベリア、並にウスリ兩線驛と連絡することとし右については交渉成立後協定を結ぶこと。

引繼の時期——調印と同時に一切の權利を引繼ぐこと。
解雇退職金支拂方法——

- (イ) 解雇方法——三ヶ月の豫告期間を設け、二ヶ月の猶豫期間を與へてソ聯領内に引揚げる。
- (ロ) 退職資金の支拂は露國政府あて政府として個人支拂をなさず。
- (ハ) 退職従業員は北鐵現行規定に基き會計決算を遂げ且つ家族並に資産一切は露滿國境まで無賃運搬の權利を認む。
- (ニ) 退職資金支拂中積立金の支拂は調印と同時に、恩給年金の支拂期間は二ヶ年とす。

III 經濟

A 財政

1. 概説 一九三二年（大同元年）三月國務院官制をもつて、豫算決算、國費の計畫運用及び國庫金收支の管理に關する事項は、國務院總務廳に於いて管掌することとし、稅務・專賣・貨幣・金融統制及び國有財産に關する事項は、財政部總長之を掌理することと定めらる。斯く財政を二官署に分掌せしめたることは滿洲帝國財政制度の一特徴である。

國家の重要な財源を確保する手段として、(一) 建國の趣旨に則り中央集權を確立するため地方財務機關を中央において統轄し、その内容を整備すること、(二) 建國當時滿洲國內に存在せし中華民國の徵稅機關たる海關及び鹽務稽核所を接收して關稅及び鹽稅の收入を確保すること、(三) 密輸入其の他の脫稅行為を防止することなどを擧げてゐる。

2. 月次豫算 國家の歲出入對しては建

月次歲出入豫算 (大同元年3月—6月)

月別	歲入	歲出
三月	134,053	134,053
四月	3,495,401	3,495,401
五月	3,792,177	3,792,177
六月	11,906,267	11,906,267
計	19,327,893	19,327,893

大同元年度豫算 前述の如く九月迄は月次豫算により、歲入歲出共七月分四、一九六、三八九圓、八・九月分八、〇六五、九五〇圓となつてゐるが、政府は會計年度を七月より翌年の六月に終る一ヶ年と定め、大同元年六月各局部に通達して大同元年七月一日より二年六月末日に至る大同元年の歲計豫算を提出せしめ、遂に一〇月に至つて別表の如き滿洲國最初の歲計豫算を編成し、こゝに滿洲國の豫算制度は一應の成立を見た。

大同元年度歲出入豫算 (大同元年7月1日—2年6月末日)

種別	歲入	歲出
經常部	97,836,000	104,482,000
臨時部	15,922,000	8,825,000
計	113,308,000	113,308,000

大同元年度追加豫算 (大同元年7月1日—2年6月末日)

種別	總額	原豫算額	追加額		
			第一次追加額	第二次追加額	第三次追加額
歲入	137,957,000	113,308,055	587,850	2,600,000	5,100,000
			16,948,945	2,600,000	5,100,000
歲出	137,957,000	113,308,055	—	2,600,000	100,000
			16,948,945	—	5,000,000

【追加豫算】然るに、國道建設、治安維持、北滿水災復舊、阿片專賣及び國都建設事業等の差し掛き難い支出が生じたため、これに要する財源は公債によることとし、歲入歲出共に二四、六四八、〇〇〇圓を追加豫算として計上す。今これを表示すれば次表の如し。

大同元年度上半期歳入月別

Table with 7 columns: 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 計. Rows include 關稅, 內國稅, 鹽稅, 專賣金, 雜收入, 水災賑濟, 彩票收入, 計.

- 五、奉天省營業稅々率の減稅的統一 (減稅額六〇〇〇)
六、熱河省蒙鹽稅の輕減及び海鹽稅の重複課稅廢止 (減稅額一五〇〇)
七、熱河省捲菸稅の稅率引下 (減稅見込額五〇〇)
八、熱河省輸入の生活必需品に對する減稅 (減稅額三〇〇〇)
九、關稅の引下げ(未詳) (減稅額一〇〇〇)
一〇、票證費の廢止 (減稅額一〇〇〇)
一一、出產稅及牧畜稅の重複課稅廢止 (減稅額二、〇〇〇〇)
一二、間島地方における官賣鹽價引下げ (減稅額約九〇〇)
一三、熱河貨物稅並に牲畜稅、道路稅並に附加稅廢止 (減稅額二八〇〇)
一四、舊熱河省鹽斤食戶捐及び禁煙罰金免除 (減稅額三〇〇〇)
一五、熱河省及び興安西分省の滯納田賦及び附加雜稅免除 (減稅額四、一〇〇〇)
一六、出產糧石稅法の減稅的整理及び吉林省糧石銷場稅及び糧石斗稅の廢止 (減稅額九、二〇〇〇)

大同二年度歳出入豫算概要. Table with 4 columns: 省別, 歳入, 省別, 歳出. Rows include 總務部, 財政部, 農林部, 衛生部, 教育, 警察, 消防, 司法, 文書, 計.

- 一、名稱 滿洲國建國公債
二、發行總額 日金三千萬圓
三、利率 年五分
四、期限 二箇年据置後五箇年間に分割抽籤償還
五、發行價格 額面金額一百圓、實收九十六圓五十錢(最終利廻り五分七厘弱)
六、手續料 一百圓につき一圓
七、擔保 吉黑權運署及び阿片專賣公署

租稅收入豫算

Table with 3 columns: 大同元年度, 大同二年度, 千圓. Rows include 關稅, 噸稅, 鹽稅, 田賦, 契稅, 出產稅, 營業稅, 牲畜稅, 菸酒稅, 菸稅, 印花稅, 計.

【特別會計豫算】尙、特別會計豫算として、國都建設局、專賣公署、國道局、關稅及び鹽稅擔保外國債整理基金、並に需品資金の五特別會計を立て二年三月歳入歳出共に五會計を合はせて四一、六三七、一〇一の豫算を立てた。

各省財務廳、吉林省印花稅處及び吉林省菸酒事務局を廢止して、奉天、吉林、哈爾濱、龍江、熱河の五處に各稅務監督署一處を設け、専ら監督に當らしめてゐる。

列國の對滿投資 (1930年現在)

Table showing investment amounts in millions of yen for various countries: Japan (1,617), USA (590), UK (39), France (26), Sweden (21), Norway (1).

Text discussing investment trends, mentioning that Japan's investment in Manchuria is significantly higher than other countries, and detailing the growth of Japanese investment since 1928.

Section C: 金融 (Finance). Sub-section 1: 概説 (Overview) discusses the financial structure of Manchuria, including the role of Japanese banks and the impact of international investment.

Section C: 金融 (Finance). Sub-section 2: 滿洲國銀行 (Manchurian Bank) details the bank's capital, structure, and its role in the Manchurian economy.

B 資本

Text discussing the financial situation of Manchuria, including the role of Japanese capital, the impact of international investment, and the state of the Manchurian economy.

日本の對滿投資額 (單位千圓)

Table showing Japanese investment in Manchuria by industry type for 1928 and 1931. Total investment increased from 1,510,754 in 1928 to 1,616,965 in 1931.

事變後の日本投資額 (單位千圓)

Table showing Japanese investment in Manchuria after the 1931 incident, categorized by industry type and investment amount.

Text discussing the impact of the 1931 incident on Japanese investment in Manchuria, noting a significant increase in investment.

Text discussing the Japanese economy and investment in Manchuria, including the role of Japanese capital and the impact of international investment.

中央銀行の紙幣發行額

Table showing the amount of paper money issued by the Central Bank, categorized by month and year (e.g., August, October, December of the first year).

し、新國幣の流通は名實共に滿洲全土に普及するに至つた。更に最近奉天市には造幣廠が新設され、補助貨の鑄造が開始され、著しく新國幣の流通を円滑ならしめてゐる。因に舊紙幣の回収額を示せば別表の如くである。

2. 新貨幣制度 滿洲の國幣は、一九三二年(大同元年)六月、執政令により制定實施されてゐるものである。貨幣の製造及び發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行の所管になつてゐる。純銀の量目二三、九一瓦を以て價格の單位とし、之を「圓」と云ふ。貨幣の計算は十進とし、一圓の十分の一を「角」(チャオ)、百分の一を「分」(フェン)、千分の一を「厘」(リ)といふ。貨幣の種類は九種ある。紙幣は百圓、十圓、五圓、一圓、五角の五種で、硬貨には、一角と五分の白銅及び一分及び五厘の青銅貨幣がある。今滿洲中央銀行における紙幣發行額及び準備額を見るに別表の如し。

3. 外國通貨 外國の通貨中最も廣く用ひられてゐるのは、日本の通貨であり、その他北滿露人間にはソ聯邦のチェルヴェコネツツ貨が流通し、これら外國通貨は法制上國內の流通を禁ぜらるべきものであるに拘らず、經濟上の事實として依然通貨たるの性質を失つてゐない。

4. 舊紙幣の回收 滿洲國における舊通貨は多種多様であつて、各地方の事情に依つて相場一定せず、日々の騰落激しく、庶民は常に之等不信用不安定な紙幣の存在に悩まされ、收拾すべからざる状態にあつた。

在滿外國銀行

Table listing foreign banks in Manchuria, including bank names, branches, and capital amounts in various currencies.

組織に改めて改稱した。その實際の業務は錢莊業である。民國一三年の設立、資本金十二萬五千圓、本店は奉天にある。3. 外國銀行 日本側の金融機關としては、正金、鮮銀、東拓の三機關が活躍してゐるが、政府は大正六年末より七年初頭に互つて朝鮮銀行を一般商業機關の中核とし、金票の發行と國庫事務に當らせ、事務は東拓が行はせ、爲替及び貿易金融事務には正金銀行を當てるといふ。然とした區別を立て、日、本以外の外國銀行は、滿洲國の成立によつて幾分の打撃を免れ得ないも、尙哈爾濱を初め、大連、奉天、營口方面に活躍してゐる。

資本のものは専ら兩替業とする。銀爐は元來馬蹄銀の鑄造店であつたが、現在は預金、貸付、兩替及び爲替業に當り、一般銀行と略々同様の業務を営む。當鋪は質屋で、下層社會の金融機關をなす。糧棧は穀物の倉庫兼門屋業を営み、時に農業金融機關として活動し、儲蓄會は預金を取扱ふと同時に不動産を抵當として農民に資金の貸付を行ふ。

舊紙幣回收額

Table showing the amount of old paper money collected, categorized by bank name and amount.

に着手し、舊貨幣整理辦法發布後二年間は公定換算率により流通を認められるも、以後その流通を禁止することとし、舊紙幣は續々回収されつゝある。

【回收狀況】 而して舊貨幣の回收狀況を見るに、極めて順調に進行中で、開業當時の滿洲中央銀行が、舊四發行銀行から繼承した舊紙幣發行總額は、公定率による國幣總額で一四二、二三四、八七二元中、大同二年六月末までの回收額八五、五一四、八〇一元に達し、舊紙幣の市場に現存するものは五六、七二〇、〇七一圓に過ぎない。即ち約六割の回收を了した譯で、豫定期間たる大同三年六月末までには全部の回收を見るべき見込は十分である。然してこのほか昨年北滿平定と共に、馬占山の發行せる馬大洋票百六十萬元、並に熱河討伐後熱河興業銀行の熱河票一千一百萬元の交換回收をも開始したが、今や全くその回收を了

一九三一年度重要農作物の生産額 (單位延)

Table with 6 columns: 省別, 大豆, 其他豆類, 高粱, 粟, 玉蜀黍. Rows include 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 計, 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 計.

註 本表各省の行政區劃は舊制に依る。

部分を占めて重きをなしてゐる。殊に近年に於ける滿洲大豆は世界産額の五割を占めてゐる。大豆は滿洲農産の大宗であり、廣く海外に販路を持ち滿洲特産の名を恣にしてゐる。従つて大豆の豊凶、市場の需要如何は滿洲經濟界に甚大なる關係を有し、滿洲は大豆の國とさへ呼ばれてゐる。

これ等の農産物の分布は自然的制約に従つて、明確な地理的區劃をなして居る。而して大豆・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・棉花等の主要農産物は、主要農耕地帯内に包含され、その中心、大豆の中心點は哈爾濱の後背地、及び新京を中心とする後背地を主とする北滿にある。高粱の中心は哈爾濱以南中東鐵道西側の地域の農耕地帯内にある。粟は農耕地帯中殆んど全般に均分されたかに見えるが、然もその重心は哈爾濱を中心とする後背地にある。玉蜀黍は大體哈爾濱・西安・西豊及び鳳凰城を中心とする一帯の農耕地帯内に分布され、大豆に反してその中心點は南方に偏する。小麥は哈爾濱の後背地方に主として分布して、北滿の小麥地帯を形成する。棉花は遼中・海城を中心とする一帯の南部地方に分布し、中部地域では洮南を中心とする諸縣に反五百歩未滿ではあるが栽培されてゐる。果樹は奉天以南滿鐵沿線及び關東州内に限られてゐる。【經營態様】滿洲における農業の經營態様としては、地主、自作農、自作兼小作農、小作農の別あり、又、協同農と請負農の制度があるが、協同農は、二、三の農家が各人所有の牛馬農具を醸出し各自所有耕地の耕作に共同出資するもの、請負農は、所有家畜なき農家又は勞力に不足を告ぐる者或は農業者以外の耕地所有者等の耕地の耕作を請負ふものである。又一方に、この國の大陸的氣候は、季節的に農業勞働の分配を不平均ならしめ、春秋二季には勞働勞働力の不足を來たし、ために農業勞働者なる一帯が生ずることとなる。

Table titled '農家戸數及び農業人口數' with columns: 省別, 總戸數, 農戸數, 農戸數對總戸數の百分率, 總人口, 農民人口. Rows include 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 熱河省, 計.

註 本表省別は舊行政區劃とす。本表戸數並人口數は一九二八—一九二九年頃(民國十七—十八年頃)の調査を根據として推計せるものなり。

府が各省に命じて調査を行はしめたが、その調査報告の大略をば次の如し。(一)匪賊及び其他の被害程度は或る特別の範圍を除き、二、三縣を除き、他は殆んど全縣に互に匪賊の掠奪を受けたため、食糧、牧畜上の損害甚大なり。(二)農業金融狀況は地方農村間には農業金融の機關殆んど無く、農民相互間の貸借或は收穫期に到り返還することとして地方商店又は質屋等より資金の融通を受けるに過ぎず。斯くの如く極度の金融梗塞は一に舊軍閥の苛徴請求に依る所大なりと雖も、更に經濟界における世界的不況は各方面共深刻に影響し、金融業者の貸出警戒厳重になると、特産界亦匪賊の横行に出廻りを阻止せられ農村金融は益々逼迫を告ぐるに至れり。殊に匪害及び水害を蒙りたる

二、米突制

【度】 米の百萬分の一 米の百分の一 米の十分の一 米の單位 千米 千八百五十二米 (但し海里は海面に於ける長にのみ之を用ふ) 【面積】 平方耗 平方米の百萬分の一 平方耗 平方米の一萬分の一 平方耗 平方米の百分の一 平方耗 平方米の單位 平方耗 平方米 平方耗 平方米 (但し阿及陌は土地又は水面面積にのみ之を用ふ) 【量】 立方耗 立方米の百萬分の一 立方耗 立方米の千分の一 立方耗 立方米の百分の一 立方耗 立方米の單位 立方耗 立方米 立方耗 立方米 (但し阿及陌は土地又は水面面積にのみ之を用ふ) (但し耗乃至耗は液體、氣體、粒狀物又は粉狀物の量に、噸は船舶の積量にのみ之を用ふ)

【衡】 噸の百萬分の一 噸の千分の一 噸の單位 噸 千噸 噸 (但噸噸は寶石の重量にのみ之を用ふ) 尙現行度量衡に就いては中華民國における度量衡において参照せられたし。 F 生産 1. 産業大觀 滿洲は「東洋の穀倉」と稱せられてゐる程、滿洲の國民經濟における農業の役割は重大にして、その鐵産資源の豊富と共に、農業及び鐵業は滿洲國産業の根幹を爲してゐる。滿洲國に近代農業が起つたのは僅々三十有餘年に過ぎない。そもそも滿洲國の總面積は日本の四倍、その既耕地面積は一千四百萬町歩に達し、日本の既耕地面積の約三倍に近く、未耕地面積として尙約一千六百萬町歩を殘すと稱せられ、滿洲國の經濟的發展は以上の如き農業資源の豊富とその治安の確立によつて刮目に値するものがある。 また鐵産資源としては鐵鐵、石炭、油母頁岩の埋藏量莫大なる額に上り、農業資源と並んで滿洲國資源の双璧を爲す。また金の埋藏量も極めて多い。その他、滿洲各地、並びに内蒙の天地には廣大な草原が点在し、畜産業の未來性は大である。尙森林面積においても約三千六百萬町歩に上り、その蓄藏木材量は一五〇億石と稱せられ、今日尙斧鉞を見ない大森林地帯は各所に横たわり、滿洲國産業の未來は洋々たるものがある。 2. 農業 國土は廣漠たる大平原を有し、地味概して良好なるも、未だ農業技術の發達著

最近の農産物輸出額 (單位海關兩)

Table with 4 columns: 年度, 輸移出總額, 農産品及び其の加工品の價額, 輸移出總額に對する農産品の割合. Rows include 1931, 1930, 1929.

【重要農産物】 滿洲に於ける栽培作物の種類は約五十種であるが、普通作物の種類に屬する大豆・高粱・粟・玉蜀黍・小麥・陸稻・水稻、及び特用作物としての棉花・烟草・大麻・青麻・苧麻・荏・落花生等を主たるものとする。而して大豆・粟・高粱・玉蜀黍・小麥の五種は全農産額の大半を占めてゐる。之によつて見れば、國民所得總額に對する農事所得の割合は七七・三に相當し、更に最近における三ヶ年間の輸出總額中に占むる農産物及びその加工品の割合を見れば、約七一・七乃至七五・一に及ぶものである。 (一、一五〇、〇〇〇千元 一、一九七、九五八千元 八〇七、六三二千元 二六九、二五二千元 農業勞働者賃金所得 一一一、〇七四千元)

【樹種】 滿洲の森林を構成する樹種は其の數...

5. 水産業 【海洋漁業】 滿洲における海洋...

一九三一年度漁業統計 (單位斤)

Table with 3 columns: 漁獲高, 鮮魚販賣高, 鹽製高. Rows: 魚類, 蝦類.

註 極遠東省漁業商船保護局の調査に依る。

【淡水漁業】 以上は海洋漁業なるも、滿洲國の淡水漁業に...

最近の木材の生産量 (單位立方尺)

Table with 7 columns: 生産地, 1929, 1928, 1927, 1926, 1925, 平均. Rows: 鴨綠江, 吉林, 延吉及琿春, 北滿, 計.

名唐白楡、魚鱗松(日本名朝鮮唐松)、杉松、(沙松)、柏松、朝鮮松、落葉松、油松(赤松)、赤松、崩松(杜松)。(一)潤葉樹...

源豐富なりと云ひ難し。尙國人の海産鮮魚類に對する嗜好は從來黄花魚(グチ)、鱈刀魚(タチウオ)等を主とし、漁撈法亦舊態を脱せず、近時關東州を根據とする新式漁業の著しき進展に...

土地利用状況 (單位ヘクター)

Table with 6 columns: 省別, 總面積, 可耕地 (總數, 既耕地, 未耕地), 不可耕地. Rows: 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 熱河省, 計.

註 上表は概算數にして、參考資料の關係にて總面積に多少の相違あるも暫くこれを掲ぐ。

【養蠶】 滿洲は大氣乾燥して育蠶上好適、桑樹も耐寒性のものは發育好く、奉天以南の地に...

一九三二年度屠畜數 (單位頭)

Table with 5 columns: 省, 牛, 羊, 豚, 計. Rows: 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 新京特別市, 東省特別區, 計.

註 右の外新京特別市には馬千五百頭を屠殺せり。

は年二、三回の養蠶は可能である。その上滿洲は氣候的に農閑日數多く農作物亦單純にして且つ一毛作なるが故に、農閑期を利用して農法の多角化を計るには、養蠶は此の國の農家の副業として恰好のものであつて、將來有望なるもの一つである。

省別家畜及び家禽飼養數 (1931年現在)

Table with 8 columns: 省, 家畜 (牛, 馬, 騾, 驢, 羊, 豚, 計), 家禽 (鶏, 鴨, 鵞, 計). Rows: 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 計.

方の兼營であつて、特に奉天、吉林、黑龍江三省に於ては、專業として牧場を經營するもの極めて少く且つ奉天、吉林兩省にあつては、牧場の適地殆んど殘存せず。之に反して興安省内の蒙古民族の居住區域は農耕に適せざるも水草に富み且つ廣漠たる平原にして

口に最も盛んであつて、總貿易額の約八、九割の状態にある。今一九三二年における主要諸港の貿易額を擧ぐれば別表の如し。

最近の輸出入額

(單位兩)

Table with 5 columns: 年度, 輸出, 輸入, 總貿易額, 輸出超過. Rows for years 1928-1932.

註 滿洲諸港相互間の貿易をも含む(但し1932年は之を含まず)。1931年及び32年には環環の貿易を含まず。

一九三二年度主要港の貿易額

(單位兩)

Table with 8 columns: 大連, 安東, 營口(山海關を含む), 哈爾濱管區, 龍井村, 琿春, 計. Rows for 輸出, 輸入, 輸出超過, 輸入超過.

3. 物價 滿洲國全般の物價については、

支那の總額は一四四、一八九、〇〇〇海關兩(輸出一〇八、九五三、〇〇〇海關兩、輸入三五、二二六、〇〇〇海關兩)で、二五%にあたり、ドイツの總額は五一、〇九九、〇〇〇海關兩(輸出四七、四〇一、〇〇〇海關兩、輸入三、六八九、〇〇〇海關兩)で、八・九%を占めてゐる。

工場数・資本金・生産額

(1933年2月末日現在)

Table with 6 columns: 業種, 工場数, 資本金, 一工場當り資本金, 生産額, 一工場當り生産額. Rows for various industries like 油脂工業, 織維工業, etc.

G 商業

1. 國內商業 國內各地の商業組織の形態は新舊相混淆し、鐵道沿線の主要都市においては進歩的な商業が行はれてゐるが、未開の地においては尙ほ舊態に依る物々交換が行はれてゐる状態にある。

を助長奨励し、取引の円滑を期し國內産業の販路を廣く世界に求め以つて商賈の繁榮を計らんとす。之がため我が商民の特徴は益々之を助長せしめ舊慣の改むべきは之を矯正し以つて取引の合理化を期す。

せ或ひは特産物の買占を敢行して官商を擁護した結果、民衆の生活を壓迫し、商民の利益を無視し、其の經濟的發展を人為的に阻止したことを以て最大の原因とする事が出来る。

2. 外國貿易 滿洲國は農業・畜産業・林業・

關稅政策は貿易の振興を旨とし國際取引の増進を期す。【商業機關】また滿洲國の商業機關として、商會、工商同業公會、交易所等あり、商會は商業の保護増進を計り同業者の圓滑なる聯絡を圖ると共に商業知識の啓發並に公益維持を期するを以て其の主たる目的とする。

關東州置籍船舶數

Table with columns for ship types (汽船, 帆船), tonnage, and counts for 昭和6年末 and 昭和7年末.

を滿鐵鐵路總局の委託經營とし、營業の刷新發... 港灣の主なるものは、大連、旅順、營口、安...

定期航空路

(1933年7月現在)

Table of scheduled air routes with columns for route, distance, frequency, and landing points.

備考 最後の四線は軍用線。

一九三二年七月現在、滿洲國政府調査にかゝ... 置籍船舶は、營口港汽船一五隻、一六、八八...

日・鮮・滿定期航空路

(日本航空輸送株式會社線)

Table of Japan-Korea-Manchuria scheduled air routes with columns for route, distance, and frequency.

如し。また日本航空輸送株式會社の定期航空路... には、滿洲國に關係のあるものを擧ぐれば別表...

I 通信

1. 概説 滿洲における通信事務は古い歴史を有しながら其の發達遅々として進まず不備...

一九三二年各鐵道營業一覽

Large table of railway operations for 1932, including columns for railway name, passenger/shipment volume, and revenue.

のであつて、日本政府はこれを南滿洲鐵道の事業に移したのである。安奉線は日露戰爭中、日本軍の敷設せる軌幅二呎六寸の輕便鐵道であつたが、光緒三十一年、日清滿洲善後條約の結果、日本はその使用權を得、翌年南滿洲鐵道株式會社の設立と共に同社の所有となり、明治四十四年(宣統三年)、標準軌幅四呎八寸半に改築完成を見たものである。

諸事業にも當らしめたのであるが、鐵道は依然その中樞根幹の事業となつて居る。南滿洲鐵道株式會社は設立當時資本金二億圓であつたが、大正九年四月、臨時株主總會の決議を以つて四億四千萬圓に増資した。更に昭和八年三月に至り、事業の發展に伴ひ資本金は八億圓に増資された。斯くて滿鐵は多額の投資により、滿鐵本線は勿論、その他吉長、吉敦、四洮、洮昂、溪城輕便、最近における敦圖線等に對し、資本及び技術の提供を爲して来たが、舊東三省政權の排日政策に禍され、多大の困難に直面した。然るに一九三一年の滿洲事變を契機として遂に舊東北政權は没落し、その後、滿鐵は一段の發展を示すに至つた。

及綱領左の如し
 一、宗旨 王道の實踐を目的とし軍閥專制の
 餘毒を削除す。
 二、經濟政策 農政を振興し産業の改革に勉
 むることにより國民生存の保證を期す、共
 産主義の破壊と資本主義の獨占とを排す。
 三、國民思想 禮教を重んじ天命を樂しむ民
 族の協和と國際の敦睦を圖る。
 斯くて協和會の存在は今日既にこの廣大な滿
 洲國の國土の中に五族の民衆を新なる新興國民と
 して統制陶治し、かつ新政府行政の困難を助勢
 するために欠くべからざるものとされ、更に
 協和會は至難な宣撫工作に加へて凡ゆる文化運
 動に邁進し、「文化國策」の政府の方針に參加
 し、着々その實を擧げてゐる。

【大滿洲國正義團】 滿洲國成立と同時に大滿
 洲國正義團は「王道に基き正義の大道を踐み協
 力し親、大滿洲國の爲に盡さん」を綱領の本義
 とし、日滿協和提携、アジアの世界的榮土建設
 のため、銃後の奉公をなさんと、昭和七年八月
 九日、大日本正義團盟主酒井榮藏を盟主として
 成立した。その基幹團員百名は全日本における
 二〇萬の團員中より選抜せるものである。奉天
 に本團の本部が設立され、その一ヶ月後の九月
 八日、奉天城内警務廳大講堂において第一回結
 盟誓式を擧げて以來、奉天、新京、吉林、其
 他各地において入團結盟式が行はれた。同團の
 基幹團員は自衛及び訓練の目的で關東軍より兵
 器の貸與を受け、豫備役歩兵少佐矢野辰太郎を
 教育部長として軍事訓練と思想の善導をうけ
 之等基幹團員は昨年八月末、奉天城外小南
 邊門外に襲來せる匪賊擊退に參加せるを始め、
 奉天城外滿洲航空會社の奉天工廠および同飛行
 場の警備に約九ヶ月間任じ、また短期間ではあ
 ったが新京飛行場の警備にも出動した歴史を持
 つ。

現在同正義團は奉天管内だけでも五四ヶ所
 に支部を設け、全滿に亘り四萬の團員を有し。
 正義の旗印の下に日滿親親の大活動を續けてゐ
 る。

2. 反日運動 古來支那は匪賊の跳梁跋扈が
 著しい地にして、滿洲においてもその例にもれ
 ず、所謂「馬賊」を以つて有名である。これが
 滿洲事變前においては馬賊總数は全滿において
 約五萬と數へられてゐたが、滿洲事變勃發と共に
 張學良の部下及び在郷不平分子に依つて多
 くの武装抗日匪賊が編成され、所謂「東北義勇
 軍」と稱して學良の指導の下に活潑なる活動を
 開始した。これ等の東北義勇軍の活動は支那の
 反日運動と密接な關係にあり、滿洲における治
 安の擾亂の一大動力を爲してゐた。

【反日運動の激化】 然し事變當時におけるこ
 れ等の東北義勇軍は或は救國軍と稱せられ、そ
 の数は約一〇數萬に上り、殊に昭和七年三月一
 日の滿洲國成立後は新國家反對の旗幟を明かに
 し、積極的な活動に乘出し、組織的武装勢力に
 發展して行つた。その他、これに吉林軍、及び
 馬占山系の殘黨を加へ、その他一般土匪を通過
 算する時は滿洲國成立當初には少なくとも三〇
 萬を突破するものと見ることが出来る。斯くて
 激化の反亂、農安の暴動、馬占山の反亂等あ
 り、日滿軍の懸命なる掃蕩工作にも拘らず、こ
 れ等の反日、反滿運動は夏期に至り、高粱の繁
 茂を利用して益々活潑に發展して行つた。
 【掃蕩工作の進捗】 以上の如き反日、反滿武
 力抗争の激化に對して日本政府は滿洲國の正式
 承認をなし、日滿議定書により共同防衛を以つ
 て斷乎たる決意を爲した。斯くてその後、日滿
 軍と、反日滿匪賊との間に最も激烈な戦闘が開
 始された。日滿軍は李杜、丁超を追ひ、蘇炳文
 を露領に追ひ込み、越えて昭和八年二月には義

勇軍の本據熱河、北支にまで戦闘は延長された。
 それと共に政治運動の一般的取締法として九月
 一日「治安警察法」は第四三國務院會議を通過
 した。同法は日本に於ける治安警察法に類似
 し、この公布に先き立ち九月一日、尙ほ一層
 強力な法制の必要の爲に「叛徒盜匪懲治法」の
 公布を見た。同法に依り國憲を紊亂し、國家存
 立の基礎を危害若くは衰退せしめる目的を以て
 結社を組織したるものに對しては一〇年以上の
 有期徒刑、無期徒刑又は死刑が規定せられるに
 至つた。

これに對して匪賊軍は所謂バルチザン戰團を
 展開し、鐵道、通信機關の破壊、重要建物の襲
 撃等を行ひ、日滿軍の後方擾亂の策に出た。
 昭和七年七月に於ける滿鐵の被害件数は六八件
 で、滿鐵創設以來未曾有のレコードを作つてゐ
 る。尙ほ事變以來昭和七年一二月末日迄に、匪
 賊により蒙りたる滿鐵社線の驛舎・列車等の襲
 撃件数は約四百件に及んでゐる。然し日滿軍の
 斷乎たる態度特に熱河討伐の成功は反日滿義勇
 軍の浮動分子を著しく動搖せしめ、多くの匪賊
 の首領にして歸順を申込むもの續出し、こゝに
 一時は三〇萬を突破してゐた義勇軍は現在では
 一〇萬以下に減少し、多く東遼道及び北滿の山
 地に退却するに至つた。斯くて現在では舊東北
 軍の殘存部隊も多く分散的な小集團にして、殆
 んどその統一を失つてゐる。然し一方その反抗
 は益々尖鋭化し、一段と悪性となり、共產黨の
 策動と相俟つて一段と危険性を増大してゐると
 云つても過言ではない。

【反日滿軍の現勢】 以上の如く、東北義勇軍、
 匪賊の猖獗甚しく、それが滿洲統治の痛となつ
 てゐる。事變前に於ける匪賊は國家支配を震撼
 せる程まで強力ではなかつた。然るにこれ等
 の匪賊は事變勃發と共に雲霞のやうに輩出し

て、全滿洲を掩ふたのであつて、それは既に以
 前の馬賊とは多く構成を異にしてゐる。また現
 在において不平分子、反滿、反日分子は一應組
 織された形であるが、その社會的成分、政治
 的指導の影響は同一でなく、各自種々の色彩を
 帯びてゐる。即ちその構成は次の如く大別され
 る。

- 一、純粹に舊吉林軍部隊に依つて組織され
 たもの(兵匪)
- 二、農民、小資産階級、又は労働者の反日義
 勇軍
- 三、各種の農民、遊民からなる遊撃隊(會匪)
- 四、赤色バルチザン、普通共匪と稱されてゐ
 るもの

これ等のうち第一の者は張學良の舊部下に依
 つて指導されてゐる。前述した如く、これらの
 部隊は大部隊ではあるが、比較的穩健であつて、
 これら首領は主に國民黨の指揮に服従し、土豪
 出身の者である。日滿軍には強力な飛行機があ
 り、大部隊を集結してゐる敵に對しては比較的
 作戦が樂であつて、現在では殆んど潰滅し盡さ
 れてゐる。

第二の部類の典型的なものは王德林の部隊で
 ある。これらの部隊には國民黨の影響は比較的
 に稀薄である。相當な活動性を持つてゐること
 は王德林部隊の活動がよく示してゐる。而もこ
 れらの部隊には共匪の影響が多少あつて、戦闘
 方法等もそれにならつてゐるものがある。然し
 この部隊に結集されたる者或はこれを支持する
 者等の要求は、反日滿であると共に、又農民で
 あれば土地、労働者であれば適當な労働條件の
 獲得を必要とするから、それらの要求を満すこ
 とが出来なければ、その指導者は見離され、従
 つて所謂義勇軍の活動も駄目になる傾向を持つ
 つてゐる。従つて最近これらの部隊にも、上官と

下級軍官との溝が深まりつゝあるのはこれが爲
 である。

第三のものは、例へば大刀會、紅槍會、自衛
 會などで、不勞群の失業労働者、インテリゲン
 チヤ等が加つてゐるが、依然主要構成分子は農
 民である。それらは、舊吉林軍の影響、指揮下
 に在るものがある。特に初期においては、その
 影響が強かつたのであるが、彼等の没落と共に
 その影響力も薄れつゝあるが、その中には多分
 に所謂「有力者」が影響を持つてゐる。

第四の「赤色バルチザン」とは中國共產黨の
 指導下にあるもので、労働者農民、兵士出身の
 ものからなつてゐる。これは現在北滿、吉林に
 存在してゐる。四者のうち最も活潑であり、従
 つて最も悪性である。彼等にあつては、反日と
 反地主行動とが同一であつて、反日戦闘を繼續
 すると共に、占領した地點では、地主から土地
 を沒收し、分配してゐる。新聞に出る都市村落
 の掠奪等を意識的に行ふのがこの種のバルチザ
 ンである。

C 階級運動

1. 中國共產黨の侵入 滿洲において共產主
 義運動が最初に勃發したのは大正一五年七月、
 南支の共產主義運動の發展の影響下に、鄧和尙
 が中國共產黨大連地方委員會を組織したに始ま
 る。その結果、大連中華工學會はその指導下に
 革命化し、その運動著しく増大せるも、早くも
 當局の知るところとなり、同年七月二〇日に至
 り最高幹部の總檢査を見、更に一段の彈壓を受
 けて中華工學會も解散され、共產主義運動は一
 先づこゝに潰滅を見た。

2. 中國共產黨滿洲委員會の結成 その後、
 北滿に於ける共產分子の暗躍があり、朝鮮國境
 において、朝鮮人の間に共產勢力が浸潤しつ

つあつて、朝鮮共產黨滿洲總局が結成されるに
 至つた。然るに昭和五年三月に至り、コミンテ
 ルンの一國一黨の原則とその指示に基いて、滿
 洲にある朝鮮人共產主義者は凡ての組織を解體
 して中國共產黨へ合流し、中國共產黨滿洲省委
 員會を結成した。斯くて滿洲の共產運動は省委
 員の統一指導の下に、全土的に擴大されるに
 至つた。

その第一成果として滿洲赤化方針の目標が確
 立された。「滿洲の政治情勢と黨の任務及び工
 作方針」なるパンフレットが昭和五年九月發行
 され、それには省委員の決議が盛り込まれてゐる。
 かくて積極的策動を開始し、當時の滿洲の逼
 迫した情勢を巧に利用して、張學良の東支鐵道
 占領に對する反對活動、及びソウエート・ロシ
 ヤに捕虜となつて、全く赤化して「革命的」兵
 士を包含し益々強力となつて行つた。

3. 最近の共產主義運動 滿洲事變後、中國
 共產黨は滿洲各地において積極的活動に入り、
 昭和六年一二月、省委員會をハルビンに移轉し
 一段と有勢となつた。その組織は(一)滿洲
 省委員會の直轄する北滿一帯、(二)東滿特委
 (間島)、(三)南滿特委(皇姑屯)、(四)遼西
 特委(熱河)に四大別された。これは事變後所
 謂革命的情勢が北滿に昂揚し、反日軍、匪賊の
 指導が先づ北滿で強化される必要があつたため
 であり、蓋しこれは注目に値することである。

事變後、當初は奉天に於ては中國共產黨滿洲
 省委員會が市内各所に赤色宣傳ビラを撒布、そ
 の他進行運動を續けた。奉天特委の指導下にあ
 つても、メーデー前後のビラ撒き、七月に入つ
 て、の日本兵營附近に於ける宣傳文書撒布が行
 はれた。
 更に哈爾濱に於ては、七月二日、滿洲省擴
 大委員會が持たれ、八・一の反戰デー、九・一八

の満洲事變記念日工作等を通じて活潑化し、就中反日軍隊の勢力を占める東滿特委に於ては、全東滿反日労働者農民兵士代表者大會(ソウエイト大會)が組織され、地主富豪の穀物その他財産の没収と武装示威が計畫されるに至つた。然るに奉天では一〇月六日の奉天特別委員會の準備會が憲兵隊の探知する所となり、滿鮮人十餘名が逮捕され、奉天を中心とする赤化運動は大打撃を蒙つた。その後には、中共の活動は執拗に行はれ、數度の大檢舉が行はれてゐる。

D 労働

1. 労働組合 満洲における労働組合の結成を見た最初のものは大正一二年、滿鐵沙河河口滿洲國人職工の一部によつて組織された大連中華工學會を以つて嚆矢とする。これは最初は労働者の親和を計る目的で設立されたが、その後における中国共産黨の大發展と労働争議の激化と共に積極的労働運動に投じ、大正一四年には既に會員三千を數へ、この間中国共産黨大連市委員會は前項の階級運動において述べたが如く、鄧和尙の指導下で大正一五年七月結成され、大連中華工學會は一段と革命化せしめ、早くも當局の探知するところとなり、所謂「大連共産黨事件」において徹底的弾壓を受け、同會も解散を命ぜられ、満洲における革命的労働組合運動も一先づこゝに潰滅するに至つた。斯くてその後は中華工學會の如き所謂階級的な團體は、當局の鋭い監視の下に、表面に出ることが出来なくなつた。然しその後、哈爾濱、長春、奉天の郵便従業員に依つて郵務工會の三支部が結成され、北寧鐵道の従業員に依つて北寧路工會が組織された。併しそれらは昔日の工學會とは大分に趣を異にしてゐた。昭和六年末の調査によると、合法的労働團體に別表の如きも

労働組合統計 (昭和6年現在)

Table with 5 columns: 名, 設立年月, 所在地, 會員數. Lists various labor unions in Manchuria with their establishment dates and membership numbers.

2. 労働状態

満洲における労働者の生活状態は極めて低劣である。即ち満洲における労働者の典型的タイプは苦力である。これ等の苦力は多くは山東省及び河北省方面よりの移民によつて構成され、土着人たる漢族及び滿洲族の割合は極めて僅少である。この事實によつても満洲における労働者の生活状態は山東地方におけるそれと多くの共通點を有してゐる。これ等の苦力は多く郷黨を基礎として苦力頭の下に一種のギルド的な苦力會を作つて、その労働條件の改善を計つてゐるも、殆んど無力にして苦力頭の搾取を受けることが多い。

日滿労働者労働時間比較

Table comparing working hours between Japanese and Manchurian workers across different industries like textile, chemical, food, etc.

労働者の労働時間は、就中、苦力階級において甚しい。

職業別労働賃銀 (單位圓)

Table showing average wages by profession in Manchuria, including categories like machinery, textile, chemical, food, etc.

(1) 平均額は昭和二年關東廳の労働統計、最高、最低額は滿鐵人事課勞務係にて調査せるもの。(2) 特殊工業とは電氣・瓦斯・水道等公衆の日常生活に最も密接なる關係を有する企業を謂ふ。

今滿洲に於ける日本人及び滿洲人の労働時間を比較して見るに別表の如くである。即ち、總平均に於て日本人側工場より一時間半長いことがわかる。

3. 労働争議

以上の如く、満洲における労働状態は極めて低劣なるも、労働運動は概して發達せず、労働争議も極めて僅少で、僅かに小規模の自然發生的罷業、小紛議を見るのみである。即ち、昭和七年度における關東州及び滿鐵附屬地における罷業件數は、總計僅かに二五件、規模においても一〇日を越ゆるものなく、大部分は五日以内に終つて居り、平均争議日數二日半に過ぎない現状である。これを原因別に

E 衛生

氣候大陸的で寒暑の差甚だしく、貧困民、避難民の移動多く、更に國民一般に衛生思想乏しく、不衛生的なる幾多の習癖を残してゐるため、政府は建國以來國民の健康に對しては深く留意し、先づ衛生行政の系統化を圖り、中央機關として民政部に衛生司を置き、防疫種痘及び公衆衛生に關する事項を掌らしめ、司は更に醫政、防疫及び保健の三科に分れ、尙特殊行政區域たる興安省には、興安總署政務處(警務科)に保健及び衛生に關する事項を管掌させてゐる。

地方機關としては各省警務廳(衛生科)各興安分省民政廳(警務科)東省特別區長官公署各特別市行政處において衛生行政に關する事項を管掌し、更に縣公署、旗公署、警察廳が之に當る。特殊衛生行政機關としては、學校衛生及び監獄衛生に司法部行刑司が之に當る。警察廳に當る衛生に關する事項は文教育部學務司に當り、醫務機關については、その大部分は關東州、南滿鐵道及び北滿鐵道の沿線主要地に集中せられ、この沿線を除いた地方には非科學的な漢方醫を見るに過ぎない状態である。國民保健衛生に關して、建國以來實施せる調査及び研究の主なものを示せば、(一)、醫藥機關の調査とその對策の研究。(二)、旅館、飲食店衛生狀況の調査とその對策の研究。(三)、上下水道施設に關する調査とその對策の研究。(四)、屠宰場設備狀況に關する調査とその對策の研究。(五)、公共墓地停柩場に關する調査とその對策の研究。(六)、平康里土煙子、娼婦、妓婦等に關する調査とその對策の研究。(七)、都市における汚物掃除狀況に關する調査とその對策の研究。

滿洲國は歴史的に見るにペスト及びコレラの流行を見たこと一再ならず、その他痘瘡、赤痢、腸チフス、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア等の悪疫の流行屢々にして、一度蔓延し初める時は、その留まることを知らず、その影響は國際性を持つため、一九三二年(大同元年)五月三〇日には、政府は隣邦各衛生關係首腦者を新京に招き、第一回防疫聯合會を開き、悪疫防疫に關して國內各機關は固より、外國諸機關協力の上之に當るべき原則を確立した。悪疫發生の時期を見るに、ペストは初冬の候、北滿又は蒙古地方に發生すること多く、コレラ痘瘡等は、初夏より秋に至る間隨處に發生するを例とする。大同元年におけるコレラの流行を見るに、六月中旬營口に侵入、哈爾濱に終熄するまで約一五日間を達し、罹患者數一〇、六八二名、死亡者五、〇〇七名に達してゐる。滿洲國における衛生の特殊問題として阿片の問題がある。政府は之が對策として、阿片專賣の制を採用せんとし、その準備のため、一九三二年(大同元年)九月一六日阿片專賣籌備委員會を設け、財政部總長の監督の下に、その諮問に應じ、阿片專賣籌備に關する重要事項の調査審議をなさしむると共に、同日暫行阿片收買法を公布して、阿片の所有者をして本法施行の日より大同二年一月一〇日に至る期間内に、縣長、旗長又は市長の指定する場所若しくは巡迴したる阿片收買人を経て相當の價格を以て政府に納入せしめることとし、更に翌一七日前暫行阿片收買法施行規則並暫行阿片收買法施行規則取扱手續を制定公布して事務の統一連絡を圖ることとし、かくて阿片專賣籌備委員會の調査審議の結果、大同元年一月三日專賣公署官制の公布を見、阿片專賣の基礎を確立し、一月三〇日國務院布告を以つて一般人民に對し阿片吸飲禁止を布告すると共に、阿片法及び阿片法施行令を公布して、罂粟の栽培、賣買、授受、阿片吸飲器具の管理、密取引の取締等を規定して警察官署の發給に係る票の所持者に限り賣下吸飲を認め、一般の阿片吸飲を嚴禁した。尙中毒者に對しては、救療施設を開設して新癮者の發生を防止するは勿論、舊患者の治療匡救に當ることとした。

F 社會政策

社會事業行政機關としては中央に民政部地方社會科あり、(一)、労働に關する事項(二)、失業の防止及救済に關する事項(三)、賑恤救済

宗教統計

(1932年12月末現在)

Table with 7 columns: 基督教, 天主教, 喇嘛教, 回教, 道教, 佛敎, 無宗教. Rows include 奉天省, 吉林省, 黑龍江省, 熱河省, 興安省, 東省特別區, 新京特別市, 計, 布敎者, 信者.

3. 道教 そのも道敎は支那古代の民族の信仰を基礎とせるも、其の宗教的色彩を示すに至りしは後漢の張道陵以後のことである。道

教を起し大に民心に投ぜし以來のことである。現在滿洲に行はれてゐる道敎には、老君派、玄門正宗、邱祖龍門派、蓬萊正宗、尹喜派、華山派、金山派、道敎の寺院は之を觀廟と稱す(宮又は庵と稱するものあり)玉皇を主として祀り、老子を祀り、更に關帝には娘々、龍王、火神、神農、

5. 回教 一名回々教とも云ひ、モハメツド敎のこと、滿洲及び支那の回教徒はこれを天方敎或は清真敎と稱してゐる。回敎の宗旨はその説くところ歸一主義であつて、靈魂不滅、

に關する事項を管掌する。地方機關としては各省公署に民政廳行政科、縣公署に總務科、特別市に社會科があり、特殊行政區劃たる興安省に對しては中央に興安總署政務處があり、各省政廳、各旗內務科が之を分掌してゐる。一九三二年度(大同元年)は建國日尙淺く、又地方の治安も未だ整はなかつたため、その成績見るべきものなし。しかしながら三三年度に於いては、先づ失業勞工者のための職業紹介所を設立し、漸次他の事業に及び、公私社會事業團體の獎勵表彰を行ひ、更に民族融合に關する宣傳などに努める計畫を立てた。

VI 文化 A 國 祭 滿洲國建國の精神は王道主義をとり、その源は孔敎に發し、政治の興衰、學術の隆替共にこれと密接なる關係を有するため、祀孔を以つて國祭となし、文敎部は孔敎尊崇、聖道復興の主旨をもつて全國に孔子廟の現狀調査を命じ、荒廢せる孔子廟に修理を加へしむるなど大いに努力し、大同元年八月九日に仲秋丁祭の準備として發した訓令を見るも、その事實を察知することができる。次の如し、(一)本年秋季の孔子祭は新京及び各地方において均しく盛大なる典禮を舉行す。各地方は事前に祭祀に關する一切の事項を準備すべし。(二)各地方の文廟は實力の許す限り速に修理を加へ裝飾をなすべし。(三)本部より祭祀參考小冊及び祭孔宣傳標語を印刷し送附す。各省區市は所屬に命令配布せしめ或ひは重要なものを公示すべし。(四)丁祭日には各地方において市民全體大會を開催し孔子の事蹟を講演す。各省區市縣公署より之を主催す。(五)各校學生は師長の指導により校内において祀孔典禮を舉行し並に孔子の言行道徳學問等に關し講演をなすべし。

B 宗 敎 1. 概説 滿洲國における宗教は、佛敎、道敎、喇嘛教、回教等を主とし、何れも古い歴史を持ち、民族的、社會的、政治的乃至教育的に密接なる關係を持つてゐる。その信者の最も多いのは佛敎で、それに次いで道敎である。右の宗教のうち、佛敎及び道敎は、その起源、教理並に歴史を異にするにも拘らず、相互に混淆して同一人にして佛敎徒たると同時に道敎の信者たるものあり、佛敎寺院中に關帝、娘々を祀り、道敎の廟宇に觀音を安置するものさへある状態である。今、一九三二年二月末現在における各宗教の廟宇、敎會、布敎者、信者數を各別に見るに別表の如し。 尙その他に、キリスト敎、薩滿敎、白蓮敎、在理敎、猶太敎、道院、及び紅十字會等がある。 以下主要宗教を説明すれば次の如し。 2. 佛 敎 後漢明帝の治世における佛敎の支那傳來以後、支那における佛敎は幾多の盛衰を経て、滿洲に入り、以て今日の盛大を見るに至つたのである。而してこの宗派には眞言宗、淨土宗、禪宗、曹洞派、臨濟派、佛門正宗、聖宗派、昆盧派、天台派等を數ふることが出来る。佛敎寺院は通常之を寺と稱するも、或は又院、庵、洞窟とも稱せらる。但し庵、洞窟は通常小寺又は佛堂に對する名稱にして、殊に庵は尼寺と稱することが多い。是等寺院は到る處の都邑に存在してゐる。佛敎の最も盛んなるは吉林、伊通地方にして、齊齊哈爾、阿什河、琿春地方之に次いで盛んである。

のには遼陽の喇嘛廟と蓮花寺、奉天の東西南北の四塔(一六四三年)がある。

【回教建築】唐時代には回教寺院があつたが、満洲へ移入したのは清朝初期である。禮拜寺、また清真寺と呼ばれ、大殿内の奥壁には禮拜龕、ミナレット(Mihrab)が設けられ、その上に飾及びその文字が彫刻され光塔の性質を示す高樓を備へてゐる。

4. 宮殿墳墓 奉天宮殿は清朝の太祖高皇帝及び太宗文皇帝の宮殿である。形式は三つの郭によつて構成せられてゐる。大政殿の一郭には大官の議政所及び文淵閣には「四庫全書」六千七百五十二巻を蔵してゐる。木造で極彩色の裝飾を有し屋根には瑠璃瓦を葺き清朝初期の代表的建築である。墳墓には前漢時代のものを残し、精美なる壁畫を有してゐる。奉天の北陵と東陵とは最も代表的なる大陵墓である。規模は非常に巨大豪華であり入口には牌樓、側道には動物の列像を並べ、隆恩門、隆恩殿の大建築あり、その背後に寢陵なる後丘がある。東陵は福陵と呼ばれ、太祖高皇帝の陵、昭陵と共に支那陵墓の典型的なるものである。

E 新聞

滿洲事變は滿洲における新聞界にも大なる變動を與へ、嘗つての舊東北政府の機關紙はすべて没落の運命を辿り、それに代り新興の新聞雜誌が繁出するに至つた。即ち大同二年二月末における漢字新聞の總計二九紙のうち約三割にあたる一〇紙まで、日本新聞の總計一紙のうち約五割の五紙までが新興のものである。それと同時に露字新聞、英字新聞は一段と衰微の傾向を示し、更に最近ソ聯の北滿よりの退却政策と共に露字新聞の凋落は著しい。

【漢字新聞】大同二年二月末現在における滿洲の新聞界を見るに、漢字新聞は二九紙、うちハルビン發行のもの一四紙、奉天發行のもの五紙、その他、新京二、奉天二、吉林、安東、齊々哈爾、通遼それぞれ一紙づつである。就中最も有力なのはハルビンにおける國際協報にして、發行部數一萬部を突破すると思はれてゐる。その他、奉天の奉天公報(日本人經營、民國二〇年創立)、ハルビンの大北時報(日本人經營、民國一一年創立)、奉天の大亞公報(民國元年創立)、同じく醒時報(宣統元年創立)、同じく東三省民報(民國一一年創立)、齊々哈爾の黑龍江民報(日本人經營、民國二〇年創立)等である。

【日本新聞】大同二年二月末現在における日本新聞は一〇紙を數へ、うちハルビンに五紙、新京に二紙、齊々哈爾に二紙、その他錦州、吉林に各一紙づつである。うち最も有力なのはハルビンの哈爾濱日新新聞(大正一一年創立)、同じく哈爾濱新報(大正七年創立)、齊々哈爾の龍江日報(大同元年創立)、吉林の松江新聞(大正一二年創立)等である。また雜誌としてはハルビンのロシア事情(大正八年創立)は古くより有名である。

【外字新聞】露字新聞が最も多く、いづれもハルビンにおいて發行され、大同二年二月末現在においては七紙を數へる。うち最も有力なのはハルビン時報(一九三一年創立)にして、日本人經營にして、自系ロシアの利益を代表してゐる。その他、ユダヤ人經營の「ルーボル」(一九二二年創立)、ポーランド人經營の「レザリヤ」(一九二〇年創立)、帝政派經營の「ルスコエ・スローウオ」(一九三〇年創立)等有力にして、いづれも白系を代表する。ソ聯派の新聞は最近殆んど衰退してゐる。また英字新聞で

は米人經營のハルビン日報、英人經營のハルビン評論、ハルビン公論を見るも、その勢力は微々たるものである。

F 風俗

滿洲人は本来、蒙古種族の影響強く、その他北方ツングース、シヤーマニズムの色彩もかなり濃厚であつた。今日その大部分は漢民族に屬し支那風俗が最も主流をなしてゐる。かくて滿洲風俗は支那漢族風俗の文化的展開を見ることによつて理解せられる。新興帝國成立後は政府及び政治文化傾向には日本風及び歐米風の長所を盛んに採用移入して大いなる變化を示す。かくて滿洲は民族的に舊習を墨守する如き性格を有し得たが、今は東洋文化の精華としての漢文化に、日本近代文化、風俗が歐米様式の移植によつて變亂した如き過程を通過しつゝある。滿洲國人の服装は寧ろ西洋風に近似してゐる。黒色にして極めて氣品高き禮服を有す。婦人は立襟の上衣の外に被布をつけ、長さは膝に達す優雅なるものである。また頭髮は兩把兒頭(リヤレバルトウ)に結ぶ獨特なる髪型を有す。他に過風襟と云ふ結型がある。

主食は白米または麵類であり、副食には豚肉が多い。滿洲人は特に龍とを好み、牡丹、菊、竹、梅、その色彩美を好み、また紅、黄、銀色を愛す、また一般に復古主義尙古感が強く、史的文化に對する熱愛を示す。

G 言語

滿洲に於ける言語は支那語、北方官語を主なものとし、蒙古語、その他の諸種族は夫々の文字、言語を有してゐる。滿洲語は本来アルタイ語の一派なるツングース語の方言であり清朝の朝廷語であつた。清朝が支那統一後、次第に

支那語が勢力となり今日では全く勢力を失つて、僅かに伊犁地方、黑龍江省、吉林省の一部に用ひられてゐるのみである。文字は太祖の時代の蒙古文字を太宗の時に改訂して滿洲文字が出来た。文獻となるものが多く残されてゐる。文學には獨自のものがなく、支那文學の翻譯をなせるものにすぎない。なほ清朝の文治主義は辭典、語學書、翻譯書が非常に多く出版され、乾隆帝の時には六十九種ほどの版本が成立した。滿洲語は清朝時代には朝鮮人、蒙古人等によつて盛んに使用せられた。現在言語は漢字、及び漢文學の復興に關し極めて眞摯な文化的展開を要求してゐる。

VII 自然

A 自然的條件

滿洲帝國は亞細亞大陸の東北に位し、西部は中華民族察哈爾省及び外蒙古に連り、北部及び東部は黑龍江及び烏蘇里江を距り、西伯利亞に相對し、東南部は圖們江及び鴨綠江により朝鮮と對せられ、南部は黄海及び渤海に臨み、西南は萬里の長城を境として中華民國河北省に接す。西は東經一五度二〇分より起り、東は東經一三五度二〇分に至り、南は北緯三八度四〇分より發し、北は北緯五三度五〇分に至り、その周圍實に七、八九〇新に及ぶ。

B 地理

地勢はその形状略々東西南北を四つの頂點とする四邊形をなし、其の四邊にはそれぞれ山脈又は海溝横はり、其の内部は大平野となつてゐる。山脈は北東より南西に走るものを主として、北西より南東に横たはるものを副とする。前者

に屬するものは、四邊形の北西邊をなす大興安嶺山脈と、南東邊を走る長白山系にして、後者に屬するものは北東邊をなす小興安嶺山脈と、南西邊に横たはる松嶺、燕山の二山脈なり。河川は日本海に注ぐものと、渤海及び黄海に入るものとの二つに大別せらる。前者に屬するものは、黑龍江、松花江、嫩江、烏蘇里江、圖們江、後者に屬するものは、鴨綠江、遼河、濛河とする。

湖沼は面積の廣大なるに比して其の數少く、吉林省の東部と西伯利亞との境界に跨る興凱湖、吉林省の中部に位する鏡泊湖、興安北分省の西北にある呼倫池、同省の西南と外蒙古との境界にある貝爾池などに過ぎず、然れども西部地方には雨季一時的に構成せらるる湖少からず。奉天省の北部に構成せらるる大布蘇諾爾はその代表的なものである。

海岸線は其の延長僅かに七〇〇新、國土周圍の十一分の一強に過ぎず。黄海沿岸は北東より南西へ略ぼ一直線をなし屈曲少く、沿岸には二乃至六新の幅を有する所謂沿岸洲を存し水淺く、海岸としての價値に乏し。渤海沿岸は之に反し、比較的海岸線長く、屈曲に富み良港を有す。

C 地質

滿洲國の山地又は高原は始原代及び古生代古紀の岩層がその主要部分をなし、松花江、遼河等の流域の平野は新生代の第四紀層から成り、古期と新期の地層多く、その中間の中生代層の發達は比較的少い。始生代層は撫順附近の渾河以北の柴河流域地方から鴨綠江上流方面に及び松花江上流地方より間島地方に至る一帯の地域に分布する。原生代層は大連、旅順附近の山地より關東州の北

D 氣候

毎年一〇月下旬頃より翌年四月上旬頃迄は北西の蒙古高原方面に高氣壓、南支那又は東支那海方面に低氣壓を生じ、殊に二・一・二の三ヶ月は高低兩氣壓部の傾度頗る大となり、ために此の期間は低溫乾燥の西北風吹き、氣溫濕度共に低下し、南部地方を除いては海面まで結氷し、重き貨物を滿載せる馬車、自由に河上を往來することを得。然るに四又中旬以後に至れば、氣

歴の配置轉換せられ、蒙古高原方面には低気壓南支那方面には高気壓發生し易く、ために温氣を帯びたる南風又は南東風吹き、氣温湿度共に上昇し、降雨量又増加し、草木急に發芽繁茂し開花す。かくして八月中旬頃に至れば、氣温稍々低下し、九月に入れば既に冷涼を覺え其の下旬には北部地方には結霜を見、一〇月以後は再び冷季的氣候を呈す。之を要するに大陸的の酷烈なる氣候にして、冬季の寒威凜烈なるに反し、夏季は暑熱甚だしく、其の中間季節の春秋極めて短し。然れども寒温の轉換稍々規則正しく、特に冬季においては一週内外の周期を以て反覆する所謂三寒四温の變化を呈し、ために比較的凌ぎ易き氣候となる。

E 面積・人口

1. 面積 滿洲國の面積に關しては未だ嘗て全般的な測量が行はれたことなく、従つて精確な數字を得ることが困難である。然し一九三三年六月末現在(大同二年)における民政部及び興安總署の推定による總面積は別表に見られる如く、百四十一萬平方尺に上り、人口を三萬と推定すれば、一平方尺の平均人口密度は約二一人に上るに過ぎない。

地方別面積 (1933年6月末現在)

Table with 2 columns: 地方別 (Location) and 平方尺 (Square Feet). Rows include 奉天省, 吉林省, 熱河省, etc.

人口統計 (1932年12月末現在)

Table with 7 columns: 人種別 (Race), 戸數 (Households), 總數 (Total), 男 (Male), 女 (Female), 平均人口 (Average Population), 對百女數 (Ratio of females per 100 males).

數は一百二十三人の多きに上る。

F 住民

現在滿洲國の人口は三萬と云はれ、或は三千三百萬と云はれてゐる。然しそれ等は決して一つの民族によつて形成されてゐるのではな

G 都市

滿洲の都市は、各縣公署所在地及び之と同格の都市だけでも一九二を數へられる。滿洲國の都市も、一般の都市と同じく、水陸交通の要地或は行政官廳の所在地に發達し、鐵道敷設以後は専ら鐵道交通の重要地點に急激な發展を見た。經濟的都市と行政的都市とは相一致するものと然らざるものがあるが、行政上の都市としては、國都(新京)、省城(奉天、吉林、齊齊哈爾、承德)、分省城(東分省は扎蘭屯、北分省は海拉爾、南分省は遼寧省王府、西分省は開魯)特別市(新京、哈爾濱、市(奉天その他)、縣城(其の數多し)等に分たれる。

十萬以上二十萬以下のもの、新京、吉林、營口、安東、五萬以上十萬以下のもの、遼陽、撫順、錦州、齊齊哈爾、三萬以上五萬以下のもの、鐵嶺、開原、西安、西豐、鄭家屯、通遼、洮南、朝陽、赤峯、承德を數へる。

Ⅷ 年誌 (自一九三三年一月一日至一九三四年九月三〇日)

一九三三年(大同二年)

- 一月 一 日支兩軍山海關で激戦
二 反滿洲國將領丁超歸順申込
七 熱河に張、湯、中央軍集結し軍隊充滿す
二 反將丁超捕縛さる
三 反將王德林歸領に遁入
四 湯崗子附近で滿鐵線爆破
五 反將劉萬魁、徐景德歸領に遁入。馮占海、湯玉麟に對し熱河五縣讓渡を要求
六 熱河討伐を表明
七 匪賊頭目天下好日本軍に殺さる。羅文幹帝國議會に於ける内田外相の演説に破駁聲明。北寧線支那軍のため再度爆破さる
二四 外交總長謝介石支那國民に反省を要望

二月

- 二七 外交部日滿露三國紛争防衛委員設置に應諾の用意聲明
三 中國共產黨の指令下に滿洲國赤化日滿大官暗殺を狙ふ新手段の一味捕縛さる
四 聯盟事務局、熱河に於ける日本軍の軍事行動に對するチャハル省よりの抗議書を委員會各代表に配布す
八 在赤峰の熱河正規軍旅長石文華張學良軍に對し叛旗を翻す
九 張學良熱河攻略を決意し各部隊に前進命令を下す
一〇 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一一 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一二 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一三 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一四 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一五 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一六 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一七 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一八 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
一九 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二〇 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二一 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二二 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二三 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二四 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二五 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二六 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二七 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二八 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
二九 湯玉麟に對し最後勸告を送達す
三〇 湯玉麟に對し最後勸告を送達す

三月

- 一 日滿聯合軍總攻撃をなす、茂木部隊長驅赤峰に入城。滿洲國の全鐵道滿鐵の委任經營となる
二 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
三 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
四 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
五 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
六 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
七 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
八 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
九 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一〇 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一一 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一二 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一三 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一四 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一五 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一六 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一七 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一八 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
一九 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二〇 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二一 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二二 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二三 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二四 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二五 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二六 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二七 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二八 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
二九 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城
三〇 川原部隊熱河省都承德に入城、後續部隊も入城

五月

- 一 熱河省の統治を民政に移す、張海鵬省長の事務管掌
二 ソウエー、東支鐵道の權利一切を日本に賣却讓渡したき旨正式に提議。外國の諸風評に對し外交部、門戸開放政策の不變更を聲明
三 鐵橋爆破未遂事件の容疑者たるソウエー、東支鐵道賣却を奉露協定に反すと支那聲明す
四 初代駐日公使丁士源氏東京着
五 拉賓線の交叉をソウエー側原則的に承認
六 南京政府東支鐵道賣却問題につきソウエーに強硬なる抗議を發す
七 東支鐵道問題につき日滿の意見一致す
八 北平首腦日支直接交渉回避に意見一致
九 反將湯玉麟滿洲國へ歸順を哀願す
一〇 イギリス側の下に北寧線の經營奉山鐵路局に委任さる

- 三 塘沽に於ける日支停戦協定成立す
- 六月 支那側の満洲國に對する挑戦擾亂停止を正式交渉に移す
- 三 蔣介石より派遣された全滿擾亂要人暗殺の陰謀暴露さる
- 七 聯盟二十ヶ國諮問委員會、滿洲國不承認の決議案を採擇
- 九 日支停戦交渉成立と同時に滿洲國郵便物を北支で承認
- 一一 北支の形勢鎮靜を告げたるにより西部隊長城線に引揚ぐ
- 二〇 ハルビンに新市制施行さる
- 二六 北滿鐵道賣買交渉東京で開始さる
- 三〇 舊東北政權の債務完全に解決す
- 七月 奉天、北寧の兩線山海關で連絡運行さる
- 二 大連に於ける日支停戦後の善後處置圖滿に解決す
- 五 日本軍、滿洲國軍と協力して東遼道一帶の殘匪大討伐を開始す
- 六 反將湯玉麟遂に歸順す
- 一一 幣制を改革し直に國貨本位に變更することに政府の意見一致
- 一八 治外法權撤廢の辦法に關する日滿協定成立す
- 二一 關東廳及び附屬地警察官の滿洲國へ委讓實現さる
- 二二 馮玉祥軍多倫を撤退
- 二四 ソヴェートに對し北鐵の權利折半を提案
- 二九 無斷入境のウスリー鐵道従業員を捕縛す
- 八月 財團法人日滿縮羊協會設立さる
- 二一 滿蒙學術調査團新京神社にて結團式を舉行
- 三 北鐵賣買交渉決裂せば北鐵及び北滿一帶の赤色機關閉鎖を聲明
- 八 北鐵讓渡に關する第一回私的會談開始さる。北滿、ウスリー兩鐵道間の協定を一九三二年四月一六日に遡つて廢棄の旨通告す。皇軍全部長城線に撤收
- 九 日滿青年大會に於てアジア青年聯盟結成さる
- 一一 北鐵交渉第二次私的會談にてループル對金圓問題につきソ聯側讓歩し價格問題については委員會設置を提案し、交渉の空氣著しく好轉す
- 一二 北鐵ウスリー兩鐵道間の貨物聯絡復活す
- 一三 北鐵内部改造案審議の理事會に於てソ聯側讓歩し正副管理局長の權限の均等を原則的に承認
- 二二 北滿鐵道の會計検査を斷行
- 二五 滿洲國境に於て頻發するソ聯邦の計畫的不正行為に對し嚴重抗議す。菱刈大將國書を捧呈す
- 二六 支那側の頗々たる策動陰謀に對し北京駐在柴山武官何應欽を訪問嚴重に抗議す
- 二六 羅新に税關を設置す
- 二六 金本位問題に關し幣制は現狀維持に決す。吉會線完成す
- 七月 我産業國防上重大意義ある圖們線全通式舉行さる
- 一八 北鐵内部改革問題は調査の結果露側の重大な背任行為判明し司法權發動に決す
- 二〇 錦州出發の全滿一周飛行は五日間に四千キロを翔破し歸還
- 二四 北鐵の露側四首腦を召喚
- 二 ベルギー通商貿易上の必要よりハルビンの名譽領事を復活す
- 五 北鐵理事長李紹庚、北鐵ソ聯側幹部召喚によるソ滿對立状態に關しソ聯側反省せねば強制力行使の旨暗示聲明
- 九 滿露の水路會議開催に決す
- 一一 在ハルビン、ソ聯總領事北鐵ソ聯側捕縛事件につき罪名の明示を要求せるもこれを一蹴す
- 一三 錦西方面の匪賊討伐中伊藤少尉部隊全滅す
- 二六 ハルビン駐在ドイツ領事、ドイツ政府が日滿ブロックとの經濟的提携をなさんとする旨を述べ諒解を求む
- 三〇 ソ聯、北鐵京部線ボグラーニチヤ封鎖に抗議し直通聯絡の復活を要求したが車輛不法引込事件解決迄封鎖を解かずと拒絶
- 一〇 三位一體の擴大強化を基調とした在滿機關統制の關東廳案成る
- 一九 滿洲里國境附近にて露兵滿洲國兵に發砲
- 二六 日本軍を滿載した國際列車小嵩子驢子間で匪賊に襲はる
- 二七 日佛合辦の株式會社日佛對滿事業公司設立さる
- 二 露滿國境河川航路會議の滿洲國側委員に對しソ聯政府は依然外交査證を支給す

- 三 せざるため、政府は右會談を拒絶す
- 四 滿鐵改組案に對する滿鐵重役會議は關東軍特務部案の具體化を審議し細目にわたる答申案を關東軍に提示す
- 四 拉賓線と呼海線とを繋ぐ東洋一の松花江大鐵橋完成し吉會線よりチチハル迄の直通連絡實現
- 一一 滿洲事變以來不通の洮索鐵道二年三ヶ月ぶりて開通
- 一六 京圖線と北滿を繋ぐ拉賓線の開通式舉行さる
- 一九三四年(庚德元年)
- 一月 在滿日本警務機構の統制問題は關東軍、關東廳、大使館、拓務省の間に完全意見一致
- 八 共匪遂に虎林城を占領す
- 一〇 新滿洲國軍旗制定さる
- 一一 ハルビンで打倒北鐵の民衆デモ行はる
- 一二 國務總理鄭孝胥滿洲國代表として御禮言上のため渡日に決定
- 一七 ハルビン發國際列車、小嵩子、煙筒屯間で匪賊に猛襲さる
- 二〇 三月一日を期し帝制を實施するに決す。日本は西本部隊を歸還せしめ杉原本部隊を交代に滿洲へ派遣せしめることになり、上奏御裁可の上發令せらる
- 二六 ソ聯側内部の意見未決定を理由に北鐵の運賃値下を回避
- 二七 ハルビンにて自系露人の北鐵運賃値下
- 二九 盧金ループル打倒の大デモ行はる
- 二 吉林省ソ滿國境近くの匪賊大討伐開始さる
- 一 一ソ聯側北鐵東部南部兩線の運賃五割引下を提議
- 一〇 五 山海關接收終る
- 一一 全アジア民族大會準備會本會議、大連に於いて日本、支那、滿洲、インド、アフガニスタン、シヤム、トルコ等の代表四十餘名及び多數傍聴者を加へ開催さる
- 一一 ハルビン駐在アメリカ總領事更迭
- 一一 滿洲帝國の新年號は先に「啓運」と決定して居たが執政自ら「庚德」と選定
- 二四 新帝國當初の年號と決定さる
- 二四 職權濫用の嫌疑で久しく拘禁處分に付されてゐた露側従業員六名政治的解決案成立の結果全部釋放さる。ソ聯側國境河川航路會議及び國境調査委員會に應ずる用意ある旨を述べたるにより政府單獨行動着手を中止す。宮内大臣に沈瑞麟決定。北鐵ソ聯側管理局各處長の後任決定發表さる
- 二六 廣東海關と同様に上海、天津兩海關に於ても滿洲國産の米、麥、麥粉、靱に對し外國品並に輸入税を徵收する旨布告
- 三月 溥儀執政皇帝の位に即き、年號を庚德と改めらる。滿洲帝國組織法發布され、立憲君主國の體制を堂々天下に宣示す。帝國各部大臣決定す
- 四 滿洲國視察準備中の駐日ポーランド公使新京よりハルビンへの途中近々滿洲國承認を實現したき旨語る
- 一五 北鐵讓渡交渉再開さる
- 一 一ソヴェートの輕爆擊機一機國內に不時着
- 一 二 ションストン新帝登極の喜を記念するため「禁苑の黎明」と題する著書を上梓
- 一九 訪日修聘特使の親任式舉行さる
- 二七 修好特使鄭孝胥、照治、日本天皇陛下に謁見仰付けられ滿洲國皇帝陛下の親書を捧呈す
- 三〇 日滿經濟ブロックにつき日本政府の方針決す
- 七月 昨日より本日にわたり照治特使日本要路並に諸相と懇談
- 九 官吏の減俸を決定
- 一一 菱刈大使皇帝に信任狀を捧呈す
- 一九 新京に歸着の照治特使皇帝に復命す
- 二〇 滿鐵、新鐵道七線の建設請負を發表
- 二六 北鐵讓渡交渉再開、第一回中間會商開始
- 二八 鄭特使新京に歸着
- 五月 駐日公使丁士源辭し後任に奉天市長岡傳紋氏起用を決して日本政府にアグレマンを要求
- 一〇 滿洲帝國最初の觀兵式盛大に舉行さる
- 一三 ソ聯砲臺アムールより大黒河に向ふ汽船紀實號を砲撃す
- 一八 ハバロフスク水路會議が流産のまま、開河期を向へたれば滿露國境河川の水路工事を單獨斷行に決しソ聯側に通牒
- 二一 中米サルバドル國三月三日附を以て滿洲國を正式に承認する旨公表さる
- 二八 ソ聯警備兵またも黒龍江航行の汽船を射撃したるにより嚴重抗議するに決す
- 四月 北京、奉天間直通列車來る十六日より

ト式のコロベラテールが設けられ、それが重要都市で活動してゐる。通貨は滿洲國所屬の蒙古では滿洲國の通貨が流通し、支那所屬の蒙古では、それぞれの地方の通貨が行はれ、外蒙古には蒙古共和国の新式貨幣が流通してゐる。

【交通】 道路は不完全なもので、所によつては廣漠たる沙漠を方向のみを定めて進むが如き場所もあり、交通機關は馬、駱駝を主とし、遠隔の地には隊商による。重要地区には自動車道路も多少開けてゐる。河川湖沼中には汽船を通じ得るものもあるが冬季は氷結する。鐵道は内蒙古に平綏鐵路が通じてゐる。

V 社會・文化 蒙古は舊來の政治組織から見れば完全な封建社會である。而もこの封建社會は一面において民族社會的性質を有し、その經濟も原始共産的組織の痕跡があり、一部若しくは一旗の長はまた部族の長で、領主兼族長の位置を持つてゐるが、一面においては封建組織として氏族中に身分的階級を持ち、貴族、平民、僧侶の三階があり、貴族は王公乃至政治の局に當る大小の官吏であり、平民は分れて部民、部曲及び僧侶所屬の民となり、僧侶も最高は活佛から下は喇嘛に至るまで幾階級にも分れてゐる。旗の土地は旗の共有で、只その家畜や他の動産のみは家族が所有することを許されてゐる。

嘗つては隆盛を極めたが、今日では文化的にも甚だおくれでゐる。蒙古人の言語は共にウラルアルタイ系に屬し、文字は特有な蒙古文字を用ひる。宗教は喇嘛教のうち黄教を奉じてゐる。住民は主として天幕即ち蒙古包(モンクイバオ)を用ひてゐるが、都市及び王公貴人の住地たる王府には家屋があり、内蒙古その他支那移民の多い場所では、支那の様式を取り入れて定住してゐる。被服は大體に支那服に類似し、

好んで赤褐色のものを用ひる。茶を好み、男子は多く出家する風習がある。

VI 自然 支那本部の北、滿洲國の西、新疆省の東、シベリアの南に横はる一大地域一帯に高臺で、海拔三千尺以上の高さを有し、山脈は更にその上に横はつてゐる。主なる山脈は、東及び南に興安嶺、陰山、阿拉善山等が一連の山系をなして支那本部と蒙古との境界を劃し、西には阿爾泰山脈を北には薩彥嶺(Sayan)、肯特山脈(Khentei)等があり、これらの山脈の高さは新山脈に包まれた中間は、一帯に沙漠が若しくは草地で、沙漠は戈壁(Gobi)とか瀚海とか稱せられ、一帯に不毛の地ではあるが、所々に遊牧民の住する處もある。河川の大なるものは主として北部乃至西北部にあり、克魯河(Kerul)、色楞格河(Selenge)、克魯連河(Kerulen)等あり、いづれも蒙古の域外に向つて流出し、ほかに末端を湖中や沙漠中に没する小河乃至末端を失ふ湖川もある。湖沼は主として鹹湖で、その數も多し、著名なものには庫蘇古爾湖(Kosogol)、伊克阿拉勒湖(Ike Aral)、烏布薩湖(Ubsan)等がある。氣候は地方によつて異同はあるが、一般的に言へば大陸性で、寒暑の差甚だしく、冬季は寒氣激烈、夏季は氣温著しく上昇、且つ一日中でも、晝と夜の差は甚だ大である。湿度も低く、雨雪稀で空氣乾燥し、ために諸所に沙漠を形成する。面積・人口に就いては正確な數字なく、信憑するに足るものはない。一般には面積三、三三七、二八三平方キロメートル(一三七萬平方哩)、人口二百萬と稱される。住民の大部分は蒙古人であるが、内蒙古や河西西北部には新に移住した支那人が多い。その他に西北部にはキルギス人、トゥヴァ人(Tuvan)その他がある。蒙古人を大別すれば喀爾喀人(Kalkas)、

好んで赤褐色のものを用ひる。茶を好み、男子は多く出家する風習がある。

し、人民はその最高權を大フラルダン(Darhan-Dand; Hurdhan)及び大フラルダンによつて選舉された政府を通じて發動せしめることとなし、大フラルダンは毎年一回召集される全蒙古勤勞者大會で、普通選舉により農村、都市及び軍隊の代表者によつて構成され、大フラルダンはその中より三〇名の執行委員を選舉し、その委員會を小フラルダンと稱し、大フラルダン閉會中蒙古國民の最高權を委ねられ、少くも年二回召集される。小フラルダンはその中より再び五名の幹事を選舉し、小フラルダン閉會中は、この幹事會と政府とが國務を管掌する。選舉及び被選舉權は男女滿一八歳以上にある。

【中央政府】 總理、副總理、軍事委員會議長、經濟委員會議長、軍總司令官、國務監察員及び、内務、外務、軍務、財務、經濟、司法、文部の各部長あり、すべて一三名を以つて政府を組織し、なほ國事犯の捜査及び内外敵に對する豫戒のために内務課を置き、これを政府直屬の機關として絶大な權力を賦與してゐる。

【地方行政】 地方行政區劃は古からの蒙古人特有のアイマク(部、Aimak)、ホシユン(旗、Khoshtun; Hoshun)、ソモン(索木、Somon)、バグ(伯克、Bag)、及び十戸並に市の諸階級に分れ、いづれもソヴェート制と同じくこれを自治體とし、それぞれのフラルダンを組織し、それらのフラルダンが各執行機關を選舉することとなつてゐる。

【蒙古國民革命黨】 蒙古國民共和国の政府黨で、コミンテルンに加盟してゐる。その組織の主体は貧中遊牧民大衆で、原則は民主的中央集權主義で、地域單位である。黨員候補者として

領魯特人(Elaut; Oro)、ブリアト人(Buriat)の三種に分けられ、喀爾喀人は主として内外蒙古に、領魯特人は主として西蒙古に住し、ブリアト人はソヴェート領ザバイカル地方を主要な居住地とし、その一部を蒙古にも見受ける。

二、蒙古國民共和国 (Mongolian People's Republic)

I 歴史 【外蒙古の獨立】 蒙古共和国の地域は、前清時代には内蒙古や西蒙古と共に清廷の外藩であつたが、蒙古人は元來漢人の來住を喜ばず、漢人の移住者が次第に増加して彼等の土地を奪ひ、彼等を壓迫するに至つて極度の不滿を持つてゐたが、たまたま一九一一年支那革命起ると共に、以前から手をのばされてゐたソヴェール・ロシアの外蒙古掠奪の陰謀と、蒙古内部における國民解放運動等が合致して、一九一一年一月三〇日遂に不平が爆發するに至り、外蒙古の一部が獨立を宣言し、庫倫の活佛(Gen-tar Chetsin-Khamb, フツクツ) (哲布尊丹巴呼圖克圖) Chobsing Damba Hutuktu が大汗の稱號を興へられ、庫倫を首府として大蒙古帝國を建て、之が元首となり、先づロシアと條約を結んで、ロシアに種々の特權を興へてその援助を受けることとなり、事實上ロシアの保護領たるの觀を呈し、一九一三年支那はソヴェール・ロシアの壓迫の下に外蒙古の自治を承認した。

【ロシア革命】 已にしてロシアに革命が勃發し、一九一九年七月二六日ソヴェール・ロシア政府はソヴェールの諸協約の廢止を宣言し、同時に蒙古を自由なる國家として承認した。しかるに白系ロシア人は外蒙古に入り、蒙古を統一してこゝに一獨立國を建設せんと企て、こゝに赤白兩黨間に蒙古を中心に争ひが起り、支那はこの期間を卒へたものでなければ黨員として採用されず、二一歳迄の青年は蒙古革命的青年同盟に加盟し、それを通じて國民革命黨の活動に参加する。黨員たるものはマルクス及びレーニンの理論とコミンテルンの任務とを體得してゐなければならぬ。

蒙古國民革命黨の成立したのは一九一九年末、外蒙古が支那軍によつて占領されてゐた時代であつた。一九二一年二月の第一回大會において作成された綱領は、支那及び白衛軍の抑壓からの蒙古の解放を以て黨の根本目的と定めてゐるが、國內安定後採用された規約並に綱領は大體においてソヴェール・ロシアの共産黨と一致してゐる。中央機關紙としてウナン(眞理)が發行されてゐる。

【對外關係】 歴史的に支那及びロシアの間に介在して變遷を續けて來たが、一九二四年共和國としての獨立を宣言すると同時に、爾來蒙古民衆を束縛して來た種々の國際條約及び債務の無効をも宣言した。ソヴェール同盟は一九二四年五月三十一日の支那との協約によつて、外蒙古に對する支那の宗主權を認め、支那及びソヴェール同盟の協約によつて軍隊召還の期限に就き及びソヴェール同盟と蒙古國境の安全保證について諒解の成立次第、ソヴェール同盟を蒙古國民共和国より撤退せしむべきことを約し、續いて一九二五年三月六日には、ソヴェール政府は、國境の安全が保證され、秩序の確立したの鑑み、支那との協約を待つまでもなく、自ら軍隊の一部を蒙古國民共和国より撤退せしめることを支那に通知してゐる。その後蒙古共和国と支那との間には何等の交渉なく、事實上の獨立は確立され、一九二六年八月二六日には隣邦たる唐奴トウヴァ共和国と修交條約が結ばれてゐる。

【經濟】 蒙古國民共和国は經濟的には非

好機を利用して、一九一九年末にはボルシェヴィキの危險と闘争するといふ名目の下に軍隊によつて外蒙古を占領し、その自治を取消さしめ、再び支那の完全な領土となしたが、一九二〇年一〇月支那軍隊は白系ロシア一派のウングゲルン Baron Unger von Sternberg が率ひる軍隊によつて逐ひ拂はれ、活佛は再び即位し、こゝに庫倫は白系ロシアの手に歸することとなつたが、支那及び白系ロシアの干渉にあきたらぬ蒙古民衆は、既に一九二〇年國民革命黨を組織し、この指導の下に外國の干渉軍に武裝的抵抗を行ひ、アルタン・ブラクに成立した臨時革命政府はソヴェール・ロシアに後援を求め、一九二一年六月には庫倫が回復され、ついで外蒙古は赤軍及び革命軍によつて平定され、活佛は依然として元首の位置にはあつたが、一月一日大汗の權能を事實上宗教上のものに制限し封建的神政的專制政治に代つて立憲君主政治が樹立されたが、一月五日にはモスクワにおいて露蒙新條約が締結されて、事實上はソヴェール・ロシアの保護領たるの觀を呈した。

【國民共和国の成立】

一九二四年五月二〇日活佛遷化するに及んで六月一日蒙古國民政府及び國民革命黨は爾後蒙古を共和制となすことに決し、一月二六日に開かれた大フラルダン(全蒙古勤勞者大會)において、外蒙古國民共和国の樹立を宣言し、政治・經濟・社會その他の機構をソヴェール同盟に模しつゝ改革の歩を進めて今日に至つてゐる。

II 政治 【政治機構】

外蒙古が共和國として獨立すると共に、蒙古國民或ひは蒙古國民共和国と稱され、その政府は蒙古國民政府と稱せられることとなつた。蒙古國民の組織はその憲法によつて規定されてゐるが、これによれば、蒙古國民共和国の一切の權力は勤勞人民に屬

常におくれた國であり、國民經濟の基礎は遊牧業であつて、その他の經濟部門は漸く發展の緒についたばかりであるが、これら經濟機構のすべてはソヴェート・ロシアの資本によつて動かされてゐる。一九二四年國立紙幣發行銀行として商工銀行 (Commercial and Industrial Bank) が設立され、これは蒙古銀行 (Mongolbank) とも呼ばれ、資本金は一七五、〇〇〇、〇〇〇メキシコ・ドルであつたが、現在三、〇〇〇、〇〇〇メキシコ・ドルにまで増資され、その資本の五〇%まではソヴェート國立銀行が所有してゐる。貨幣は一九一五年三月以來自國の法貨を發行して來たが、現在の通貨は一九二五年に定められたもの、ツクリク (Tukhrik; Tughlik) の銀貨で、アメリカの金貨ドルの半額に當り、これが一〇〇モンテ (Mongol) に分たれてゐる。

【産業】 農業は振はず、從來支那移民が耕作に従事してゐるが、現在之に代つてロシア人及びブリアト人が従事してゐる。牧畜が國の主要産業で、住民の大部が之に従事してゐるが、一九二八年の概算によれば、馬一、三四〇、〇〇〇頭、駱駝二七〇、〇〇〇頭、牡牛一、五〇〇、〇〇〇頭、羊一〇、六〇〇、〇〇〇頭である。鑛業は金と石炭を主要なものとし、その他の鑛物も埋藏すると稱せられてゐるが未だ發達しない。工業に至つては甚だ幼稚であるが、工業經營は協同組合が國家に屬し、私人經營はない。將來の工業は牧畜生産物加工業が中心として發展するものと見られてゐる。

【商業】 蒙古の全商業は外國の高利貸的商業資本の手に握られてゐるが、共和國成立以來は國民協同組合 (蒙古中央國民協同組合) 即ちソヴェート式な所謂オペラタイフが専ら商業に當ることとなり、爾來同組合は年々發展してゐる。外國貿易は從來支那を通じてのものが多か

つたが近來はロシアとの貿易が多くなり、主として協同組合が之に従事してゐる。一九二五年における輸入額は二四、〇〇〇、〇〇〇メキシコ・ドル、輸出は二四、五〇〇、〇〇〇メキシコ・ドルである。

【交通】 主要交通機關は駱駝であるが、近年自動車道路も次第に建設されてゐる。張家口 (Kaiwan) と庫倫との間の自動車道路は一九一七年以來開通されて全長一、一六〇哩、四日乃至六日を要し、夏季のみ開かれる。鐵道は現在無く、一九二六年ソヴェートとの協約によつて庫倫とチタとの間に鐵道が敷設されることになつてゐるが未だ履行されてゐない。セレンガ (Selenga) 及びオルコン河 (Orkhon) には汽船が通じてゐるヴェルクネウディンヌク (Verkneudink) と庫倫の間には定期航空路が開設されてゐる。ソヴェート同盟とは電信の連絡あり、車倫には無電局がある。

【社會・文化】 封建的專制政治の下に最も遅れた社會構造を持つてゐる外蒙古も、共和國建設後は總べてソヴェート・ロシアを模して最も新しい社會組織へと改造されつつある。宗教は信者の私事と見做され、すべての土地、地下埋藏物、森林、河水は國有とされ、國家の權力は勤勞國民に所屬し、身分上の區別は撤廢され、舊蒙古王公及び喇嘛も一般庶民と伍するに至り、民族性、宗教、男女の如何に拘らず、すべての市民の平等權が確立され、商人、高利貸、舊貴族等にして搾取の方法で生活手段を得てゐるものは選舉權が剝奪されてゐる。數次に互つて開かれてゐる蒙古國民革命黨大會に見るも、文盲の撲滅、婦人の完全なる解放などが決議され、文化的にも自覺ましい發展を遂げ、住民の主體をなすものは蒙古人であり、住民の主要職業は牧畜である。

V 自然 主として所謂外蒙古で、東は滿洲國、西は新疆國、南は内蒙古及び河西蒙古、北はシベリア、西北は唐努トウヴァ共和國に連らなつてゐる。(地勢・氣候に就いては蒙古大觀参照)。

面積は正確な數は得られないが、ロシア人の調査によれば約一二〇萬餘平方呎で、人口は一九三二年五四〇、〇〇〇人と見積られ、そのうち約六分の一はロシア人、約五千人の支那人あり、他は主として蒙古人であるが、共和國成立以來支那人は減じてゐる。主要都市はウラン・バートル・ホト (Ulan Bator, Khoto; Ulan Bator, Hoto; 從來の庫倫 Urgan)、アルタン・ブラク (Altan Bulak; 從來の買賣城)、シンガニツ (Shinganiut; 從來の烏里雅蘇臺 Uliastutai)、サンブイ (Sambui; 從來の桑貝子) などである。

三、唐努トウヴァ共和國 (Tannu-Touva Republic)

I 歴史 古く唐努烏梁海 (Tannu Urian-ai) と稱せられた地で、初め露支兩國に屬し、後に支那の領土となり、從來外蒙古の一部をなし、清の末年には之を分つて五旗となしてゐたが、ロシアは一八七〇年以來此地に植民を行ひ、一九一一年支那革命に際して外蒙古が獨立するや、ロシアは唐努烏梁海を併合して、之をロシア領アルタイ區ウシンスク (Ustinsk) 縣の管内に入れ、かくしてロシア革命まで此の地方は支那及びロシアの爭奪的となつて來たが、ロシアの一〇月革命は唐努人にも解放の氣運を齎した。一九一九年二月には支那はロシアの内亂を利用して此地に軍隊を送り、自國商人の利益を擁護し、續いてシベリアに自衛軍が一時權力を樹立するや、支那軍隊は逐はれてこの地方もその活動舞臺となつたが、再びロシア赤軍によ

つてこの地も回復され、一九二一年八月一三日唐努諸旗代表者の大會が開かれて、茲に獨立國樹立が宣言され、一月二日には國民大會 (大フラルダン) が開かれ正式に唐努國民國家が成立し、憲法が制定された。その後封建的分子や喇嘛僧の叛亂があつたが、直ちに鎮壓され、一九二六年一月二四日の第四回大フラルダンにおいて共和制の樹立が決定された。

II 政治 その政治機構は大體において蒙古國民共和國と等しく、國家權力は勤勞國民に屬し、國家の最高機關は大フラルダンであるが、これは普通選舉によつて選出された地方代表者年一回開會する。大フラルダンは三〇名より成る小フラルダンを選出し、小フラルダンは互選によつて一名の大統領と政府員とを選出し、これが小フラルダンに責任を負ふ。立法部は小フラルダンで、年四回乃至五回開會される。選舉權は二二歳以上の總べての市民に與へられてゐるが、貴族及び僧侶は除かれてゐる。一九二五年にはソヴェート同盟と、一九二六年には蒙古共和國との間に修好條約が締結されてゐる。

小フラルダン大統領トントック (M. Tondok) 首府キシルコト Ksyilchoto (ロシアではクラスニー Krasny と稱する)

III 經濟 經濟的基礎は牧畜である。土地、地下埋藏物、森林、河川等は國有化されてゐる。鑛産は金及び石綿を主要なものとする。從來では支那資本がこの地方の經濟を支配してゐたが、今日では唐努人の協同組合が之に代つた。外國貿易は國家の獨占事業で、主要輸出品は毛織物、獸皮、羊毛等で、輸入は加工品及び鐵などである。ソヴェートの汽船がイニセイ河によつて中央シベリアのミヌシンスクと連絡してゐる。首府キシルコトとソヴェート・ロシアとの間には電信が通じてゐる。

IV 社會・文化 封建的制度は獨立と共に壊滅し、蒙古王公、喇嘛僧等の身分關係も廢され、國家の權力は勤勞國民に所屬し、階級關係も失はれ、すべての市民に平等權が與へられ、蒙古共和國と共にソヴェートの社會組織を模して、社會的にも文化的にも新しく改造されつつある。住民の主體をなすものはトウヴァ族 (Tuvan) 即ち烏梁海人 (Urianhai) で、主要職業は牧畜である。トウヴァ族はトルコ系と蒙古系との雜種と稱せられ、同語 (Uigur) に類するといはれてゐるが、系統上はトルコ語系である。宗教はマホメット教を奉じてゐる。

東・西・北の三方はシベリアに接し、南部は外蒙古に接する。北部はサヤン山脈によつてシベリアと境せられ、外蒙古との境界には唐努山脈が連らなり、一帯に高臺で、ロシアのウルクム河が此處に源を發してゐる。湖沼には庫蘇古爾湖がある。その面積は六四、〇〇〇平方哩、人口は約六五、〇〇〇人と稱され、そのうち五〇、〇〇〇人はトウヴァ人、一五、〇〇〇人はロシア人、その他は支那人と蒙古人である。主要都市は首府のキシルコト Ksyilchoto (ロシア名 Krasny) で、以前にはケム・メルデル Khen-Belder (ロシア名ビエロツカスク Bie-Jokarsk) と稱せられ、人口一〇、〇〇〇人である。

36

蘭領東インド諸島

Dutch East Indies, 獨 Niederländisch-Ostindien, 佛 Indes Néerlandaises.

I 歴史概観

一、佛教文化時代 東インド諸島、特にその西半に屬する島嶼には紀元前古くから燦然たる文化が開かれてゐた。それはインドの佛教文化の移植されたものであつて、その住民が高度の文化階段を享有してゐた事實は、現在佛蹟などに見る立派な建築物にて知ることが出来る。それが十五世紀に至り、この地方の佛教文化は回教の侵略を受けて凋落し、土民の生活は回教によつて支配されるに至つた。

二、葡・蘭の角逐 その後一六世紀の初頭に至つて始めてポルトガル人がこの地方に來航し、通商を開始したのであつた。そして一六世紀の終頃より、オランダがこの地方に進出して來るやうになつた。當時、オランダ公ウイリアムを戴いてスペインより獨立したオランダは、一七世紀に至り完全にスペインの羈絆を脱するに成功し、國勢隆々として伸張した。それと同時に海上への進出は目覚ましく、東インド諸島においてもポルトガル人の商權を奪取してこれを驅逐し、遂に一六〇二年に至り東インド會社 (East India Company) を創設して、盛に東洋方面の植民地經營及び通商の開拓に従事し、漸次勢力扶植に成功した。

一六一九年始めてシアワラ島にバダヴィア府を建て、東洋經營の根據地とした。これが蘭東インド歴史の始りである。その後、漸次各島嶼を征服し、爾後、殆んど二百年間、東インド會社の支配下にあつたが、一七九八年同會社は解散され、以來本國政府の植民地となり、本國任命の總督の支配下に置かれ、現在に至る。

II 政治

A 政治機構 政治上、蘭領東インド諸島は次の二種類、即ち、(一)直轄植民地、(二)隸屬土人國に分けられてゐる。蘭領東インド諸島統治の最高権は本國政府派遣の總督(Governor-General)の掌中にある。總督の諮問機關として七名の議員より成る參議會(Council)が置かれてゐる。これ等の參議會議員は何等行政に干渉する権限を持つてゐない。總督及び參議會議員はオランダ女王任命にかゝる。

その議長は國王の任命にかゝる。同議會はヨーロッパ人、土着人、及び東洋人(支那人、アラビア人)等を含んでゐる。一九二五年の「蘭領インド憲法」(Netherlands India Constitution)の制定により、蘭領東インドは本國政府の監督の下に、内政に關してある程度の自治を認められ、その立法権は人民議會と總督とに屬することゝなつた。【總督】 ビー・シー・ド・エンゲ博士(R. C. de Jonge) 一九三一年五月八日任命。【首府】 バタヴィア(Batavia) B 司法 ヨーロッパ人に對する裁判についてはヨーロッパ人が審理にあたり、土人に對する裁判においては彼等自身の會長が審判を擔當する。高等裁判所(High Court of Justice)が總督の駐在地たるバタヴィアに置かれ、また各種裁判所がバタヴィア、サマラン、スラバヤ、パダン、メダン、マカッサルに置かれてゐる。

兵 一個中隊、ラヤオ隊 一個中隊、電話隊 一個中隊、サーチャイト隊 一個中隊、自動車隊 一個中隊、飛行機十八機編成の飛行隊等より成る。これ等の植民地軍の全兵力は、一九三二年において、士官一、一九四名、志願兵三四、一八三名である。内譯、ヨーロッパ人六、八一九名、土人二七、三六四名である。一九一八年以來、オランダに國籍を有する一九一三歳のヨーロッパ人に對して義務兵役制度が採用され、國家總動員における兵役義務は三歳より四五歳に至る。一九三二年一月三日現在において、豫備軍兵力は將校一、五二三名、兵卒一五、〇〇一名、及び國家總動員兵力一六、二六九名である。以上の正規軍の外に、次の如き武装兵力を有する。即ち、(一)マングク・ネガラ王軍(Legion of the Native Prince Mangku Negara)があつて、約九六〇名の歩兵より成る。戦時にはこの軍隊は政府の指揮下に置かれる。(二)バリザン軍はマズラ島の土人軍歩兵より成り、三大隊、一、六四七名の勢力を有し、同島の治安維持に任じ、戦時には戦線に参加する。一九三四年度の軍事費豫算(陸海軍)は約七三、七〇〇、〇〇〇ギルダーに上る。【海軍】 東インド諸島におけるオランダ海軍は將校三六〇名、ヨーロッパ人下士卒一、七五〇名、土人下士卒二、三五〇名、義勇兵一八五名より成り、軍艦は三六隻を有し、輕巡洋艦二隻、驅逐艦八隻、潜水艦一、二隻、砲艦二隻、水雷敷設艦二隻、水雷艇四隻、練習艦として服役せる舊式戰艦一隻、監視艦二隻、潜水母艦一隻等より編成せらる。その外に飛行隊があつて、水上機六二機を有す。また植民地海軍が獨立して編成され、一四

の小艦艇を有するも、何等の軍事的價值を持たない。ヨーロッパ人一四七名、土人一六八二名がそれに服役してゐる。

E 統治政策 東インド諸島におけるオランダ本國の統治政策は極めて賢明にして、その成功を諷はれてゐる。その根幹を爲すものは、傳統的に、國際的には平和第一主義、經濟的には自由貿易主義の固執である。

何故ならば、オランダは英佛の如く列強と自由對立競争し得る強力な武力を有しない。而も狭小の國土に約七百五十萬人の人口と、年々増加する十萬の人口とを擁するオランダ本國は、その理由のみにも、本國の六十倍の面積と、無限の資源とを包蔵する東インド諸島に對する密接な經濟的關聯を一日も忽にすることを許されない。従つて本國と東インド諸島とが一體になつてのみ、今日のオランダは世界經濟界におけるそれ自身の地位を確保し得るのである。それ故、東インド植民地と本國間の延長八千八百哩に上る交通路は絶対にその安全を保證されなければならない。それがオランダの生命線なのである。平和第一主義は斯くの如き國家の必要から生れたのである。

またこの政策は貿易的には自由貿易主義となつて現れ、經濟的に世界各國に對し蘭領東インドの門戸を自由に開放する政策を採用せしめてゐる。従つて一八七二年制定の關稅法において、オランダ本國と外國との間に一切の差別的關稅障壁は設けられず、原則として平等に取扱はれてゐる。

斯くの如きオランダ本國の統治政策は東インドの産業を著しく發達せしめた。その貿易總額の如きも、大戰前の一九一三年の十億五千萬ギルダーより、躍進に躍進を重ねて一九一九年には三十三億ギルダーを突破してゐる。その輸出

超過額も一九二五年時代には十億ギルダーに垂んとした程であつた。この蘭領東インドの經濟的未曾有の躍進は主として歐洲大戰といふ好機とその自然の資源の豊富とに原因してゐるところ多きも、その一半は以上の如きオランダ本國の成功的統治政策に負ふところが少くない。然るに一九二九年末のアメリカ合衆國の恐慌に端を發した世界經濟恐慌は蘭領東インドにも大影響を及ぼした。一九二九年當時貿易總額は未だ二十六億ギルダーを維持し得たるも、翌年一九三〇年からは急激な減衰を成し、一九三二年には十億を割つてゐる。この蘭領東インド産業界の極端なる不振はオランダ政府をしてその植民地統治の根幹たる平和第一主義に基づく自由貿易、機會均等の政策を固執するを不可能ならしめた。こゝに最近オランダ本國に保護貿易論が擡頭し、政府をして種々の保護政策を採用せしめるに至つた根本原因がある。殊にこの動向に拍車をかけたものは日本の經濟的海外進出である。即ち、最近オランダ本國から蘭領東インドへの輸出は著しく減少し、日本からの輸出は激増し、遂に第一位を獲得するに至つた。

従つて、オランダ政府は自國製造工業保護のためにも、傳統的な自由保護主義に基く統治政策を放棄して、本國と植民地との間の特惠關稅の設定を目的とする保護關稅主義への轉向を持つてゐる。目下折衝中の日蘭會商の如きもこの動向の一つの現れに過ぎない。然し本國産業の利益のために、廉價な外國製品輸入を阻止するが如き政策の採用は土人の生活に脅威を及ぼしその利益を犠牲にするため、こゝに植民統治上の由々しき禍根を残すこととなる。にも拘らず今後のオランダ政府の蘭領インド統治政策は本國のために植民地住民の犠牲を顧みない過去のそれに墮して行かざるを得ないものと見られる。

III 經濟

A 財政 最近世界の經濟不況の影響を受けて、天然資源の極めて豊富な蘭領インド諸島の財政も不如意を極め、一九二七年を最後として、赤字の跡を斷つて、爾來赤字財政に悩んでゐる。次の最近八年間の歳出入統計表に見られる如く、一九二七年度には千二百萬ギルダーの剩餘を見せてゐたが、その後、年々數千萬ギルダーの歳入不足を示し、殊に一九三〇年度及び三二年度の如きはその不足額は一億三千ギルダーに達してゐる。

最近の歳出入 (單位ギルダー)

年度	歳入	歳出	歳入過不足
1927	777,925,004	765,142,687	+ 12,782,317
1928	791,618,910	847,582,144	- 55,963,234
1929	815,781,393	869,799,896	- 54,018,503
1930	753,973,000	891,541,000	- 137,568,000
1931	833,983,439	897,123,829	- 63,140,390
1932	499,387,000	629,007,000	- 129,620,000
1933*	559,754,236	657,523,934	- 97,769,698
1934*	474,365,661	563,583,844	- 89,218,183

* 概算數を示す。

【公債】 一九三三年一月三十一日現在における公債總額は一、二六一、三五六、〇〇〇ギルダーに上る。 B 資本 蘭領東インドにおける外國資本は主要産業たる砂糖、ゴム、コーヒー、茶、煙

最近の砂糖生産

Table with 4 columns: Year (年度), Harvested Area (收穫面積), Total Production (全産額), and Number of Mills (工場數). Rows for years 1928, 1929, 1930, 1931, and 1932.

一九三二年度における家畜... 砂糖は蘭領東インドにおける農業の大宗である。その耕作面積は四十萬エーカー、その年産額は二百五十萬噸、その製造工場は百數十に及ぶ。以下最近五ヶ年間の統計表を掲げれば別表の如し。

も、一八八八年、蘭領東インドの總輸出價額の八九%までヨーロッパ人農産物が占めていたのに、その後大戦直前の一九一三年に至ると、ヨーロッパ人農産物の總輸出價額に對する割合は七五・五%に下落し、更に一九二九年には六三・五%に轉落してゐる。即ち、この統計は反對に土人農業の發展躍進を物語るに他ならない。...

主要農作物

Table with 3 columns: Crop (作物), 1931 Production (1931年度), 1932 Production (1932年度). Lists crops like Coffee, Tea, Oil Palm, etc.

- (1) 土人耕作の 59,958噸をも含む。(2) 土人耕作の 61,447噸をも含む。(3) 土人から買上げられた4,337噸をも含む。(4) 土人耕作コーヒーのうち輸出せるものの 54,499噸をも含む。(5) 土人耕作の 88,717噸をも含む。(6) 土人から買上げられた 13,569噸をも含む。(7) 土人耕作の 12,424噸をも含む。(8) 土人耕作の 14,903噸をも含む。(9) ヘヴエアのみ。

最近の石油産額

Table with 3 columns: Year (年度), Production (産額). Rows for years 1930, 1931, and 1932.

【畜産業】一九三二年度における家畜... 要なる農産物はゴム、コーヒ、茶、オイル、パーム、バナナ、カ、オ等である。それ等の年産額統計表を掲げれば次の如し。

【鑛業】鑛物は埋藏量は大であるが、未だ開採されてゐる。尙一九三二年度における郵便貯金は預金者總計三九五、七〇〇名、預金總額二九、六〇四、五〇二ギルダに上る。...

最近の錫産額

Table with 3 columns: Year (年度), Production (産額). Rows for years 1929, 1930, 1931, and 1932.

但し、一九三二年度及び一九三三年度の産額は單位を米噸とする。また一九三二年度の産額は概算數によるものである。

草、コブラ、オイル、パームの栽培に投下されてゐる。この外鑛業には石油企業に投下されてゐる外國資本も少くない。これを合算する時、約三十億ギルダに達するものと考へられてゐる。そのうちオランダの投資額は三分の二の二十億ギルダに上るものと見られる。...

【金融】一八二八年の創立にかゝるジャバ銀行 (Java Bank) は資本金九百萬ギルダを擁し、蘭領東インド植民地の中央銀行である。一九三四年二月二十四日における金銀準備高は一五〇、四一〇、〇〇〇ギルダ、手形割引額及び貸出額一六九、六六〇、〇〇〇ギルダ、紙幣流通額一八九、六四〇、〇〇〇ギルダ、預金及び支拂義務ある手形二八、五三〇、〇〇〇ギルダである。...

土人耕作面積 (1932年度)

Table with 3 columns: Crop (作物), Area (面積). Lists crops like Rice, Cotton, etc.

【度量衡】蘭領東インド諸島においてはメートル法は一九三四年一月一日以来正式に採用されるに至つた。この地方において今迄用ひられてきた度量衡は次の如くである。...

【農業】蘭領東インドの農業はヨーロッパ人經營の農園と土人耕作との二方面に分れて發達して來た。ヨーロッパ人の農園は砂糖、ゴム栽培を大宗とし、ガタベルチャ、フィカス、コヒ、茶、煙草、規那、コ、ア、椰子、ココ、オイル、パーム、肉荳蔻、麻、胡椒等々が主要なるものである。...

最近の主要輸出相手国 (単位千ギルダー)

Table with 4 columns: Country, 1930, 1931, 1932. Rows include Netherlands, Singapore, USA, etc.

主要輸出品—蘭領東印度の主要輸出商品は主として原料品にして、二、三のものを除き農産物である。即ち、砂糖、ゴム、石油、コブラ、茶、煙草、錫及び錫礦、コーヒーであつて、いづれも八千五百万ギルダー以上上り、主要輸出品とする。その他一千万ギルダー以上の輸出商品は胡椒、蕃椒、タビオカ、カボック、サイザル麻、椰子油、皮革、玉蜀黍、木材等である。次に最近の主要輸出商品の統計表を掲げれば別表の如し。

最近の主要輸入相手国 (単位千ギルダー)

Table with 4 columns: Country, 1930, 1931, 1925. Rows include Japan, Netherlands, Singapore, etc.

【日蘭會商】 前述の蘭領東インド諸島の國別貿易の項において見られる如く、その輸入貿易において日本の占める位置は最近著しい向上を示し、日本の金輸出再禁止前の一九三一年(同年一月再禁止令發布)にはオランダに次いで第二位たりしも、一九三二年にはオランダを凌いで第一位に上る。然るにその輸出貿易においては日本の位置は依然として低く五、六位に過ぎず、著しい片貿易を見せ、殊に一九三三年に至つてはこの傾向著しく、この間においてオランダ政府は一九三四年一月八日に至り、兩國會商をバタヴィアにおいて開催した旨を申込み、これに對して日本政府より四月四日付を以つて右申越を承諾すべき意向を回答し、六月八日より、日本側代表長岡春一、越田佐一郎と蘭側代表長東野一、評議會副議長マイヤ、ランネット、蘭領東インド經濟長官ウエレンスタインとの間に日蘭會商開催される。そもそも日本と蘭印との貿易關係は前述の如く、一九三一年末の日本の金輸出再禁止以來、圓爲替安により日本對蘭印輸出は著しい發展を遂げた。即ち、三三年度の對蘭印輸出は一億圓、更に三三年度には一億六千萬圓に躍進し、蘭印の輸入總額中における日本商品の占める割合も三二年度の一六%より、三三年度の二一%、三四年度の四〇%に激増せるに對し、蘭印からの對日輸出は殆んど見るべきものなく、三三年度に四千萬圓、三三年度に五千六萬圓に上つたのに過ぎない。從つて日蘭會商は斯くの如き日本の蘭印に對する片貿易調整がオランダ政府の目的にして、殊に蘭印には見るべき自國産業保護の見地は割合に少ないと見るべきである。從つてたゞ單なる日本商品の制限を目的とするより、日本が蘭印の商品をより以上購入する場合には日本商品の進出を敢て妨げないといふ點は日印會商と可成り異つた意味のものといふ。また以上の輸出輸入額に關する問題でなく、蘭印側の關係は日本商品の進出による日本商人及び海運會社の進出に對して何等かの制限を設けんと希望してゐた。斯くの如き事情において開催された日蘭會商は一般原則に對する彼我の見解の相異より即ち當初より暗礁に乗り上げた。即ち日本側は蘭印の非常時輸入制限令が最惠國條約に違反する否か等の政治的制限問題を最初の議題と爲すべきことを強く主張せるに對し、蘭印側は協議を個別の經濟的問題にのみ限らんとした。そのた協議は何等の具體的進歩を見なかつた際、七月二五日に至り蘭印側は突如として陶磁器の輸入制限令を發布し、同時に未晒綿布の見越輸入の著しい増大を取り上げ、更に海運問題をも政府會商の議題とすべきことを提議するに至つた。即ち、七月三十一日、東京駐在のオランダ公使

最近の石炭産額 (単位メートル噸)

Table with 2 columns: Year, Production. Rows for 1929, 1930, 1931, 1932.

G 商業 【國內商業】 蘭領東インド諸島における商業は殆んど華僑に握られてゐると云つても過言ではない。この華僑の歴史は非常に古く、少なくとも一千年に及び、オランダ人の渡來より遙か以前に既にその海岸貿易を獨占してゐた。その上、シアツラにおいては支那人は労働者として入國を禁ぜられてゐた結果、奥地に入るを許されず、糧を都市に求めて遂に商業方面の實權を握るに至り、華僑の今日の大を爲すに至つたのである。

如く、一九三一年度には、世界的經濟不況の影響を受けて著しく減産を見てゐるが、一九三二年には再び回復してゐる。

を突破する。そして南洋華僑隨一の資産家たる建源の如きは資産實に一億と稱せられ、華僑に於ては十萬の富をなせるものは數へることが出来ない程多い。然し最近の世界的不況の重撃と日貨排斥の失敗とは、華僑に少なからざる打撃を與へ、倒産者續出してゐる状態である。その上、日本商人の猛烈なる進出のため、その地盤は奪食され、少なからざる窮境に陥つてゐる。【外國貿易】 蘭領東インドの外國貿易は近年著しく發展し、輸出においても輸入においてもその世界市場における地位を高め、世界經濟恐慌の前年たる一九二九年にはその輸出輸入貿易額は著しく伸長し、輸出十五億ギルダー、輸入十一億ギルダーに上つた。然しその後、世界經濟恐慌の深刻と共に輸出輸入額は激減し、今日において兩者共に三分の一近くに減少してゐる。しかのみならずその貿易の特長たる年々六、七億ギルダーに達する輸出超過額も僅かに一億數千萬ギルダーに激減してゐる。別掲の最近十年間輸出統計表において、その變遷過程を見る

最近の輸出入額 (単位百萬ギルダー)

Table with 4 columns: Year, Import, Export, Balance. Rows for 1923, 1924, 1925, 1926, 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932.

ことが出来る。主要輸入品—また輸入商品は食料品及び綿布の二種類のみで總輸入額の六割強を占め、その他、陶磁器、硝子及びその製品、藥品等が主要なものである。從つてこれ等の輸入商品が大部分土民大衆の生活必需品に充てられてゐるといふ事實は見逃してはならない。次に最近の主要輸入商品の統計表を掲げれば別表の如し。

主要輸入品 (1931年度)

Table with 3 columns: Commodity, Quantity, Price. Rows include food, chemicals, etc.

主要輸出品 (1931年度)

Table with 3 columns: Commodity, Quantity, Price. Rows include agricultural products, sugar, etc.

パブストは、我が外務省を訪問し「海運協定を...

以上如き蘭印當局の陶磁器の輸入制限、未...

一、明一九三三年度より三ヶ年間に砂糖百五...

三、シアヴァ糖輸出市場保護のため日本砂糖...

（國有及び民有）の總噸数は約四、六四四噸に上...

最近の入港船舶

Table with columns: 年度, 船種, 入港隻数, 入港噸数. Rows for years 1928-1932.

III 社 會

A 社會構造 蘭領東インド諸島の約六千萬...

B 民族運動 前述の如く蘭領東インド諸島...

C 階級運動 蘭領東インドにおける階級運...

V 文 化

A 宗 教 蘭領東インド諸島の住民たるマ...

一九三一年一月五日以來、ヘーグのオランダ...

【郵便】一九三二年度における取扱内國郵便...

【電話】一九三二年度における政府の電話架...

る同々教は正統的意味におけるそれとなく、たゞ表面的であつて、實際は原始的な祖先崇拜教と見らるべきところが多い。

その他、今日土人にしてキリスト教に改宗せるものは約百萬の多きに上る。また佛教を信ずるものは約百萬を數へ、活物信者(Amhit)の數も少くない。

蘭領東インド地方ではオランダ領有以來すべての宗教に完全なる自由が許されてゐる。一九三二年末におけるプロテスタント教會は政府より俸給を支給されてゐる牧師三四名、説教師三〇名、土人説教師三四五名を有す。ローマン・カトリック教會は政府より俸給を支給されてゐる牧師三七名、土人説教師一四名を有す。その他、公共基金から俸給を支給されない説教師二七六名、土人説教師五七名を有する。同年の二二宗派の布教に従事せる傳道師は八二名に上る。

B 教育 小學校は官立と公立のものがある。その種類は次の如し。即ち、(一)ヨーロッパ人及びこれに類する學童の教育を目的とする小學校、修業年限七ヶ年、(二)支那人兒童の教育を目的とする小學校(Dutch-Chinese Schools)、修業年限七ヶ年、(三)土人の兒童の教育を目的とする小學校(Dutch-Native School)、修業年限七ヶ年、(四)混合小學校、修業年限六ヶ年。別に土人語を以つて教育を授けられる公立學校がある。即ち、(一)「補助學校」(Second Class School)、修業年限五ヶ年又は六ヶ年、(二)極く初歩の教授を目的とする村落學校、修業年限三ヶ年、その他に人種の如何を問はずすべての七ヶ年制小學校が全住民に開放され、オランダ語を以つて高等小學校教育を施す學校もある。修業年限三ヶ年の「ムローラ學校」(Mulio-Schools)がこれである。これ等の公立學校と相

並んで、多數の私立學校も設けられてゐる。中等教育機關には、修業年限五ヶ年及び三ヶ年の公立中學校があり、小學校と連絡する。また別に高等小學校と連絡する修業年限三ヶ年の中學校も設けられてゐる。これ等の官立學校の外に、修業年限三ヶ年の私立女子中學校が六校、修業年限五ヶ年の私立女子中學校が六校ある。

高等教育は一九二〇年創立のバンドエング高等工業學校に授けらる。更に一九二四年に法律專門學校、一九二七年に醫學專門學校がそれぞれバタヴィアに創立された。

その他、一九三二年には次の諸實業學校がある。即ち工業學校、農學校、電氣工業學校、鐵山學校の四校(修業年限五ヶ年)、同種の二私立學校(一校は四年制、他の一校は三年制)、それ等の學校の教員一二九名、生徒一、五五三名。土人貿易學校は公立四二校、私立一九校、(うち五三校は二年制、六校は三年制、二校は四年制)、それ等學校の教員三一七名、生徒五、六九三名。商業學校五校(三年制、生徒四二四名)、農學校四校(教師三三名、生徒四〇二名)、獸醫學校一校(教師一〇名、生徒三一名)、行政法律專門學校八校、(教師七八名、生徒五五三名)。醫官養成學校一校(生徒四三名)、公立醫學校三校(教師四七名、生徒四四五名)。別にヨーロッパ人に對する商船學校が二校設けられてゐる。

教育統計 (1932年)

Table with 5 columns: 學校別 (公立/私立), 校數, 教員數, 生徒數, 經費 (單位ギルダ). Rows include categories like 公立 小學校, 私立 小學校, 公立 和支小學校, etc.

C 風俗 ジャヴァの土民 別に支那人教師養成學校は一校あるのみである。同校はすべてオランダ語にて教授せられる。その教師は一三名、生徒は一一九名である。

A 位置 蘭領東インド諸島は東經九五度から一三五度、北緯五度から南緯一〇度に互る赤道直下の海上に横たはる多數の島嶼の總稱である。即ち、北はアジア大陸に屬し、南はオーストラリア大陸に屬してゐる。このうちボルネ

VI 自然

土人の部落は周圍に溝をめぐらしてゐる。その溝の汚水のうちて行水する習慣がある。土人の住居は極めて簡易なるも、不潔が甚だしい。家屋はマタツプと稱する椰子の葉を以つて葺き、竹の柱、アンペラの床といふ簡單である。家の周圍には必ず果樹が植えてあり、日常の用に充てられる。貧民は家を共有し、數室に分ち、更にこれを基によつて幾つかに分割し、多人數を以つて共同生活を營んでゐる。

C 氣候 全土が熱帯に位するため高温多湿にして、寒暑の差は非常に少なく赤道氣候帯に屬する。夏季の平均気温は二五度以上を示し、冬季の平均気温は二五度以下に下るところあるも、年平均は二五度以上である。然し沿岸は海

D 面積・人口 蘭領東インド諸島(ニュー・ギニアをも含む)の總面積は七三三、二九六平方哩にして、一九三〇年の國勢調査による人口總數は六〇、七二九、八三六名に達する。従つて一平方哩に對する人口密度は約八二名強の少數に過ぎない。然しそのうちでも、ジャヴァの人口密度は八一七名強に達し、世界で人口密度の濃厚な地方といふことが出来る。

オの北の一部がイギリスに、ティモル島の東半(東經一二五度以東)がポルトガルに屬するのを除いて、他はすべてオランダの領土である。

風に和げられ、また山地は高度であるため涼しいところ多く、比較的淺き易い。気温の最も低い時は一月であり、その最も高い時は五月である。赤道以南の地においては六月七月に至りて気温が低下し、九月に至り再び上昇し、一〇月に至り五月と同様に再び高くなる。これは赤道氣候の特色とするところである。

島嶼別面積・人口

區分	面積 (平方哩)	人口(國勢調査)		一平方哩に對 スル人口密度 (1930年)
		1930年	1920年	
ジャバア島及びマ ラ島	51,057	41,718,335	34,984,171	817.1
スマトラ島	163,093	7,651,399	5,852,135	46.9
リョーリンガ群島	12,503	298,329	223,122	23.9
パレンカ島	4,548	205,433	154,141	45.1
ビリトン島	1,872	73,409	68,582	39.2
蘭領ボルネオ	206,061	2,194,533	1,626,001	10.6
セレベス島	73,160	4,226,586	3,108,337	57.7
モルツカ群島(1)	192,402	893,030	427,211	4.6
ティモル群島	24,530	1,656,636	1,146,660	67.5
パプア島及び タク島	4,070	1,802,146	1,565,014	442.8
計	733,296	60,729,836	49,350,834	82.8

(1) 蘭領ニューギニアをも含む。

居住 蘭領インド諸島の住民は回教を信ずる海岸島嶼種族で、マライ族が最も多い、その他、東洋人も相當に多く、約六千萬の人口のうち百數十萬を占める。就中、支那人が最も優勢にして、經濟上の實権は殆んど彼等の掌中に收められてゐる。日本人は近來渡航するもの多く、一萬以上に達し、支那人の商權を奪ひつつある現狀である。

【人種的差別】 蘭領東インド植民地の全人口は法律上からしてヨーロッパ人、土着人及びその他の東洋人に區分されてゐる。ヨーロッパ人は大體において本國オランダにおける住民と同

一の法律の支配を受け、土着人及びその他の東洋人に對しては、多くインドの制度及び習慣が參酌される。

F 土地制度 蘭領東インド諸島においては土地國有が原則的に規定されてゐる。従つて土人以外には農業用としての土地所有權は認められてゐない。一つには土地に對し非常な執着をもつ土人の舊慣を尊重するためであつて、オランダ本國人といへども土地法では外國人と同様、所有權を認められてゐない。

然し農業經營の目的のために土地使用權は認められてゐる。その形式は種々あるが、その主たるものは、(一)永租借地、(二)農業租借地、(三)借地の三つであつて、そのうち永租借地が最も普通である。即ち、それは國有地の永借を意味し、蘭領東インド政廳は最長期間七〇年にこの永借權は物權として賣買譲渡することも、抵當權の目的物たることも可能である。この借地權は最初五ヶ年間は無料、その後は低率の借地料を徴收される。その權利を享有し得る資格は、(一)オランダ臣民、(二)オランダの住民、(三)蘭領東インド諸島の住民、(四)オランダ又は蘭領東インドに設立されてゐる商會社に限定されてゐる。従つて外國人でも、入國後一〇ヶ年を経て永住權を取得したものは、この資格が與へられるわけである。

G 主要都市 首府バタヴィア(Batavia)はシアヴァ島(Sura)の西部、シアヴァ海に面し、一九三〇年の國勢調査による人口は四三七、〇〇〇人にして、過去一〇年間に七二%の増加を示す。以上のバタヴィア市の人口のうち、ヨーロッパ人は三一、〇〇〇人、支那人は七二、〇〇〇人を占める。その他、スラバヤ(Sourabaya)はシアヴァ島の東部、マブラ島の對岸にあり、

その人口は一九三〇年現在、三一三、〇〇〇人(ヨーロッパ人二六、〇〇〇人、支那人二〇、〇〇〇人)にして、過去一〇年間の人口増加率は六三%に上る。バンメン(Bandoung)はシアヴァ島、バタヴィア海の東南にあたる山中にあり、一九三〇年の人口一六七、〇〇〇人(ヨーロッパ人二〇、〇〇〇人、支那人一七、〇〇〇人)にして、過去一〇年間に對する人口増加率は七六%に上る。メダン(Medan)はスマトラ島(Sumatra)の北部、マラッカ海峡に面し、一九三〇年の人口六二、〇〇〇人(ヨーロッパ人四、〇〇〇人、支那人三〇、〇〇〇人)にして、過去一〇年間の人口増加率は六〇%に上る。

『日本國際年鑑』發刊の辭

國內と云はず、國際と云はず、幾多の難問題の錯綜渾沌を極むる現在において、一般的に最も必要とせらるゝのは、時局に對する基礎的な知識と、繼起する現象的諸問題に對する理解とである。

日本國際問題調査會はこの國民的必要に應ぜんがために、同人協力して調査研究に従事し、その成果を公刊する目的を以つて創設せられたものである。而して今回發行の『日本國際年鑑』はその根幹的の仕事なのである。

この年鑑は成美堂河出書房主河出孝雄氏の犠牲的好意により毎年出版の了解を得、こゝに創刊し得たるは感謝に耐へない所である。而してその内容には日本を始め、世界各國及び植民地の政治・經濟を中心とし、別記目次に示す通り、社會・文化・自然の各班に互る。主眼を日本及び英・米・蘇・佛・獨・伊等の世界の一等國に置き、これに次いで滿洲國・支那・インド・カナダ・オーストラリア等、太平洋を中心とする諸邦に専ら意を注ぐ。更に全世界の獨立國及び植民地のすべてを網羅し、その數百八十六ヶ國に及ぶ。従つて全世界各國の

歴史・皇室政治・經濟・社會文化・自然に對する生きてきたる百科辭典的エッセンスを把握せしむるのが我々の目圖したる所にして、以つて我國一般官民の國策樹立に資せんとするものである。従つて、我國の國際的發展のさゝやかなる一助たるを得ば、同人の欣快とするところである。「日本國際年鑑」なる名稱も、日本を中心とし全世界に互る知識資料たる意味と國運開展の希望とをこめたるものに外ならない。

上記の如くこの「日本國際年鑑」は全く營利的意圖に、基かず、本會の眞摯なる調査研究を以つて我國文化向上に資することに面目を有するものなるを了解せられ、大方の御懇切なる御後援と忌憚なき御叱正とを切に期待する次第である。

昭和一〇年四月一日

日本國際問題調査會

調査會代表

戸野原史朗
清水宣雄

推薦の辭

國際知識の涵養に資するもの

外務大臣 廣田 弘毅

方今國際政治外交は複雑多岐を極め、盤根錯節の時局に際會してゐる。かゝる國際情勢に當つては江湖の識者は勿論、國民一般が、世界的知識を豊富ならしむるを要する。我を知り彼を知るは、外交の要諦なるのみならず、大國民が外交を理解して國運の發展に資するがための日常的な心掛けなりと曰はねばならぬ。此の度日本國際問題調査會が三ヶ年に亘る懸命の努力を捧げて日本國際年鑑を出版するに至つたのは、如上の見地より見ても世を裨益するところ尠くないと思ふ。更に一層内容の完璧を期する爲め、今後逐年の改版に依つて一段と權威を増さんことを切望するものである。

斯界に於ける先鞭を賀す

内務大臣 後藤 文夫

日本最近の國家興隆は我民族意識と日本精神の振起に由來する。而うして、今後國運

の發展を永久的ならしむる爲めには、一般國民が内外の政治經濟・社會文化・自然の基礎知識と諸情勢に關する普通常識とを體得して置くことが頗る有益なりと信ぜらるゝのである。『日本國際年鑑』はかゝる方面に於ける眞摯なる研究であつて、大方の便宜となることが尠くないと思ふ。將來一層の努力を以つて完璧を期し、愈々その效用を發揮せられんことを望むと共に、類例なき日本及東洋中心の國際年鑑上梓の勞を多とし、斯界に於ける先鞭を賀するものである。

座右に備ふべき必要の書

文學博士 井上哲次郎

余は今回河出書房より『日本國際年鑑』の發行せらるゝことを喜ぶものである。年鑑の類は種々あるが英國にて發行せる『政治家年鑑』の如きは、必要缺くべからざるものである。然るに『日本國際年鑑』は我々日本人に取つてはそれ以上必要なるものである。何故なれば此方は『政治家年鑑』が特に英米二國を詳述するに對して日滿二國を詳述するのみならず、一體に大東諸國を精細に報道し、且つ『政治家年鑑』などにならぬ世界各國の現在の動きを明かにするのであるから凡そ年鑑として餘程特色のあることが分るであらう。そのみならず、恐くは如何なる斯種の年鑑よりは整備したものと云へる。それ

に「カレント・トピックス篇」及び「世界文化史論篇」などのあるのも、益々本年鑑を特色づける所以であらう。故に余は之を座右に備ふべき必要の書として廣く江湖の諸彦に推奨せんと欲する次第である。

世界的水準を往く年鑑

東京帝國大學教授 大内 兵衛

國際關係が面倒になるに従つて外國の事と日本の事とを相關的に考へて見る必要がふえる。近頃、日本でも外國と同じやうに年鑑類がたくさん出版されるやうになつたのは、まことにうれしい現象に相違ないが、同時に、少し數が多過ぎて質がよくないと云ふ憾がないでもない。いま芦田均君以下私の信賴する二十餘人のエキスパートがそれぞれその部分を擔任して新しく出來た『日本國際年鑑』を見ると、それは、右のやうな吾々の要求を充すに足るのみでなく、それ以上、吾々が當然に望み得る最上のものであると感ぜられる。この年鑑は、量的には非常に大きい。それは日本と世界とに涉つて項目を非常に多く網羅してゐるためであるが、年鑑としてはこれが重寶だ。またこの年鑑は記述の分類が詳細で、その上記事の内容は信賴出來、何より結構だ。この種年鑑では何と云つてもステーツマン・ス・イヤーズ・ブックが古くて權威があるが、あれはイギリスに詳しくて外國には

疎で、ことに世界諸國の諸事實の比較や國際關係の發展やカレントトピックスやについては缺くところが多い。その點では本書が新機軸を出して居り遙に實用的である。要するに、年鑑の出版については、これで日本も世界的水準に達したが、問題はこの年鑑が今後長くつゞくことが必要だ。關係諸彦の努力を願つてやまない。

最も時宜を得たる出版

内閣資源局總務部長

松井春生

日本に對する國際間の認識不足に付ては特に日本の國際聯盟脫退に至る諸般の事情に鑑みる迄もなく、我々は多くの苦い經驗を重ね來つてゐる。此の事は、我々が歐米諸國と全然語脈を異にする國語を有することに依つても、避け難い所があるであらうが、それだけに我々としては、出來得る限り、あらゆる機會に於て、對日本の認識を要請しなければならぬ。蓋し、斯くすることは、我が正當なる主張を、不必要な摩擦なしに貫徹する爲の根本的要件であるからである。

之と丁度同じことは、我々の歐米諸國に對する認識に付ても云へるのである。我々が、正しく、深く、此等諸國のあらゆる方面に對する認識を把握するならば、其所には、幾何程危険、不安、疑念を避け得ることであらう。今日、日本精神の發揚といふことが喧しく論ぜら

れてゐる。洵に、日本の諸國に比して優れた所を強調し、徒らなる模倣、追隨を揚棄せんとする主張として、極めて結構なことである。然しながら、其の極端に走つて所謂野郎自大に墮ることのないやう、くれぐれも戒心する必要がある。若し不幸にして斯くの如き事態に到達したならば、其の弊の及ぶ所は、明治維新以來の所謂先進國追隨の弊害よりも、更に恐るべき文化の頹廢を來すであらうことを虞れねばならぬ。

以上の意味からしても、『日本國際年鑑』の目睹するが如き、日本及世界各國の廣き分野に亘る諸般の事情の闡明は、今日に於て特に其の意義の最も深く且大なる所以を覺える。而も本書の範圍は全世界に亘り *Stateman's Year-Book* 等と略々其の軌を一にするも、その内容項目に至つては遙かにそれを超えるもので、此等の年鑑が變り行く諸國の情勢を概観するにどれだけ利便を供してゐるか判らない程であるから、正に、本書は夙に世に出づべくして出でざりしものと謂ふも過言ではあるまい。

一言所見を連ねて弘く江湖に推獎する所以である。

贊助員芳名 (五十音順)

法學博士 衆議院議員 外務省情報部長 逕信省貯金局長 評論家 日本外事協會主事 調查資料協會主事 文學博士 東京帝國大學教授 東京朝日新聞論說委員 東京朝日新聞主筆 衆議院議員 貴族院議員 內務大臣 東京文理科大學助教授 前興業銀行總裁 東京朝日新聞經濟部長 東京朝日新聞論說委員

關白 志坂 後藤 樺山 風見 緒方 大內 大上 井上 井原 稻原 伊藤 猪熊 天安 羽達 芦田 柳賢 立葉 千條 東野 中野 根岸 長谷川 馬場 原比野 日川 廣田 堀內 米野 牧野 松井 美濃 宮本 三輪 茂木 衛兵

均藏 二治 德治 明治 明郎 衛齊 虎章 英夫 侃郎 郎郎 泰

評論家 東京帝國大學教授 法學博士 東京朝日新聞顧問 前陸軍省軍事調查委員長 衆議院議員 東京商科大學教授 評論家 滿洲國大使館參事官 前海軍省軍事普及部委員長 大阪每日新聞總務局長 外務省亞米利加局長 法學博士 法學博士 內閣資源局總務部長 法學博士 滿鐵總務部資料課長 評論家

平貞 高柳 立作 千龜 東英 中野 根岸 長谷川 馬場 原比野 日川 廣田 堀內 米野 牧野 松井 美濃 宮本 三輪 茂木 衛兵

均藏 二治 德治 明治 明郎 衛齊 虎章 英夫 侃郎 郎郎 泰

編輯顧問 (五十音順)

芦田均 伊藤正 千葉龜 馬場恒 米田實

編輯同人 (五十音順)

大場芳男 佐藤立雄 戸野原史朗 中島保 難波浩 小倉虎治 清水宣雄 仲小路彰 中山茂 本莊正直

本號執筆者名 (五十音順)

芦田均 磯崎俊次 伊藤正徳 大場芳男 小倉虎治 尾崎秀實 小澤正元 香月保 河出孝雄 具島兼三郎 佐藤立雄 園田次郎 清水宣雄 戸野原史朗 千葉龜雄 中島保 仲小路彰 難波浩 中山茂 濱正雄 馬場恒吾 本莊正直 林廣吉 益田豊彦 本多助太郎 箕輪錬一 笠信太郎

本調査會の數年に互る調査研究の途次、昭和九年一月三〇日文學士本莊正直君を喪ひ、更に同年五月二六日には法學士磯崎俊次君の長逝に遭ひ、兩君の多大なる協力を回想し、愈々こゝに本年鑑の發刊を見て哀悼の情の一層切なるを覺ゆると共に、兩君の生前の努力に對して深く感謝の意を表するものである。

凡例

一、編輯方法

一、本年鑑は日本を始め、全世界の各獨立國、植民地、聯盟管理地、委任統治地、租借地を大小盡く集録したるものにして、その數は實に獨立國六十九ヶ國、植民地百一ヶ國、聯盟管理地二ヶ國、委任統治地十二ヶ國、租借地二ヶ國に及び、總計百八十六ヶ國の多數に亘る。
一、これ等の諸國に就いての分類法は、第一編を特に日本篇とし、以下に第二編アジア篇、第三編アフリカ篇、第四編オセアニア篇、第五編北アメリカ篇、第六編南アメリカ篇、第七編ヨーロッパ篇の五十音順の大陸別による。
一、更にこれ等大陸内の諸國を五十音順により配列し、各國を二様に歴史・皇室・政治・經濟・社會・文化・自然の七章に分け、更に各章を別記細目次内容に示す通りの各項目に亘つて詳述し、完全に網羅且つ體系的なるを期した。
一、斯くの如く本年鑑は全世界に就いて國別的に廣汎且つ詳細に亘りたる沿革及び現狀を記述し、基礎的資料の提供を圖り、以つて從來の日本並びに世界の各種年鑑の全く企圖し能はざるところを特徴とするものである。
一、加ふるに以上の各國別篇の外に、カレント・トピックス篇を設けて、目下繼起しつゝある世界の重要問題に就いて現實的解説を興へ、更に世界文化史論篇において各専門權威者により世界の政治・外交・軍備・經濟・文藝に就いての文化批判を附加した。

二、記述方法

一、記述の形式は先づ歴史的概觀或は事實の沿革を明かにし、更に各事項の基本的構成を明確にし、次いで最近の現象、特に一九三〇年以來一九三五年初頭に至るまでを詳述した。
一、以上の現狀を記述する場合、繼起する現象の時間的發展を逐時的に記載し、成る可く事象の動的な方面を明確ならし

めるやう努力した。例へば「現内閣」の記述においては先づ内閣成立當初の事情と顔觸を示し、以下その改造、更迭等の變化を時間的に記載するに努めた。

一、特に歴史的發展及び基本的構成の記述は、本年鑑創刊の一九三五年版の最大特色の一にして、以後逐年刊行せられる各版の基本的なものたらしめることを企圖した。従つて明三六年版においては一層動的現象の記述に主眼を置かんことを期してゐる。

一、上記記述は専ら客觀的方途において試みられ、基礎的にして且つ資料的な報告及び統計を網羅した。特に統計は主として各國の官廳統計により、最近五ヶ年に亘る精密にして詳細な逐年の數字を採用した。

一、また調査執筆にあつたつては廣く内外官民の文獻及び調査資料を蒐集し、三ヶ年に亘る具體的研究に従事し、以つて記事の正鵠及び確實を旨とした。

三、項目内容

一、各國はすべて歴史・皇室・政治・經濟・社會・文化・自然の七章に大別し、各章は次の如く細別した。

政治——政治機構、行政(現内閣)、立法(現議會)、司法、地方行政、政黨(各政黨の綱領、黨指導者)、外交、國防、

政治の動勢(最近における政界の重要なトピックス)

經濟——財政(公債)、資本、國際貸借、金融(銀行)、貨幣、度量衡、生産(産業大觀、農業、畜産業、林業、水産

業、鑛業、工業)、商業(國內商業、外國貿易、物價、保險)、運輸・交通(道路、鐵道、船舶、航空)、通信、

經濟の動勢(最近における經濟界の重要なトピックス)

社會——社會構造(身分、職業、民族、階級の諸關係)、民族運動、階級運動、勞働(勞働組合、勞働條件、勞働狀

態、勞働爭議)、失業、社會運動、社會事業、衛生、社會政策、社會の動勢(最近における社會の重要な

トピックス)

文化——文化概觀、神社、宗教、教育、思想、科學(哲學、社會科學、自然科學)、藝術(音樂、美術、建築、文學、

演劇、映畫)、新聞、雜誌、出版、風俗、スポーツ

自然——自然的條件、地勢(位置、山系、水系、平野、沿岸)、地質、氣候(雨量)、面積、人口、人口政策、都市、

植民地、植民政策

一、すべての最近の事象は個別的に各項目に分けて蒐録されてゐるが、同時に全體的重要問題に關しては特に各章末に「動勢」の項を設けて總括的に詳述した。

一、なほ主要諸國、即ち、日本、滿洲國、中華民國、アメリカ合衆國、イギリス、イタリア、ソヴェート聯邦、ドイツ、フランスの九ヶ國に就いては、特に「年誌」の章を設け、一九三三年一月一日より三四年九月末日に至るまでの重要日誌を附した。

一、また特にエチプト、イタリア、ギリシアの三ヶ國には最後に「古代文化」の章を設けて、これ等諸國の燦然たる繁榮の跡を明かにし、以つて現狀の理解に便ならしめた。

一、更にパレスティンには最後に「ユダヤ王國」の章を設けて、現在世界各國において重大問題となつてゐるユダヤ民族の歴史的解説を與へ、その現狀を詳述した。

四、用語法

一、外國文字の發音に就いては原語發聲法に近からん假名使を用ひることに努めた。

一、また人名、地名、その他主なる事項には外國語を挿入した。

一、なほ國名においては、ロシアをソヴェート聯邦、支那を中華民國、アビシニアをエチオピア、メソポタミアをイラク、ドミニカをサント・ドミンゴとした。

昭和十年九月五日印刷
昭和十年九月十五日發行

アジア年鑑(日本國際
年鑑分冊)
定價壹圓五拾錢

著作者

日本國際問題調查會

印刷者兼

河出孝雄

印刷所

宮本印刷所

東京市日本橋區通三丁目一番地
東京市神田區小川町一丁目十一番地

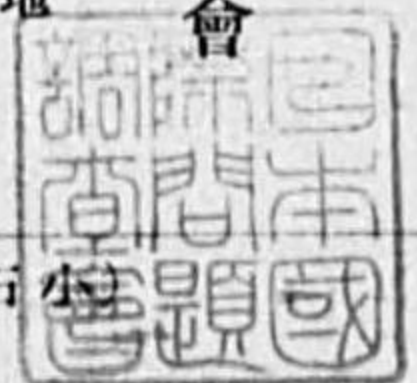


發行所

河出書房

東京市日本橋區通三丁目一番地
電話日本橋二七七七
振替東京一〇八〇二番

(所本製田寺・川石)



14.5
465

終